



埼玉県報

第470号
令和5年(2023年)
12月1日
金曜日

目次

規則

- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（食品安全課）
- 埼玉県景観規則の一部を改正する規則（都市計画課）
- 埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（出納総務課）

告示

- 財政状況の公表（財政課）
- 埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業に関する落札者等の公示（スポーツ振興課）
- 蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会（環境政策課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 新江川土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 保安林の皆伐面積限度の公表（森づくり課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 指定納付受託者の指定（高校教育指導課）
- 令和5年度埼玉県立学校タブレット端末等貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- インターネットシステムサーバ機器等の貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 運転免許証申請自動受付装置の貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 令和5年度第3回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表（選挙管理委員会）
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（内水面漁場管理委員会）

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「省令」の下に「第六十七条の二第一項、」を加える。

様式第四号及び様式第五号を次のように改める。

様式第4号 (第4条関係)

【許可・届出共通】		年 月 日	
(宛先)			
埼玉県知事		整理番号：	
埼玉県 保健所長		※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届 (新規、継続)			
食品衛生法 (第55条第1項・第57条第1項) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 <input type="checkbox"/>)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

様式第5号 (第4条関係)

年 月 日

(宛先)
 埼玉県知事
 埼玉県 保健所長

整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	譲渡した者の氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所(法人にあつてはその所在地)		
	譲渡年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し等。)	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が二人以上いる場合)	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)	
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)	

様式第七号及び様式第八号を次のように改める。

様式第7号 (第4条関係)

<p>【許可・届出共通】</p> <p>※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。 ※太枠内については変更がある項目のみ記載してください。</p>		年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事 埼玉県保健所長		整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。	
営業許可申請書・営業届 (変更)			
食品衛生法施行規則 (第71条) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。 ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 <input type="checkbox"/>)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に 応じた 情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員の中に(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶詰収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/>	施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

様式第8号 (第4条関係)

【許可・届出共通】		年 月 日	
※太枠内の該当する項目は、必ず記載してください。		整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。	
(宛先)			
埼玉 県 知 事 埼玉県 保健所長			
営業許可申請書・営業届 (廃業)			
食品衛生法施行規則 (第71条の2) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。			
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。			
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 <input type="checkbox"/>)			
申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営 業 の 形 態		備 考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日		年 月 日	
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当は	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号	※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)	認定番号等		
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合				
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(電子情報処理組織による申請等の様式)

3 この規則の施行の際、電子情報処理組織（埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）であつて知事が認めるものを使用して申請等（同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）を行う場合における様式については、この規則の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織による申請等の様式によるものとする。この場合において、当該様式中名宛人である知事又は保健所長に付している敬称の取扱いについては、知事等を名宛人とする埼玉県規則の様式における敬称の取扱いの特例に関する規則（平成二十年埼玉県規則第六十二号）本文の規定の例によるものとする。

規 則

埼玉県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十一号

埼玉県景観規則の一部を改正する規則

埼玉県景観規則（平成十九年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表）、様式第三号及び様式第四号（表）中「（田圃又は記名押印）」を削り、「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「（田圃又は記名押印）」を削り、「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

様式第九号（表）中「圃」を削る。

様式第十号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第十一号、様式第十三号(表)、様式第十四号、様式第十六号から様式第十八号までの規定、様式第二十号及び様式第二十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「(白濁又は記名押印)」を削り、「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第二十四号、様式第二十七号及び様式第二十九号中「あて先」を「宛先」に改め、「(白濁又は記名押印)」を削り、「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県景観規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十二号

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(埼玉県証紙条例施行規則の廃止)

第一条 埼玉県証紙条例施行規則(昭和四十四年埼玉県規則第十三号)は、廃止する。

(埼玉県税条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第六項中「第五十五条の二第二項(同項第二号に該当する場合に限る。)」を「第五十五条の二第一項」に、「第五十五条の十一第五項」を「第五十五条の十一第四項」に改める。

第二条の七第二号を次のように改める。

二 条例第五十五条の二第一項の規定による納付の方法及び条例第五十五条の十一第四項の規定による徴収の方法

第二条の七第三号を削る。

第三十五条の二及び第三十五条の三を次のように改める。

第三十五条の二及び第三十五条の三 削除

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十六条又は第六十一条第二項の規定により提出する」に改め、同項を同条とし、同条第三項を削る。

第四十一条から第四十三条までを次のように改める。

第四十一条から第四十三条まで 削除

第四十四条の表五十九の二号から五十九の十一号までを削り、同表六十一の三

号中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第二項」に、「第五十五条の

十一第五項」を「第五十五条の十一第四項」に改め、同表〔六十四号から六十四の

二の八号までを次のように改める。

〔六十四から六十四の二の八まで〕 削除

第四十四条の表〔六十四の五号を次のように改める。〕

〔六十四の五〕 削除

別記様式第四号（六）を次のように改める。

別記様式第四号（六）（狩猟税を普通徴収する場合に用いるもの）

狩 猟 税 納 税 通 知 書		
(納税者) 住(居)所 氏 名 様 (法人にあつては、所在地、) (名称及び代表者氏名)		税第 号 年 月 日
埼玉県 県税事務所長 印		
地方税法第700条の51の規定により下記の狩猟税の納税義務を負うこととなりましたので、納期限までに、埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関又は埼玉県収納代理金融機関へ納付してください。		
免 許 の 種 類	税 率	税 額
	円	円
納 期 限	年 月 日	
摘 要		

- 注意1 納期限までにこの税金を納付しなかつた場合は、督促に続き滞納処分が行われま
 す。また、税額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日まで
 の期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)
 に、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあつては年7.3%(地
 方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合の適用があるときは、
 当該延滞金特例基準割合に1%を加算した割合)、当該納期限の翌日から1月を経
 過した日以降の期間にあつては年14.6%(同項に規定する延滞金特例基準割合
 の適用があるときは、当該延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合)の割合
 を乗じて得た額の延滞金を納付してください。
- 2 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つ
 た日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることがで
 きます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出するこ
 とにより行つてください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達
 を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が
 被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴え
 は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこと
 とされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、
 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必
 要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を
 経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第十九号（一）中「**収入証紙ちよう付欄**」を削る。

別記様式第十九号（三）中「**収入証紙貼付欄**」

を削る。

別記様式第十九号の二（一）中「**収入証紙ちよう付欄**」を削る。

別記様式第十九号の二（三）中「**収入証紙貼付欄**」を削る。

別記様式第五十九号の二から別記様式第五十九号の十一までを削る。

別記様式第六十四号から別記様式第六十四号の二の八までを次のように改める。

別記様式第六十四号から別記様式第六十四号の二の八まで 削除

別記様式第六十四号の五を次のように改める。

別記様式第六十四号の五 削除

（埼玉県漁船法施行細則の一部改正）

第三条 埼玉県漁船法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号、様式第九号、様式第十一号及び様式第十二号中「**収入証紙**」を削り、「**めん先**」を「**宛先**」に改める。

（建設業法施行細則の一部改正）

第四条 建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第八号中「**収入証紙**」を削る。

（家畜商法施行細則の一部改正）

第五条 家畜商法施行細則（昭和三十七年埼玉県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「めん先」を「宛先」に改め、「**印**」及び

埼玉県収入証紙
ちよう付箇所
(消印をしない)
でください。

を削る。

(建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部改正)

第六条 建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則(昭和三十九年埼玉県規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中

「
埼玉県
収入証紙
付け箇所
貼
」

を削る。

様式第三号及び様式第四号中「あつ先」を「宛先」に改め、

「
収入証紙
」

を削る。

様式第五号及び様式第六号中「あつ先」を「宛先」に改め、

「
収入証紙
」

を削る。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第七条 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年埼玉県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第六号中

「
埼玉県収入証紙
付け箇所
貼
」

を削る。

(埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部改正)

第八条 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

様式第六号の三中

「
埼玉県収入証紙
付け箇所
貼
」

を削る。

様式第八号、様式第九号、様式第十四号及び様式第十五号中

「
埼玉県収入証紙
付け箇所
貼
」

「
所
貼
」

を削る。

様式第十六号中

「
埼玉県収入
証紙貼付の
箇所
」

を削る。

(埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に関する条例施行規則(昭和四十七年埼玉県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「申請書」を「申請時」に改め、「知事が指定する書面に、手数料の額に相当する額の埼玉県収入証紙をはつて」を削り、同条第二項中「当該申請書に」を削り、「に相当する額の埼玉県収入証紙をはつて」を「を」に改め、同条第三項を削る。

(埼玉県立高等看護学院学則の一部改正)

第十条 埼玉県立高等看護学院学則(昭和四十八年埼玉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

第十三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

様式第一号(表面)を次のように改める。

(表面)

(注2)

受験番号

(注1) (推薦選考・社会人選抜・一般選抜)

年度

埼玉県立高等看護学院入学願書

私は、埼玉県立高等看護学院に入学を志願します。

年 月 日

(宛先)

埼玉県立高等看護学院長

ふりがな		性 別
氏 名		男・女
生 年 月 日	年 月 日生 (年 月 日現在 歳)	
ふりがな		
現 住 所	〒 (—)	
電 話	自 宅 — — 携 帯 — — (注3) その他 — — (名前・関係等)	

- (注) 1 (推薦選考・社会人選抜・一般選抜) のいずれかを○で囲んでください。
2 「受験番号」欄は記入しないでください。
3 「電話」欄の「その他」は、自宅、携帯以外で志願者に緊急連絡が可能な連絡先並びにその者の名前及びその者と志願者との関係等(親類、勤務先、友人等)を記入してください。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第13条関係）

誓 約 書

埼玉県立高等看護学院に在学中は、諸規則を固く守り、学業に精励します。

年 月 日

本人 氏 名 _____

上記の者が埼玉県立高等看護学院に在学中は、本人の身上に関する一切のことについて、私ども連帯して引き受けます。

年 月 日

保証人 住 所 _____

学生（本人）との続柄 _____

氏 名 _____

保証人 住 所 _____

学生（本人）との続柄 _____

氏 名 _____

（宛先）
埼玉県立高等看護学院長

(埼玉県土採取条例施行規則の一部改正)

第十一条 埼玉県土採取条例施行規則(昭和四十九年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中

「
収入証紙
貼付け欄
(消印をしないこと。)
」

を削る。

(埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第十二条 埼玉県屋外広告物条例施行規則(昭和五十年埼玉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「
収入証紙
」

を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3

から5までを2から4までとする。

様式第二号中

「
収入証紙
」

を削り、同様式の注を次のように改める。

注 ※印の欄には記入しないこと。

様式第三号中

「
収入証紙
」

を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3

を2とする。

様式第十二号(第一面)中

「
収入証紙
貼付欄
」

を削る。

様式第十六号中

「
収入証紙
」

を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、

3を2とする。

(埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)
第十三条 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十年埼玉県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(第一面)中

「
収入証紙貼付欄
(消印しないこと。)
」

を

削る。

(埼玉県立高等技術専門校規則の一部改正)

第十四条 埼玉県立高等技術専門校規則(昭和六十一年埼玉県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「
埼玉県収入証紙
貼付欄
(短期課程を除く。)
」

を削る。

(農林水産業の分析依頼等に関する規則の一部改正)

第十五条 農林水産業の分析依頼等に関する規則(平成十二年埼玉県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「
(埼玉県収入証紙ちよう付個所)
」

を削る。

(埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部改正)

第十六条 埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)の一部を次のように改正する。

様式第五十号を次のように改める。

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※講習の結果	
※講習の期間	

公害防止主任者資格認定講習受講申込書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

※受講者番号					
--------	--	--	--	--	--

ふりがな
氏名

現住所	(郵便番号)	(電話番号)
生年月日	年 月 日	
勤務先	名称	
	代表者の氏名	
	所在地	(郵便番号) (電話番号)
受講した区分	大気関係 水質関係 騒音・振動関係 ダイオキシン類関係	

ちょう 写真貼付欄	
写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、提出前6月以内に脱帽正面で撮影した上半身像を貼り付けること。	
撮影年月日	年 月 日

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

(埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)
第十七条 埼玉県宅地建物取引業法施行細則(平成十五年埼玉県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

埼玉県収入証紙
(消印しないこと。)

を削る。

「収入証紙貼付欄

収入証紙貼付欄

様式第三号の二中

を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)
第十八条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年埼玉県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

収入証紙

様式第五号及び様式第六号中「(田圃又は記名押印)」及び

を削る。

様式第十一号(表面)を次のように改める。

※ 1 新規	※ 2 一部免除
事務所 ※	申込番号 ※

受験票 A

写

真

ふりがな
氏 名

1 免許の種類
網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許

2 受験日
年 月 日

3 受験場所

(切り離さないこと。)

※ 試験の結果					
※	視力	聴力	運動能力	知識	技能
適性試験					
受付番号	※	備考	※		

太枠内は、必ず記入してください。

※ 1 新規	※ 2 一部免除
事務所 ※	申込番号 ※

受験票 B

ふりがな
氏 名

1 免許の種類
網猟免許
わな猟免許
第一種銃猟免許
第二種銃猟免許

2 受験日
年 月 日

3 受験場所

(切り離さないこと。)

受付番号	※
備考	※

太枠内は、必ず記入してください。

様式第十二号（表面）を次のように改める。

事務所 ※				
認定鳥獣捕獲等事業に従事する者に該当することの有無				有・無
申込番号	※	※	※	※
受検票 A				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写</p> <p style="text-align: center;">真</p> </div>				
ふりがな 氏名				
1 免許の種類と交付年月日				
免許の種類	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許
交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
2 受検日 年 月 日				
3 受検場所				
※ 講習の受講				
※ 適性検査	視力	聴力	運動能力	
		受付番号	※	
			※	
			※	
			※	
		備考	※	

（切り離さないこと。）

太枠内は、必ず記入してください。

事務所 ※			
認定鳥獣捕獲等事業に従事する者に該当することの有無			有・無
申込番号	※	※	※
受検票 B			
ふりがな 氏名			
1 免許の種類 網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許			
2 受検日 年 月 日			
3 受検場所			
※ 講習の受講			
※ 適性検査	視力	聴力	運動能力
		受付番号	※
			※
			※
			※
		備考	※

（切り離さないこと。）

太枠内は、必ず記入してください。

様式第十三号（表面）を次のように改める。

(表面)

※ 登 録 番 号						
※ 狩 猟 免 許		有 ・ 無				
※ 損 害 の 賠 償		有 ・ 無				
※ 放鳥獣猟区の区域の登録の有無		有 ・ 無				
※ 課税免除又は軽減税率適用の有無		有 ・ 無				
※整理番号						
狩 猟 者 登 録 申 請 書						
(宛先) 埼玉県知事		年 月 日				
		写 真				
ふりがな						
氏 名						
生年月日	年 月 日					
住 所	〒					
電 話 番 号						
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により、狩猟者登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類等（□に✓印を付すとともに、該当する番号を○で囲む。第一種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第二種銃猟免許に係る登録申請をすること。）</p>						
狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類・使用する猟具		所持する狩猟免許の内容				
□網猟免許に係る登録	(1) 網	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交 付年月日	年 月 日
□わな猟免許に係る登録	(2) わな	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交 付年月日	年 月 日
□第一種銃猟免許に係る登録	(3) ライフル銃 (4) 散 弾 銃 (5) 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交 付年月日	年 月 日
□第二種銃猟免許に係る登録	(6) 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		□第一種銃猟免許	□第二種銃猟免許	
		都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交 付年月日	年 月 日

様式第十四号（表面）を次のように改める。

(表面)

※整理番号		※登録番号		※狩猟免許		有・無		
		※損害の賠償		有・無				
		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		有・無				
		※課税免除又は軽減税率適用の有無		有・無				
狩猟者変更登録申請書								
(宛先) 埼玉県知事				年 月 日				写真
ふりがな								
氏名								
生年月日		年 月 日						
住所		〒						
電話番号								
変更しようとする狩猟者登録証の番号		種類 第		猟 号				
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日		年 月 日						
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第6条第2項の規定により、狩猟者変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類等(□に\times印を付すとともに、該当する番号を○で囲む。第一種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第二種銃猟免許に係る登録申請をすること。)</p>								
変更登録を受けようとする狩猟免許の種類・使用する猟具			所持する狩猟免許の内容					
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録		(1) 網	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録		(2) わな	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許に係る登録		(3) ライフル銃 (4) 散弾銃 (5) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許に係る登録		(6) 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許			
			都道府県知事名	知事	狩猟免許の番号	交付年月日	年 月 日	

(知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第十九条 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

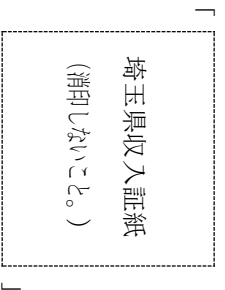
別表第一の三埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の項を削る。

別表第二の二埼玉県税条例施行規則の項を削る。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第二十条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年埼玉県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中



を削る。

(埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部改正)

第二十一条 埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則(令和三年埼玉県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第九号中「、収入印紙及び収入証紙」を「及び収入印紙」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。

(埼玉県証紙条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による廃止前の埼玉県証紙条例施行規則第八条第二項の規定による証紙の交付を受けた指定売りさばき市町村(同規則第七条第一項の指定売りさばき市町村をいう。)であつて、同規則第八条第三項の証紙代金を納付していないものは、なお従前の例により当該代金を納付しなければならない。

3 埼玉県証紙条例を廃止する等の条例(令和四年埼玉県条例第四十四号)附則第五項又は第六項の規定により、証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、附則様式第一号の埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書に、当該証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

(埼玉県税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 収納計器取扱人(第二条の規定による改正前の埼玉県税条例施行規則(以下「改正前県税規則」という。))第三十五条の二第一項の収納計器取扱人をいう。以下同じ。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和十年十二月三十一日までの間、証紙代金収納計器(同項の証紙代金収納計器をいう。)による収納印を誤って表示した場合において、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、当該誤って表示した収納印の表示金額に相当する金額の還付を受けることができる。

5 収納計器取扱人は、施行日から令和十年十二月三十一日までの間、既に収納印を表示した金額の合計額が始動票札に表示した金額に達していないときは、当該始動票札に表示した金額から既に収納印を表示した金額の合計額を控除して得た金額(次項において「始動票札残高」という。)の還付を受けることができる。

6 前二項の規定により還付を受けようとする者は、附則様式第二号の証紙代金収納計器に係る納入金還付請求書に、収納印を誤って表示したことを証する書類又は始動票札残高を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

7 知事は、改正前県税規則第三十五条の三第二項の規定により、令和五年十二月三十一日現在における交付対象額について同条第一項の規定を適用して計算して得た額から既に交付した手数料の額を控除して得た額を収納計器取扱人に対して交付しようとするときは、令和六年一月三十一日までに行うものとする。

8 改正前県税規則第三十九条の狩猟税に係る納税証紙(消印された納税証紙及び著しく汚損し、又はき損した納税証紙を除く。以下「納税証紙」という。)を保有する者(改正前県税規則第四十二条第一項の納税証紙売りさばき人(次項において「納税証紙売りさばき人」という。))を除く。)は、施行日から令和十年十二月三十一日までの間、これを知事に返還して当該納税証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

9 納税証紙売りさばき人は、施行日前に買い受けた納税証紙を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十年十二月三十一日までに当該返還をした者に対し、当該納税証紙の額面金額から当該納税証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

10 前二項の規定により、納税証紙を返還して還付を受けようとする者は、附則様式第三号の納税証紙返還・証紙代金還付申請書に、当該納税証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

(改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

11 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

附則様式第1号（附則第3項関係）

埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例^{附則第5項}_{附則第6項}の規定により、証紙を返還し、証紙代金の還付を申請します。

還付を受けようとする金額		円
還付を受けようとする理由		1 証紙廃止のため 2 その他 ()
購 入 年 月 日		年 月 日
返 還 す る 証 紙		円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚 円券 枚
振 込 先	金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農 協 本(支)店
	口 座 番 号	普通・当座 No.
	フリガナ	
	口 座 名 義	

附則様式第2号（附則第6項関係）

証紙代金収納計器に係る納入金還付請求書	
年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事	
所在地 収納計器取扱人（請求者） (法人名及び) 代表者氏名	
埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 附則第4項の規定に基づき、次のとおり証紙代金収納計器に係る納入金の還付を請 附則第5項 求します。	
還付を受けようとする金額	円
上記金額に対応する 始動票札の交付番号	
還付の事由 (還付を受けようとする事由) (を具体的に記入すること。)	

附則様式第3号（附則第10項関係）

納税証紙返還・証紙代金還付申請書		
(宛先) 埼玉県知事		年 月 日
〒 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号		
埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 附則第8項 附則第9項の規定により、納税証紙を返還し、証紙代金の還付を申請します。		
還付を受けようとする金額	円	
還付を受けようとする理由	1 納税証紙廃止のため 2 その他（ ）	
購 入 年 月 日	年 月 日	
返 還 す る 納 税 証 紙	16,500円 納 税 証 紙	枚
	11,000円 ”	枚
	8,200円 ”	枚
	5,500円 ”	枚
	4,100円 ”	枚
	2,700円 ”	枚
振 込 先	金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合 本（支）店 労働金庫 農 協
	口 座 番 号	普通・当座 No.
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	

告 示

埼玉県告示第千四百三号

令和五年度当初予算の概要及び令和五年度上半期の財政状況等を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の三第一項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

財政状況の公表

この財政状況は、県民の皆様に県の財政状況をお知らせするため、毎年2回定期的に公表しているものです。今回は、令和5年度当初予算を中心に、本年度上半期の財政状況について、その概要を説明いたします。県財政について、県民の皆様に御理解をいただき、県政の運営について積極的な御協力をお願いいたします。なお、計数については、原則として、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計や他の公表資料における数値と一致しない場合があります。

目 次

1 令和5年度当初予算の状況

(1) 令和5年度当初予算のポイント

(2) 主要施策の概要

(3) 財政健全化に向けた取組

(4) 計数表

2 令和5年度上半期の財政状況

(1) 補正予算

(2) 歳入歳出予算の執行状況

ア 令和4年度（出納整理期間）

イ 令和5年度

(3) 財産

(4) 県債

(5) 一時借入金

3 令和5年度における県税負担状況

4 公営企業業務状況

(1) 総合リハビリテーションセンター病院事業

(2) 工業用水道事業

(3) 水道用水供給事業

(4) 地域整備事業

(5) 流域下水道事業

5 令和6年度当初予算編成方針

1 令和5年度当初予算の状況

(1) 令和5年度当初予算のポイント

総 括

ポストコロナ元年 ～持続可能な発展に向けて～

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症対策は、国において感染症法上の位置づけを5月8日以降に「2類相当」から「5類」へ変更する方針が示されるなど、一つの転換点を迎えようとしている。また、コロナ禍を契機に進んだ社会全体のデジタルトランスフォーメーションは人口減少下であっても生産性を向上させることを可能とし、エネルギー価格の高騰は社会全体の再エネ・省エネへの意識を更に高めている。国の方針を踏まえ新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組みつつも、「ポストコロナ元年」として10年、20年先を見据え、埼玉県の持続的な発展につなげていく。

こうした基本的な考えに立ち、令和5年度当初予算は、「社会的課題の解決と経済の両立」、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「『日本一暮らしやすい埼玉』実現への加速」に最優先に取り組むこととし、限りある財源を重点的に配分して編成した。

予 算 規 模

◆ 一般会計

2兆2,110億9,500万円 (前年度比0.8%減)

(4年度 2兆2,284億5,900万円)

予算規模は昨年度に次ぐ過去2番目の規模であり、3年連続の2兆円超え

◆ 全会計合計（一般会計・特別会計・企業会計）

3兆6,584億6,987万5千円 (前年度比0.4%増)

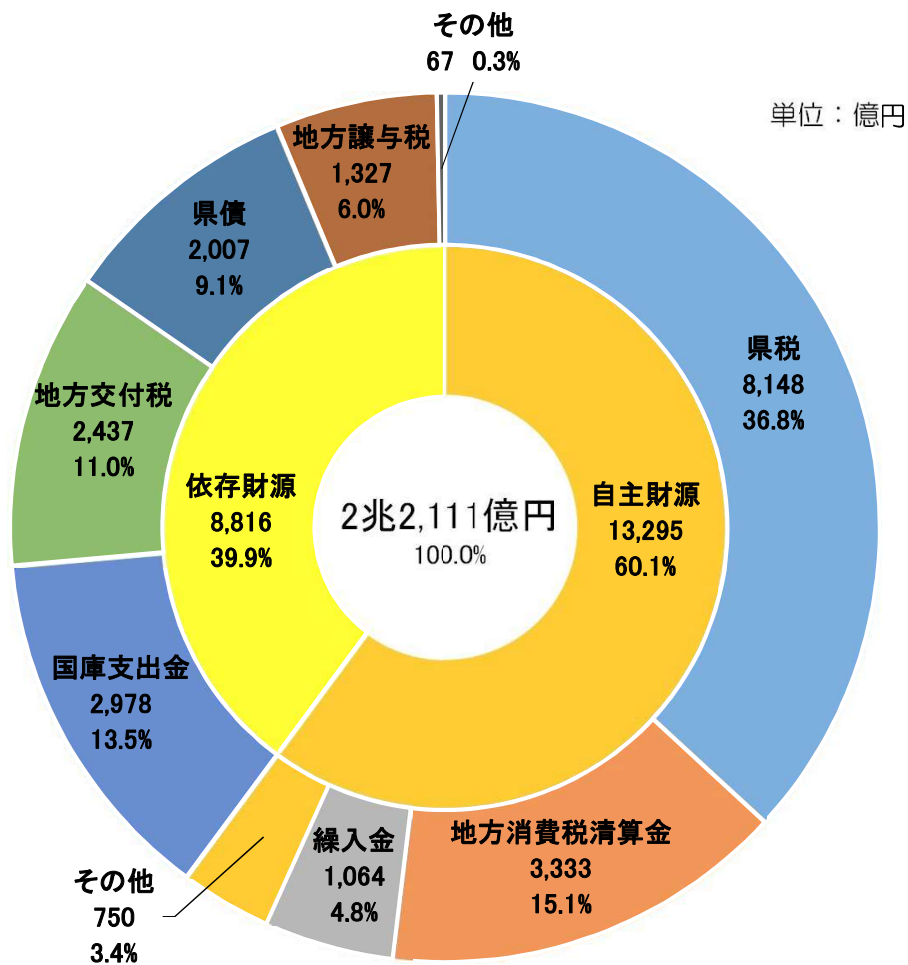
(4年度 3兆6,455億5,320万1千円)

参考 一般会計予算規模の推移（当初対比）

年 度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
予 算 額	17,299	18,290	18,805	18,644	18,658	18,885	19,603	21,198	22,285	22,111
伸 び 率	3.2	5.7	2.8	▲0.9	0.1	1.2	3.8	8.1	5.1	▲0.8

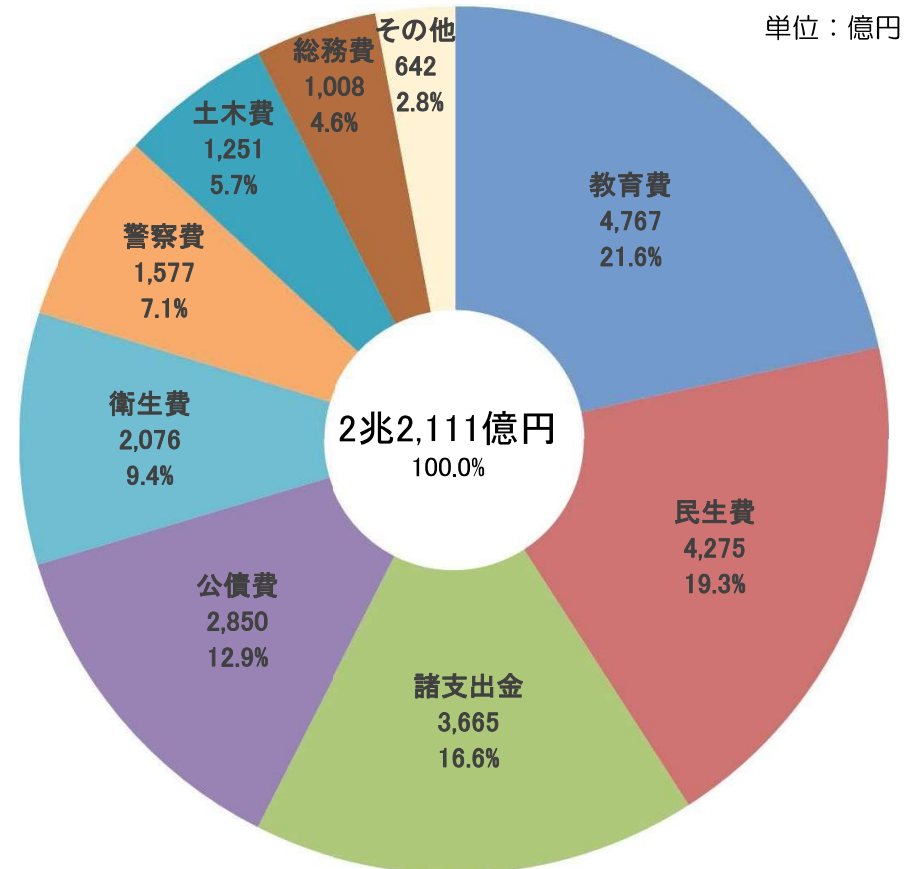
歳 入

- 県税収入は、個人県民税や法人二税など8,148億円を計上
- 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など2,978億円を計上
- 県債は、臨時財政対策債など2,007億円を計上



歳 出

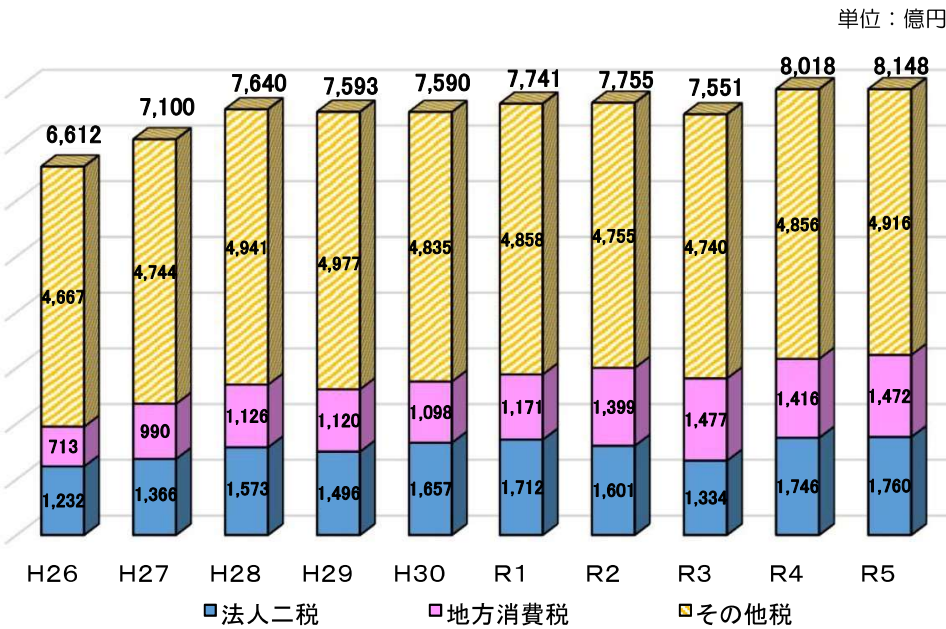
- 教育費は、教職員給与費や特別支援学校の建設費など4,767億円を計上
- 民生費は、市町村が行う介護給付や保育所等の運営費への負担金、新たな児童相談所の整備など4,275億円を計上
- 諸支出金は、県税収入に伴う市町村への交付金や、他会計への支出金など3,665億円を計上



主 な 歳 入

1. 県税収入 8,148億円 (+130億円、+1.6%)

- 個人県民税（均等割・所得割）は、令和4年中の雇用・所得環境の改善を反映し、増収を見込む
- 法人二税は、円安基調の鈍化や資源高などの影響により対前年度増減率は鈍化するものの、製造業を中心に企業業績の回復が見込まれることから増収を見込む
- 地方消費税は、消費の回復傾向を反映し、増収を見込む
- 県税全体では、対前年度比130億円（1.6%）増となる8,148億円を計上



※端数処理のため計が合わない場合がある。

〔参考〕主な税目の状況（当初予算計上額）

（単位：億円、%）

	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減率
① 個人県民税	3,050	2,994	56	1.9
均等割・所得割	2,816	2,785	31	1.1
配当割	141	83	58	70.1
株式等譲渡所得割	94	127	▲33	▲26.2
② 県民税利子割	7	12	▲5	▲40.1
法人二税				
③ 県民税	167	170	▲3	▲2.1
④ 事業税	1,593	1,575	18	1.1
計	1,760	1,746	14	0.8
⑤ 個人事業税	150	152	▲2	▲1.1
⑥ 地方消費税	1,472	1,416	56	4.0
⑦ 不動産取得税	193	178	15	8.7
⑧ 県たばこ税	79	77	2	3.2
⑨ ゴルフ場利用税	23	21	2	5.7
⑩ 軽油引取税	515	513	2	0.4
⑪ 自動車税	899	910	▲11	▲1.1
合計	8,148	8,018	130	1.6

〔参考〕引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障関連経費

（歳入）引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く）935億円
 （歳出）充たされる社会保障関連経費（扶助費含む）6,347億円（うち一般財源4,349億円）
 （上記の内訳） ※（ ）内は一般財源（単位：億円）

区分	主な事業分野	令和5年度予算額
医療	国民健康保険、後期高齢者医療	3,262（1,767）
介護	介護保険給付	1,112（943）
少子化対策	子育て支援、児童福祉	1,068（912）
その他社会保障施策	障害者福祉、生活保護	905（727）

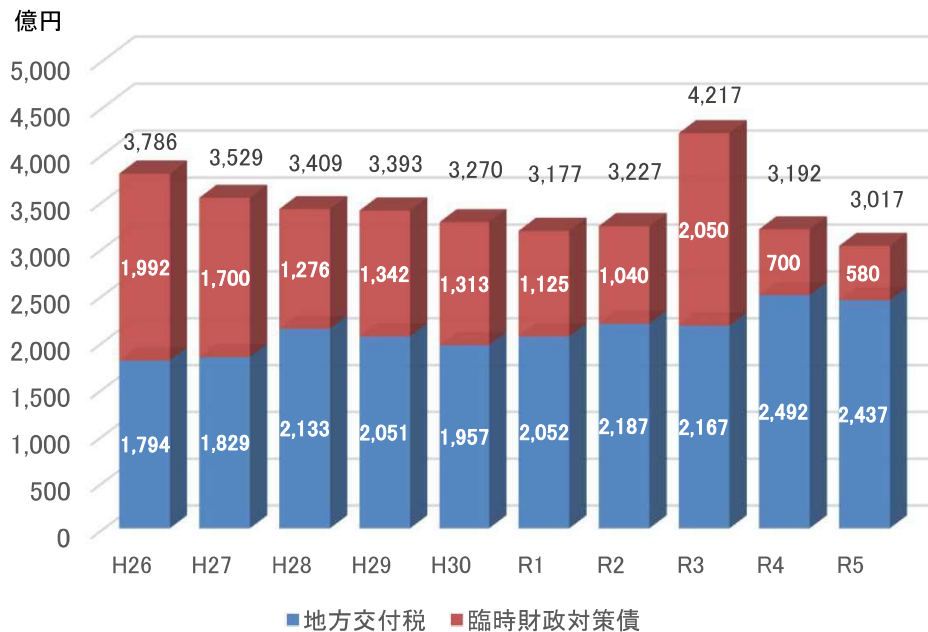
※社会保障・税一体改革による消費税率引上げに伴う地方消費税増収分は、その用途を明確にするとともに、社会保障関連経費に充てるとされている。

主 な 歳 入

2. 地方交付税 2,437億円 (▲55億円、▲2.2%)

実質的な地方交付税 3,017億円 (▲175億円、▲5.5%)

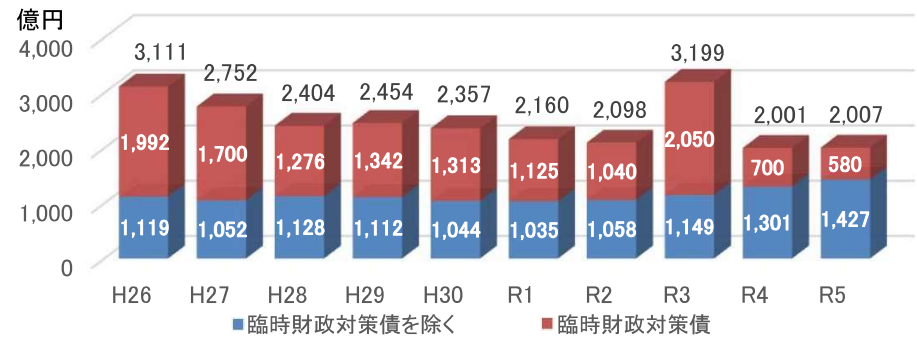
- 地方税等が増加し臨時財政対策債が大幅に減少した地方財政対策等を踏まえ、地方交付税は対前年度▲55億円 (▲2.2%) となる2,437億円、臨時財政対策債は対前年度▲120億円 (▲17.1%) となる580億円を計上
- なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は対前年度▲175億円 (▲5.5%) となる3,017億円を計上



3. 県債 2,007億円 (+6億円、+0.3%)

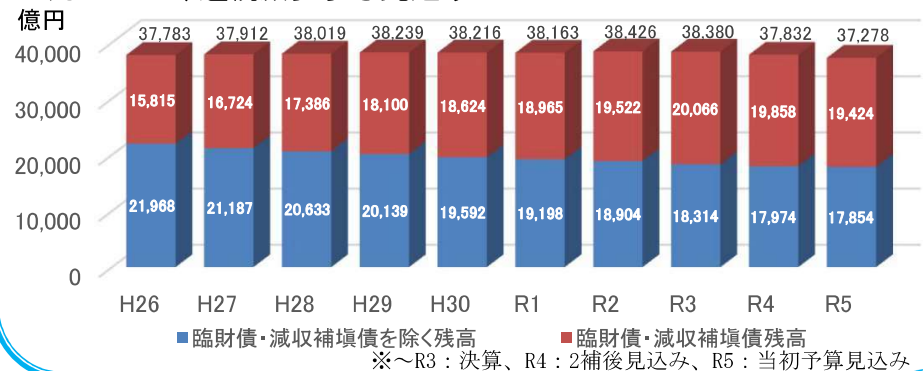
臨時財政対策債を除く県債 1,427億円 (+126億円、9.7%)

- 県債は、防災・減災対策などの公共事業や高齢者講習施設の整備、公共施設の長寿命化改修など、緊急性、必要性の高い事業の財源に活用し、6億円 (0.3%) 増となる2,007億円、臨時財政対策債を除く県債は対前年度126億円 (9.7%) 増となる1,427億円を計上



県債残高 3兆7,278億円 (▲554億円、▲1.5%)

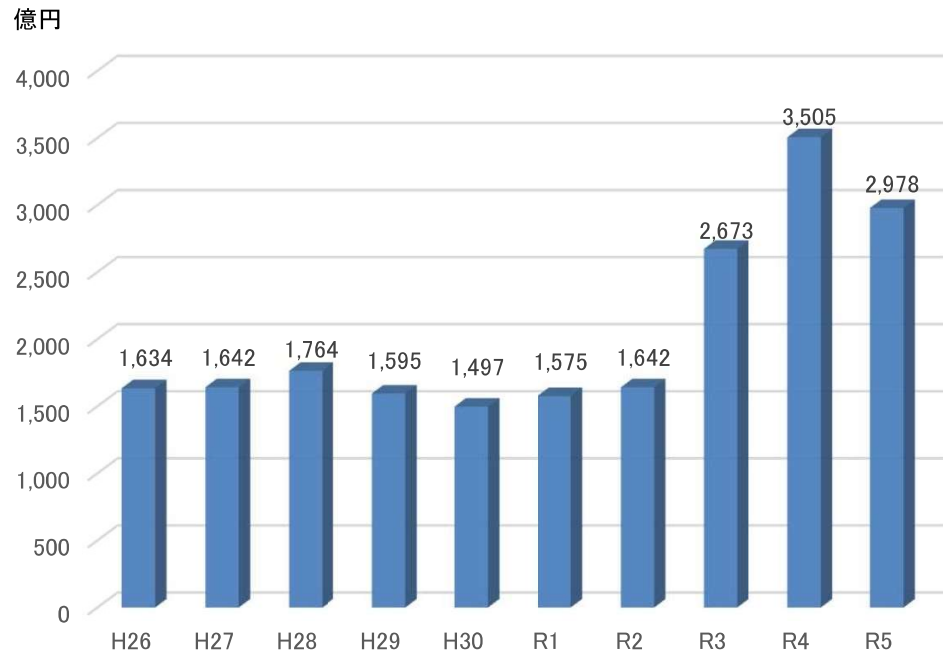
- 県債残高は3年連続で減少し、年度末残高は3兆7,278億円となる見込み
- 臨時財政対策債・減収補填債を除く県債残高は1兆7,854億円で21年連続減少する見込み



主 な 歳 入

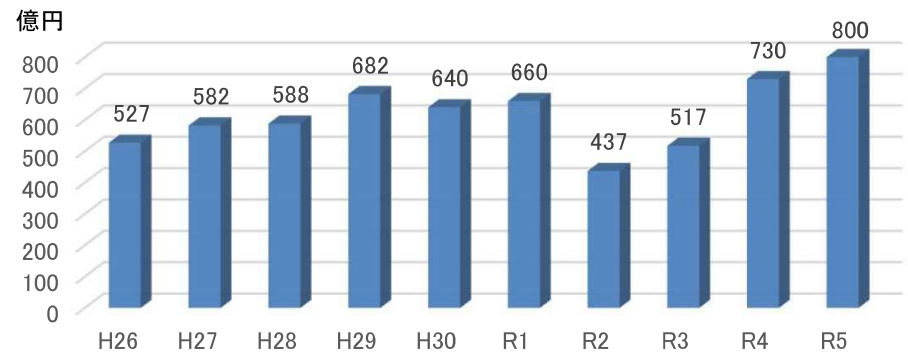
4. 国庫支出金 2,978億円 (▲527億円、▲15.0%)

- 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の財源として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上
- 令和4年度までの実績を踏まえたことにより新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減少が見込まれることなどから、対前年度▲527億円(▲15.0%)となる2,978億円を計上



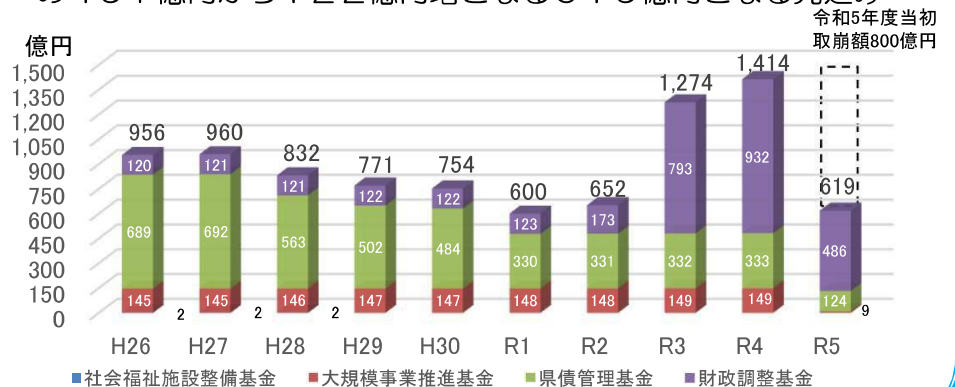
5. 財源調整のための3基金 800億円 (+70億円)

- 令和5年度に見込まれる地方交付税の精算措置に対応するため、対前年度70億円増となる800億円を取り崩し



財源調整のための3基金残高 619億円 (+122億円)

- 令和5年度以降に見込まれる地方交付税の精算措置等に備え、令和4年度に385億円の積み増しを行うことにより、前年同時期の497億円から122億円増となる619億円となる見込み

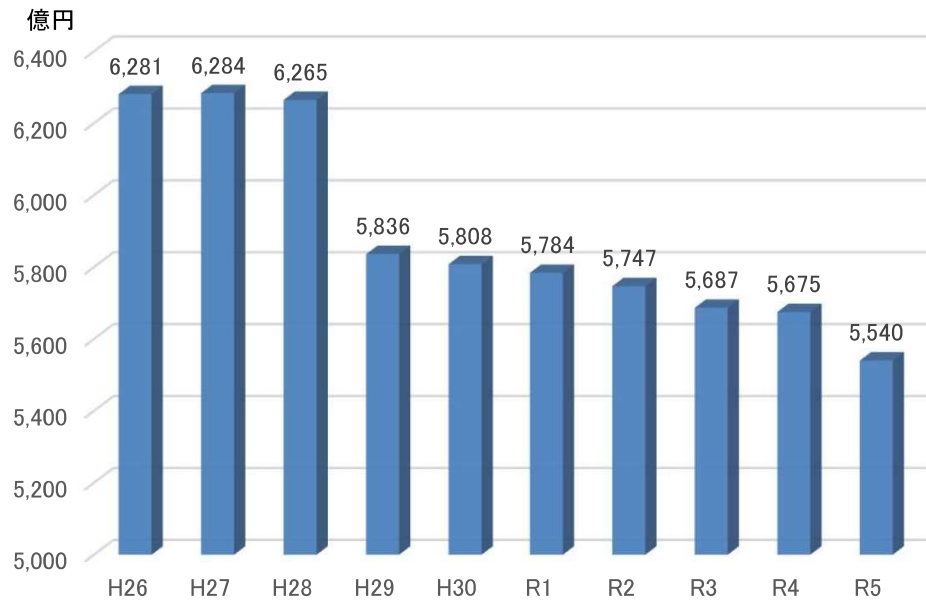


※社会福祉施設整備基金はH29年度に廃止。～R3：決算、R4：2補後見込み、R5：当初予算見込み

主 な 歳 出

1. 給与費 5,540億円 (▲135億円、▲2.4%)

- 定年の段階的引上げ開始により、令和5年度の退職者数の見込みが減少することに伴い退職手当の減少が見込まれることなどから、給与費全体では対前年度▲135億円(▲2.4%)となる5,540億円を計上
- 退職手当は、対前年度▲210億円(▲52.2%)となる192億円を計上



2. 扶助費・公債費 4,320億円 (+99億円、+2.3%)

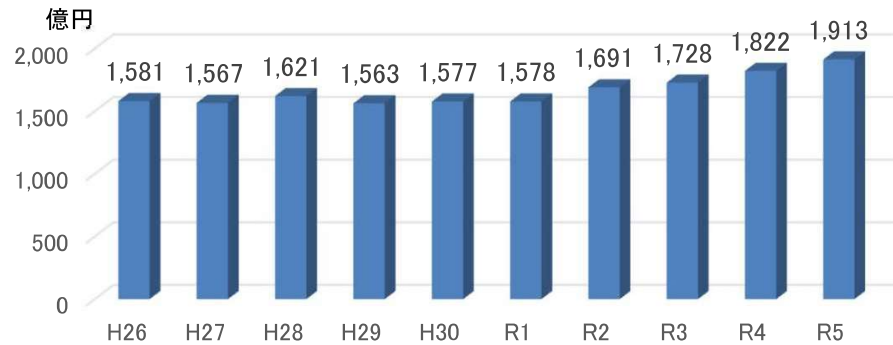
- 扶助費は新型コロナウイルス感染症に係る公費負担や障害者が施設等において福祉サービスを受けた際に県が負担する給付費の増加が見込まれることなどから、対前年度71億円(5.0%)増となる1,487億円を計上
- 公債費は県債の償還金の増が見込まれることなどから、対前年度28億円(1.0%)増となる2,833億円を計上
- 扶助費・公債費は、対前年度99億円(2.3%)増となる4,320億円を計上



主 な 歳 出

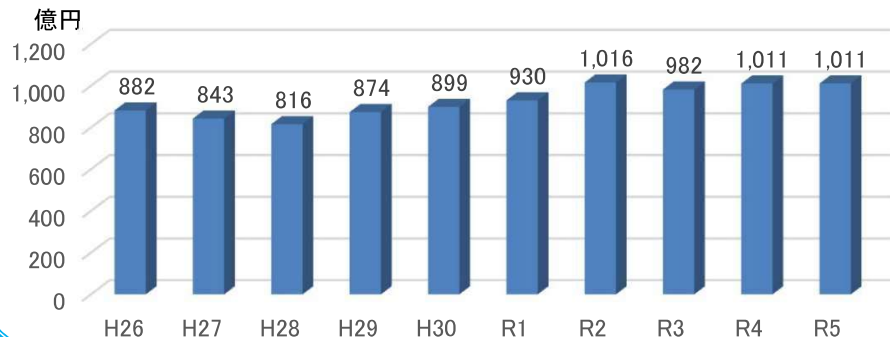
3. 投資的経費 1,913億円 (+91億円、+5.0%)

- 高齢者講習施設の整備や公共施設の長寿命化改修など県単独事業が増加することなどから、対前年度91億円(5.0%)増となり、過去10年で最大となる1,913億円を計上



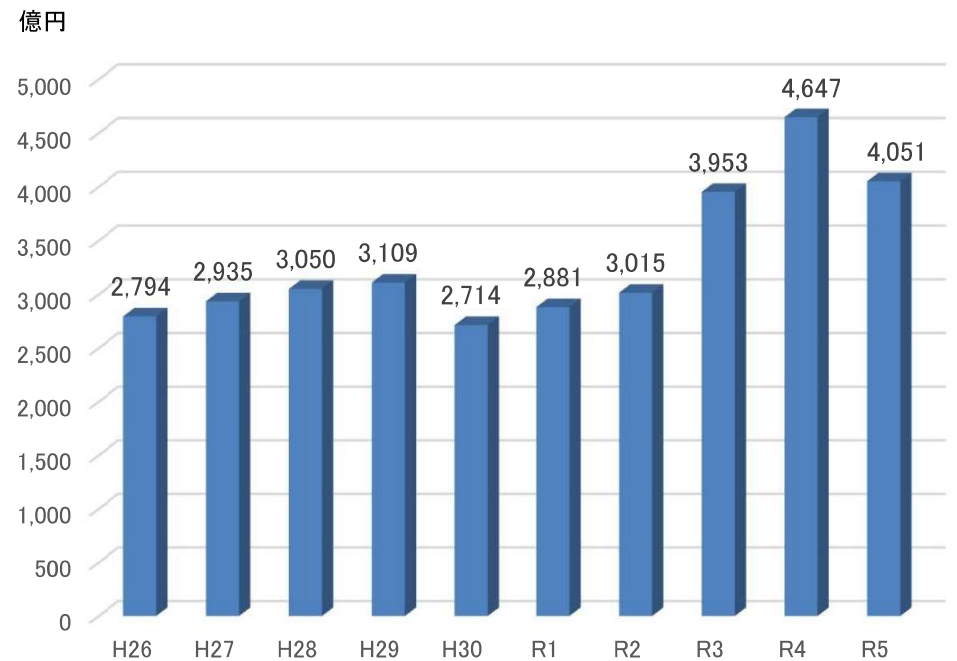
4. 公共事業費 1,011億円 (+0億円、+0.0%)

- 県民の安心・安全な生活を確実に守るため、水災害リスクに備えるための流域治水対策や、歩行者安全確保のための道路環境の整備などを行うことから、2年連続で1千億円超えとなる1,011億円を計上



5. 補助費 4,051億円 (▲596億円、▲12.8%)

- 市町村介護保険財政支援事業費及び後期高齢者医療対策費などが引き続き増加しているものの、令和4年度までの実績を踏まえたことにより新型コロナウイルス感染症対応事業費の減小が見込まれることなどから、対前年度▲596億円(▲12.8%)となる4,051億円を計上



※補助費とは…
他の地方公共団体や国、法人等に対する支出。
地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

主要施策の構成

○ 社会的課題の解決と経済の両立

- 1 DXの推進による生産性の向上
- 2 資源のスマートな利用の推進
- 3 輝き続ける人材の育成・確保



○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

○ 「日本一暮らしやすい埼玉」実現への加速

1 安心・安全の追究

- (1) 災害・危機に強い埼玉の構築
- (3) 介護・医療体制の充実

(2) 県民の暮らしの安心確保

2 誰もが輝く社会

- (4) 子育てに希望が持てる社会の実現
- (6) 人生100年を見据えたシニア活躍の推進
- (8) 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

- (5) 未来を創る子供たちの育成
- (7) 誰もが活躍し共に生きる社会の実現

3 持続可能な成長

- (9) 未来を見据えた社会基盤の創造
- (11) 稼げる力の向上

- (10) 豊かな自然と共生する社会の実現
- (12) 儲かる農林業の推進



(2) 主要施策の概要

1 DXの推進による生産性の向上

15億75百万円

■DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進〔企画財政部（部局別P6）〕

- ・DX推進事業 8億23百万円
- ・電子県庁推進事業費 2百万円

社会全体のDXの実現に向けて、テレワーク・ペーパーレス化などアナログからデジタルへの転換を推進するとともに、申請のワンスオンリー化など業務プロセスの見直しを伴うサービスの改善や様々なデータ分析等に役立つ新たなGIS基盤の整備等を行う。

新規・拡充内容

- 新たな申請基盤の整備・運用【新規】
行政手続の負担を軽減するため、事前相談のオンライン化や申請のワンスオンリー化等が可能なシステムを導入
- 全庁GIS基盤の整備・運用【新規】
GIS（地理情報システム）を利用しやすくするため、全庁共通の基盤とポータルサイトを整備し一元的に情報を発信
- デジタル関連研修の拡充、ノーコードツールの導入【新規・拡充】
職員による業務プロセス改革を推進するため、職員のデジタルスキルを高める研修メニューを拡充するとともに、業務効率化アプリを簡単に作成できるノーコードツールを試行的に導入

■インフラ建設管理におけるDXの推進〔県土整備部（部局別P14）〕

- ・インフラ建設管理におけるDXの推進 1億52百万円

調査、設計、施工、維持管理に関わる全ての建設生産プロセスにおいて、3Dデータを始めとするインフラデータを効率的に利活用し、公共工事の品質確保や生産性向上を図るため、インフラデータを活用するための基盤の整備、事業者から納品された電子成果品を保管管理するためのシステム開発を行う。

新規・拡充内容

- インフラデータ活用基盤の整備【新規】
3Dデータを始めとする大容量のインフラデータを格納する保管庫の整備、全庁GISとのデータ連携により、地図上から簡単にインフラデータを検索して利活用することができる環境の構築
- 電子納品保管管理システム開発【新規】
事業者から納品された電子成果品を保管・管理し、事業者にオンラインによる貸与図書の提供を可能とするシステムの開発

■ 3D都市モデル整備によるデータを活用したまちづくりの推進〔都市整備部（部局別P17）〕

・ 3D都市モデル整備事業費

1億20百万円

都市計画情報などを視覚的に分かりやすく情報提供するとともに、まちづくり分野におけるDXを推進し、都市の課題を解決する新たな事業や投資を促すため、建築物等を3次元で表示し、用途などの多様な情報を加えた3D都市モデルを整備する。

新規・拡充内容

➤ 3D都市モデル整備【新規】

県東部地域における建物現況調査、3D都市モデル作成・オープンデータ化、洪水浸水想定を分かりやすく3次元で表示

■ 建築・住宅行政手続のデジタル化〔都市整備部（部局別P18）〕

・ 建築・住宅行政手続デジタル化推進事業費

55百万円

建築基準法に基づく建築確認、検査、許認可などの建築・住宅行政手続について、時間や場所にとらわれない手続の実現と、GISを活用した建築・住宅情報の一元管理を行うため、各種手続のデジタル化に向けた整備を行う。

新規・拡充内容

➤ 要件定義業務【新規】

建築・住宅行政手続のデジタル化の実現に向けた課題の精査・分析、最適なシステム構築方法、既存台帳データ整備方法の検討

➤ 審査環境の整備【新規】

パソコン・モニター等の審査環境の整備

■税務行政DXの推進〔総務部（部局別P5）〕

・バックオフィス連携による納税証明書の省略化事業

19百万円

県民の納税証明書取得に係る負担等を軽減するため、県への申請手続等の際に、庁内のバックオフィス連携により納税状況等を確認することで、納税証明書の添付を省略できる仕組みを段階的に構築する。

・税務行政のDX化推進事業

36百万円

税務システムの機能強化等により、更なる業務の効率化やペーパーレス化を推進する。

新規・拡充内容

- **バックオフィス連携による納税証明書の省略化【新規】**
申請手続等の担当課所が申請者の納税状況等をシステム上で確認できる仕組みを構築
- **税務システム等の更なる機能強化【新規】**
税務事務への文書管理システムの導入や更なるセキュリティ強化のための調査等を実施

■入札事務のDX推進〔総務部（部局別P6）〕

・入札事務DX事業費

96百万円

建設工事等入札参加資格申請における添付書類のオンライン化や電子入札共同システムの再開発に向けた要件定義等を進め、事務のペーパーレス化と事業者の利便性向上を図る。

新規・拡充内容

- **建設工事等入札参加資格申請のオンライン化のためのシステム改修【新規】**
建設工事等入札参加資格申請における添付書類（履歴事項全部証明書、納税証明書等）をオンライン化するため、システム改修を実施
- **電子入札共同システムの再開発【新規】**
入札のペーパーレス化と提出書類のワンスオンリーを実現するため、電子入札共同システムの再開発に向けた要件定義等を実施

■デジタル技術を活用した県民の利便性の向上〔会計管理者（部局別P4）〕

・収入証紙廃止に伴うキャッシュレス化推進事業費

2億33百万円

令和5年度に収入証紙が廃止されることに伴い、これまで収入証紙で納めていた各種手数料について、キャッシュレス収納に移行するための環境を整備する。

・立会人型電子契約推進事業費

4百万円

令和4年度に行った立会人型電子契約の試験的導入を踏まえ、令和5年度から本格導入し、県民サービスの向上と業務の効率化を図る。

新規・拡充内容

➤ キャッシュレス収納の環境整備【新規】

収納窓口へのキャッシュレス端末の配置、キャッシュレス化に係る広報の実施、収納データを財務会計システムに反映させるためのシステム改修

➤ 立会人型電子契約サービスの導入【新規】

県がクラウド上に契約書を掲載し、契約相手がその内容に同意することで契約が成立する立会人型電子契約サービスを導入

■県内中小企業のDX推進〔産業労働部（部局別P6）〕

・県内企業デジタルトランスフォーメーション推進費

35百万円

国や経済団体、金融機関、支援機関等が参画する「埼玉県DX推進支援ネットワーク」を運営し、構成機関が相互に連携を図りながら、ワンチームで県内中小企業のデジタル化、DX推進を支援する。また、DXの推進に取り組み、成果を上げている事例を優秀事例として表彰し、広く周知することで企業のDXの取組を促す。

新規・拡充内容

➤ 埼玉県DX推進支援ネットワークの機能強化【拡充】

相談体制の強化（DXコンシェルジュの増員）、ウェブサイトの更なる充実（DX事例の紹介・埼玉DXパートナーとのマッチング機能強化）

➤ 優れたDXの取組の表彰・横展開【新規】

DXの好事例を表彰するとともに、受賞者の優れた取組事例を情報発信

2 資源のスマートな利用の推進

18億83百万円

■脱炭素社会の実現に向けた中小企業や家庭への支援〔環境部（部局別P7、8）〕

・地域脱炭素化×エネルギーレジリエンス強化事業費

6億52百万円

安心安全な施工等を行う県内事業者の認定制度を創設し、認定事業者を通じて省エネ・再エネ活用設備を導入する家庭・企業等に対して助成する。また、県有施設への再エネ活用設備の導入に向けた調査・計画策定を行うとともに、環境科学国際センターでのモデル事業実施に向けた設計を行う。

・電動車（EV、PHV）の導入費補助事業費

7億53百万円

5か年計画の電動車普及目標を達成させるため、V2Hや外部給電器を使用して給電可能なEV、PHVに対する導入費用に対して助成する。

新規・拡充内容

➤ 家庭・企業等向け省エネ・再エネ活用設備導入に対する補助【拡充】

（家庭）補助額：太陽光パネル（7万円/kW）＋蓄電池・V2H充放電設備（10万円/件）、蓄電池・V2H充放電設備（10万円/件）、エネファーム（10万円/件）
（企業等）補助額：太陽光パネル（5万円/kW[※]）＋蓄電池（補助率1/3[※]）、その他再エネ設備（補助率2/3）、コージェネレーションシステム（補助率1/2）等

➤ 電動車等導入に対する補助【新規】

補助上限額 EV：40万円、軽EV及びPHV：27.5万円、外部給電器：25万円、又は国の補助額の1/2のいずれか低い額

※埼玉県スーパー・シティプロジェクトの取組として位置付けられたものは上乗せ

■サーキュラーエコノミーの推進〔環境部（部局別P6）、産業労働部（部局別P13）〕

・サーキュラーエコノミー推進事業費

1億17百万円（環境部 63百万円 産業労働部 54百万円）

【環境部】県内産業の成長と資源の循環利用の推進のため、県内中小企業等によるビジネスモデルの創出に対する補助や、サーキュラーエコノミーに関する県民の理解促進を図る。

【産業労働部】サーキュラーエコノミー分野での事業化などに取り組む県内企業を支援するため、企業からの相談対応やビジネスマッチング支援等を行うワンストップ支援拠点を設置する。また、食品残さの再資源化に関するリーディングモデルを構築する。

新規・拡充内容

➤ サーキュラーエコノミー型ビジネスの創出【新規】

複数の県内中小企業等が連携して取り組むビジネスモデルの創出に対する補助（補助率2/3、補助上限額750万円）

➤ 県有大規模集客施設における実証及び啓発【新規】

プロスポーツチームや飲料メーカー等との連携による県有大規模集客施設（埼玉スタジアム2002）におけるペットボトル等の効率的な分別回収・再製品化の実証、サーキュラーエコノミーに関する啓発

➤ ワンストップ支援拠点による支援【新規】

「サーキュラーエコノミー推進センター（仮称）」の設置、事業化やビジネスマッチング等を支援するコーディネーター・アドバイザーの配置、廃棄物に関する調査に基づく基礎的データベースの構築、サーキュラーエコノミーに関するセミナー・研究会の開催

➤ リーディングモデルの構築【新規】

産業技術総合センター北部研究所を「食の再資源化トライアル拠点」に位置付け機器を整備、食品残さから抽出した資源を原材料にした商品の開発・ビジネス化支援

■埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進〔環境部（部局別P5）、都市整備部（部局別P8）〕

・埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進事業費

3億40百万円

市町村によるコンパクト・スマート・レジリエントの3要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりの推進に向け、企業等との交流機会を拡大し、マッチングを強化するほか、プロジェクトに取り組む市町村へ財政支援を行う。

・埼玉版スーパー・シティプロジェクト加速化事業

21百万円

埼玉版スーパー・シティプロジェクトを推進するため、全ての市町村を対象にまちづくりにおける課題やプロジェクトの取組状況に合わせて、オーダーメイド型で技術支援を行う。

新規・拡充内容

➤ 市町村と企業等とのマッチングを行うガバメントピッチの開催【新規】

市町村が地域課題をプレゼン、企業等が解決策を提案するガバメントピッチを開催し、両者のマッチングを強化

➤ プロジェクトに取り組む市町村への財政支援【拡充】

プロジェクトエントリー市町村の増加に対応するため、補助金を拡充し財政面での支援を強化

事業化検討補助：まちづくりの事業化に向けた検討費用に対する補助（補助率1/2※・補助上限額 500万円）

事業推進補助：まちづくりに関するソフト・ハード事業に対する補助（補助率1/2※・補助上限額 5,000万円）

※普通交付税不交付団体は1/3

■産業人材の育成〔産業労働部（部局別P25 1(1)、P29）〕

- ・ 県内企業の人材育成総合支援事業費 84百万円
- ・ 働く女性のワンストップ支援拠点事業（うち、女性のデジタル人材育成推進事業） 40百万円

県内中小企業の人材育成を強化するため、高等技術専門校においてIT系を中心に在職者向けの技能講習を実施し、知識・技能の向上や資格取得などを支援する。また、デジタル化の進展に対応したAI・IoT関連講座などにより、企業の生産性や競争力を高めていくために必要な人材の育成を支援する。さらに、企業ニーズに対応した「働く人のためのオンラインDX推進講座」を実施する。加えて、女性がデジタルスキルを強みとして就業するためにオンライン講座によるスキル習得から就業までを一体的に支援する。

新規・拡充内容

- AI・IoT関連の応用講座の新設【新規】
県内中小企業の社内において、DXを推進する知識及びスキルを習得した人材を育成するための応用講座を新設
- AI・IoT関連の基礎講座の充実【拡充】
県内中小企業の在職者を対象とした技能講習における基礎講座の充実

■教科等横断的な学びの推進〔教育局（部局別P7）〕

- ・ 県立高校学際的な学び推進事業 18百万円

持続可能な社会の創り手として、複雑・困難な課題に対して主体的に行動を起こす力や、課題の発見・解決能力を育成するため、教科等横断型の教育課程の検討・実践を行い、学際的な学びに関する研究を実施する。

新規・拡充内容

- 教科等横断型の教育課程の検討・実践【新規】
教科等を横断した効果的なカリキュラム・マネジメントの研究・実践、総合的な探究の時間や各教科の横断的な学びによるより深い探究活動の実施、外部施設や研究機関との連携によるより専門的な学び、探究活動や地域との連携をコーディネートできる教員の育成等

■医師確保対策の推進〔保健医療部（部局別P12 1(3)）〕

・後期研修医獲得定着事業

22百万円

県内専門研修病院の特徴や魅力を発信する特設WEBサイトを構築し、後期研修医の獲得・定着を図る。

新規・拡充内容

▶ 特設WEBサイトの構築【新規】

県内専門研修病院の情報を掲載する特設WEBサイトを構築

埼玉県で経験できる症例や先輩医師のアドバイスなど、研修内容がイメージしやすい充実した内容を掲載

■保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進〔福祉部（部局別P10 1(1)）〕

・保育士奨学金返済支援事業

43百万円

県内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金返済の支援を行う市町村に補助することで保育士確保を図る。

新規・拡充内容

▶ 奨学金返済支援制度の創設【新規】

補助上限額 18万円（年額） 支援期間 最長5年間 補助率1/2

■放課後児童クラブの充実〔福祉部（部局別P11 1(1)）〕

・埼玉版放課後児童健全育成事業（うち、放課後児童支援員人材確保・定着支援事業）

27百万円

放課後児童支援員による質の向上を図るため、保育士養成校へのアプローチや巡回アドバイザーによる助言など人材確保及び定着支援対策を行う。

新規・拡充内容

▶ 保育士養成校へのアプローチ【新規】

PRリーフレットの作成、学生向け現場体験（ボランティア等）の受入を支援

1 新型コロナウイルス感染症対策

1,371億85百万円

■新型コロナウイルス感染症への対応〔保健医療部（部局別P5）〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業 1,279億72百万円
- ・ 妊産婦総合対策事業 47百万円

保健・医療提供体制、軽症者の療養体制及びフォローアップ体制の確保、高齢者支援体制の強化など新型コロナウイルス感染症の感染動向に応じた対策を適時適切に実施する。また、感染不安を抱える妊婦等に対しPCR検査を実施するなど妊婦等に寄り添った支援を引き続き行う。

新規・拡充内容

- 高齢者支援型臨時施設の確保・運営【拡充】
生活介護を必要とする陽性の高齢者に対応する施設を県内4か所で運営

■新型コロナウイルスワクチン接種の推進〔保健医療部（部局別P6）〕

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 63億70百万円

新型コロナウイルスワクチンの予防接種を安全かつ円滑に推進するため、接種医療機関等への支援をはじめ、埼玉県ワクチン接種センターの設置・運営、副反応等の24時間対応相談窓口や医師が相談できる専門医療機関の設置、正確な情報の周知を図る。

新規・拡充内容

- ワクチンバスの活用【新規】
県接種センターから離れた地域のニーズに対応するため、機動性に優れたワクチンバスを活用した巡回接種を実施

■福祉施設における感染拡大防止対策への支援等の実施〔福祉部（部局別P35）〕

・ 介護施設等における感染拡大防止対策事業費	16億27百万円
・ 放課後児童クラブ等に係る新型コロナウイルス感染対策事業	4億37百万円
・ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業	5億77百万円
・ 高齢者施設リリーフナース事業	18百万円
・ 感染症り患ケアラー支援対策事業	17百万円
	ほか 4 事業

介護施設等における多床室の個室化に要する改修費や放課後児童クラブ等におけるトイレの乾式化、介護・障害福祉サービス継続のための緊急時の人材確保や施設の消毒・清掃等へ助成するとともに、高齢者施設・障害者施設等へのリリーフナースの派遣、ケアラーが新型コロナウイルスに感染して入院等した場合の要介護者受入施設を運営する。

(1) 災害・危機に強い埼玉の構築



ア 危機や災害に強い体制づくり

【新】デジタル技術の導入による災害対策本部統括部の情報の収集・加工・発信能力の強化、火山噴火や国民保護に係る新たなシナリオの作成及び図上訓練の実施、衛星系防災行政無線の再整備及び地上系防災行政無線の改修設計を実施

332百万円

危機管理防災部

部局別
P4, 5,
8, 9

イ 消防団の充実強化

【新】消防ポンプ車の運転に必要な準中型免許の取得促進に取り組む市町村への補助

8百万円

危機管理防災部

部局別
P6

ウ 減災に向けた自助と共助の促進

【拡】自助の取組に係る人材・ツール等の確保や普及啓発を実施、【新】市町村が実施する地域防災に関する取組に係る費用の補助

17百万円

危機管理防災部

部局別
P7

エ 福祉施設の業務継続支援

【新】社会福祉施設が感染症や自然災害発生時に適切に業務が継続できるよう業務継続計画（BCP）策定を支援、【新】業務継続を支える広域での施設間の相互協力体制を構築

14百万円

福祉部

部局別
P31

オ 災害時の要配慮者に対する避難支援体制の強化

【新】福祉避難所を開設・運営できる体制の整備、福祉避難所へ直接避難できる体制整備の横展開

10百万円

福祉部

部局別
P30

カ 災害時における医療体制の強化

【新】新たに指定する災害時連携民間精神科病院に対する患者受入れに必要な初期備品整備に係る費用の助成、薬剤師災害リーダーの養成

23百万円

保健医療部

部局別
P11, 18

キ 大規模災害対策の推進

【新】浸水リスクのある警察施設に設置された電気設備の嵩上げや止水板の設置（浸水リスクのある警察施設16施設、うち令和5年度実施4施設）

159百万円

警察本部

部局別
P4

ク 下水道施設の老朽化対策及び災害対策の推進				
ストックマネジメント計画に基づく施設の適切な維持管理による長寿命化や計画的な改築、耐震化及び耐水化の推進	16,603百万円	下水道局	部局別 P4, 5	
ケ 防災関連公共事業の推進				
ミッシングリンクの解消、橋りょうの耐震補強、無電柱化の推進などの災害に強い道路の整備、【新】ドローンを活用した法面点検の実施	22,171百万円	県土整備部	部局別 P6, 7, 8, 9	
荒廃地及び地すべり地における治山施設の整備、農業用ため池の耐震補強等農業水利施設の整備	2,739百万円	農林部	部局別 P9, 10(一部)	
コ 埼玉版流域治水対策の継続と深化				
河道や調節池の整備、土砂災害対策の実施、【新】情報空白地帯への水位計や河川監視カメラ等の設置・水門の遠隔操作システムの導入	12,436百万円	県土整備部	部局別 P5	
サ 新型コロナウイルス感染症への対応				
保健・医療提供体制や軽症者の療養体制及びフォローアップ体制の確保、【拡】高齢者支援型臨時施設の確保・運営、感染不安を抱える妊婦等に対しPCR検査等の実施	128,018百万円	保健医療部	部局別 P5	再掲 P18
シ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進				
接種医療機関等への支援、埼玉県ワクチン接種センターの運営、【新】ワクチンバスの活用、副反応等の相談窓口の運営、医師が相談できる専門医療機関の設置、正確な情報の周知	6,370百万円	保健医療部	部局別 P6	再掲 P18
ス 福祉施設における感染拡大防止対策への支援等の実施				
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費等への助成、放課後児童クラブ等におけるトイレの乾式化等への助成、介護・障害福祉サービス等継続のための緊急時の人材確保や施設の消毒・清掃等への助成、高齢者施設・障害者施設等へのリリーフナースの派遣、ケアラーが新型コロナウイルスに感染して入院等した場合の要介護者受入施設の運営	2,796百万円	福祉部	部局別 P35	再掲 P19

など

(2) 県民の暮らしの安心確保



ア 防犯のまちづくりの更なる推進

防犯カメラの設置、特殊詐欺対策機器の普及及び「わがまち防犯隊」の活性化に取り組む市町村への助成、街頭キャンペーンや「わがまち防犯隊」レベルアップセミナーの開催、防犯協定締結事業者等の連携による防犯活動の推進

38百万円

県民生活部

部局別
P5

イ サイバー犯罪等事態対処能力の強化

【新】 情報通信技術を悪用した新たな手口の犯罪に迅速に対処するための環境整備によるサイバー犯罪捜査の効率化、高度な捜査力・解析力を持つ捜査員の拡充等によるサイバー犯罪対処能力の向上

27百万円

警察本部

部局別
P6

ウ 初動警察活動強化のための車載カメラ整備及び運用

【新】 無線自動車動態管理（カーロケータ）システムの車載装置の更新として可搬型タブレット端末と車両前方を撮影する専用カメラの整備（債務負担行為：令和5年度～令和11年度、1,246百万円）

13百万円

警察本部

部局別
P5

エ 高齢者講習施設の新設

高齢運転者の増加に伴う高齢者講習等の受講待ち日数増に対応するため、高齢者講習施設を新設（令和6年5月開所予定、建設地 旧県立小児医療センター跡地（さいたま市岩槻区））

5,757百万円

警察本部

部局別
P10

オ 高齢者の交通安全対策の推進

【新】 高齢者講習施設に歩行者横断体験シミュレーターや交通安全自転車シミュレーターなどの体験型機器等を整備、県政出前講座による高齢者の特性に応じた交通安全教育の実施

10百万円

県民生活部

部局別
P6

カ 交通安全施設の整備

信号機の計画的な更新（LED化等）、老朽化した道路標識の更新や摩耗した横断歩道等の道路標示の補修、信号機新設や信号機の改良（歩車分離式信号機等）による安全対策の推進、ゾーン30プラスの整備による生活道路対策の推進

4,938百万円

警察本部

部局別
P11

キ 暮らしの安全安心を支える歩道整備				
【新】ガードレールなどの設置に合わせたカラー舗装や路面表示などによる「通学路グリーンスポット」の整備、歩道や自転車通行空間を整備し安全で快適な道路環境を確保	2,945百万円	県土整備部	部局別 P10, 11	
ク 消費者被害対策の推進				
【新】消費生活相談員確保に向けた人材バンクの設置・就業支援研修・就業後のフォローアップ研修の実施、【新】WEB相談・WEB会議システム相談の導入、県・市町村の消費生活相談体制充実・強化、悪質事業者への行政指導・処分の実施	152百万円	県民生活部	部局別 P7	
ケ 食の安全・安心の確保				
食肉衛生検査センターの運営と北部支所会議棟の解体工事の実施、食中毒の予防対策・原因究明、事業者による自主衛生管理の定着の促進、食の安全とリスクを判断できる人材の育成	118百万円	保健医療部	部局別 P19	
コ 県産農産物の安全性確保				
【新】多くの農業者が取り組みやすく、国際水準GAPにも対応した新たなS-GAP制度を創設、【新】GAPの取組の段階に応じた農業者支援、【新】民間事業者と連携した消費者に対するGAPの取組のPRを実施	16百万円	農林部	部局別 P12	
サ 安全な水の安定的な供給				
多発する河川の水質異常や水質の急激な変化等に対応し、水質基準に適合した安全な水を安定して供給するため、県営浄水場に高度浄水処理施設を整備	10,387百万円	企業局	部局別 P4	
シ 子供の居場所づくりの支援				
【新】「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトの改修、【新】県内の子供の貧困に関する実態調査を実施、【新】子ども食堂などを通じて食事の提供等を実施する市町村へ助成	37百万円	福祉部	部局別 P26	
ス ひとり親家庭への支援				
児童扶養手当の支給、就職に有利な資格取得に向けた経済的支援、資格取得に関するセミナーや看護学校受験対策講座等の開催、【新】養育費の履行確保に向けた安心・安全な面会交流を支援	1,698百万円	福祉部	部局別 P29	

セ ヤングケアラーを支援する施策の推進				
ヤングケアラー支援コーディネーターの設置、SNSを活用した相談窓口の運営、ヤングケアラーがいる家庭など要支援家庭への家事・育児支援を行う市町村への助成	65百万円	福祉部	部局別 P28	
【新】 ヤングケアラーに関する授業を含む学校独自のプログラムの実施、児童生徒に対する講演会及び元ヤングケアラー等と児童生徒の交流会の実施	6百万円	教育局	部局別 P19 (一部)	
ソ ケアラーを支援する施策の推進				
【新】 次期埼玉県ケアラー支援計画の策定、 【新】 介護者サロン設置・運営のための研修の実施、ケアラー支援関係機関向け研修の実施、ケアラーが新型コロナウイルスに感染して入院等した場合の要介護者受入施設の運営、医療的ケア児等支援センターの運営、 【新】 地域に設置する医療的ケア児等支援センターを複数箇所に拡充、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケアの充実、市町村の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を促進	166百万円	福祉部	部局別 P27, 28	一部再掲 P19, 21
タ パーキング・パーミット制度の導入				
【新】 障害者等のための駐車区画の適正利用を推進するパーキング・パーミット制度の導入・運用、 【新】 事業者や市町村と連携した障害者等のための駐車区画の拡大	67百万円	福祉部	部局別 P33	

(3) 介護・医療体制の充実



ア 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化

自立支援・介護予防・生活支援などの取組をオーダーメイド・伴走型で支援する総合支援チームを市町村へ派遣、地域ケア会議・介護予防・生活支援などの事業を担う市町村職員等の育成、複雑化・複合化した課題等に対応できる包括的な相談・支援体制の構築に取り組む市町村への支援

156百万円

福祉部

部局別
P13

イ 認知症施策の総合的な推進

認知症に関する知識等の普及・啓発・研修の実施、若年性認知症支援コーディネーターによる相談対応や居場所づくり・就労支援、市町村における成年後見制度を活用するための体制整備・強化への支援

84百万円

福祉部

部局別
P18

ウ 市町村介護保険制度運営の支援

市町村の介護保険給付及び地域支援事業に要する費用の法定割合を負担、介護保険財政安定化基金の管理及び貸付等の実施、介護サービス事業者に係る苦情処理体制の整備、介護保険に係る不服申立への対応、要介護認定の水準向上のための研修の実施

91,441百万円

福祉部

部局別
P19

エ 介護人材の確保・定着の促進

介護未経験者等への就労支援、他業種から介護職への転職等に係る就職支援金の貸付、市町村による介護人材確保策に対する助成、**【新】**複数人訪問費用の助成、**【新】**介護職員等への暴力・ハラスメント専用相談窓口の設置、**【新】**外国人介護職員の長期定着を支援、介護ロボット購入等への助成、**【新】**デジタル技術を活用した介護の仕事の魅力発信、**【新】**新任介護職員を対象にバーチャルで合同入社式を開催

513百万円

福祉部

部局別
P14, 15,
16, 17

オ 地域医療体制の充実

【新】重症患者の医療提供体制の充実を図るため、拠点となる大学病院と連携病院の集中治療室（ICU）を接続するネットワーク体制の整備

26百万円

保健医療部

部局別
P9

カ 小児・AYA世代の終末期がん患者の在宅医療体制の整備

【新】全県の医療従事者等を対象とした小児・AYA世代の終末期医療の理解促進及び実技研修の実施

8百万円

保健医療部

部局別
P10

キ 災害時における医療体制の強化				
【新】新たに指定する災害時連携民間精神科病院への患者受入れに必要な初期備品整備に係る費用の助成、薬剤師災害リーダーの養成	23百万円	保健医療部	部局別 P11, 18	再掲 P20
ク 市町村国民健康保険事業への支援				
市町村国民健康保険事業の運営の健全化に向けて必要な財政支援を実施	54,897百万円	保健医療部	部局別 P7	
ケ 在宅医療従事者安全確保対策の推進				
【新】複数人訪問費用の助成、【新】患者やその家族等からの暴力・ハラスメントなどに対する相談窓口の設置、【新】医師会・警察との連携会議及び在宅医療安全啓発の実施	17百万円	保健医療部	部局別 P8	
コ 医師確保対策の推進				
【新】県内専門研修病院の特徴や魅力を発信する特設WEBサイト構築による後期研修医の獲得・定着、【拡】地域枠奨学金の定員拡大（4大学33名から7大学45名に拡大）、臨床研修医の県内医療機関への誘導や地域医療教育センターの運営などによる埼玉県総合医局機構の一元的・総合的な医師確保対策の実施、医学生や研修医に対する奨学金や研修資金の貸与	926百万円	保健医療部	部局別 P12	一部再掲 P17
サ 看護師確保対策の推進				
【拡】ナースセンターの人員増による復職支援の体制強化、看護職員の養成・離職防止・職場定着の促進、人材育成支援の経験が豊富な訪問看護ステーションによる研修会の開催や同行訪問研修の実施	1,018百万円	保健医療部	部局別 P13	

(4)子育てに希望が持てる社会の実現



ア 将来の妊娠・出産及び不妊症・不育症に対する支援

【**拡**】プレコンセプションケア相談センターの設置による若者等への相談体制の充実、【**拡**】不妊検査・不育症検査について、女性年齢35歳未満の方を対象に助成額を上限2万円から3万円に増額、健康教育、関係者向け研修会、不妊症・不育症に関する面接相談等の実施

110百万円

保健医療部

部局別
P14
(一部)

イ 子育て家庭の支援・孤育て防止

【**新**】市町村が実施する第1子以降への給付又は支援事業に県が上乗せでギフトボックス等を配付

453百万円

福祉部

部局別
P6

【**新**】国の出産・子育て応援交付金を活用し妊婦・子育て世帯への経済的支援を実施する市町村への助成

1,960百万円

保健医療部

部局別
P15

ウ 「たのしい子育て」の情報発信

【**新**】SAITAMA子育て応援フェスタを開催し官民連携で「たのしい子育て」を情報発信

8百万円

福祉部

部局別
P7

エ 様々な子育て家庭のニーズに対応する支援

【**新**】産前産後から就学前・就学後まで様々な子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう多機能型地域子育て支援を推進

17百万円

福祉部

部局別
P8

オ 保育所待機児童対策の推進

教育時間終了後も園児の預かりを実施する幼稚園を支援

516百万円

総務部

部局別
P4(一部)

市町村が行う保育所等の緊急的な整備などへ助成し保育サービスの拡充を支援

1,300百万円

福祉部

部局別
P9

企業内保育所の施設整備費や運営費の助成、企業内保育所設置を検討している企業へのアドバイザー派遣

29百万円

産業労働部

部局別
P24

カ 保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進				
<p>【新】 県内保育所等で新たに勤務する保育士に対する奨学金の返済支援を行う市町村への助成、「保育士・保育所支援センター」の運営、求職者向け専用サイトやSNSでの情報発信、1歳児の担当保育士を県が定める基準まで加配するための経費への助成、保育士の宿舍借上費用への助成、保育士等への研修と保育補助者等の配置に係る経費への支援</p>	2,093百万円	福祉部	部局別 P10	一部再掲 P17
キ 放課後児童クラブの充実				
<p>【新】 保育士養成校へのアプローチによる放課後児童支援員の確保、放課後児童クラブ等運営費への助成、放課後児童クラブの整備促進、【新】 県ガイドラインを遵守した施設整備への上乗せ補助の実施</p>	7,475百万円	福祉部	部局別 P11	一部再掲 P17
ク 児童虐待防止対策の強化				
<p>【新】 朝霞市内に県設置8番目の児童相談所（一時保護所付設）を新設（令和7年度開所予定）、SNSを活用した相談窓口の運営、【拡】 児童相談所における児童の安全確認業務の民間委託を3児童相談所から7児童相談所へ拡大、ヤングケアラーがいる家庭など要支援家庭への家事・育児支援を行う市町村への助成</p>	359百万円	福祉部	部局別 P12	一部再掲 P24
ケ DV被害者等への支援の促進				
<p>【新】 困難な問題を抱える女性への支援法に係る基本計画の策定、SNS相談の実施、「自立支援サポーター」の養成・登録制度の運用、民間シェルター等の体制強化、DV被害母子への心理教育プログラムの実施</p>	54百万円	県民生活部	部局別 P10	
コ 里親等委託の推進強化				
<p>【拡】 民間と協働して里親のリクルートから研修委託後の支援などを行う里親フォスタリング事業の実施施設拡大、登録里親への委託の促進、受託里親への一環したサポートの実施</p>	46百万円	福祉部	部局別 P40	

(5) 未来を創る子供たちの育成



ア 教科等横断的な学びの推進

【新】 県立高校における教科等横断型の教育課程の検討・実践、【新】 小・中学校におけるSDGsの実現に向けた教育課程の研究・実践	22百万円	教育局	部局別 P7	一部再掲 P16
--	-------	-----	-----------	-------------

イ グローバル教育の推進

グローバルリーダーの育成、オンラインと現地訪問を組み合わせた国際交流の実施、語学指導等におけるALTの活用、生徒及び教員の海外派遣、国際バカロレアワークショップ受講や先進校視察等を通じた教育課程の研究・検討	383百万円	教育局	部局別 P8	
---	--------	-----	-----------	--

ウ 学習環境のデジタル化

【新】 県立学校における校務系と学習系のネットワーク統合に向けた要件定義、【拡】 指導者用端末の段階的な整備、学習者用端末・県立学校間ネットワークなどの整備	865百万円	教育局	部局別 P10	
--	--------	-----	------------	--

エ 子供たちの夢の発見・実現の支援

企業や大学等と連携した体験教室の開催、企業等による自立運営型の体験教室の広報	5百万円	県民生活部	部局別 P8	
--	------	-------	-----------	--

オ いじめ・不登校等への対策

【拡】 小学校、全日制高校へのスクールカウンセラーの配置の拡充、【新】 不登校生徒支援教室「いっば」における不登校児童生徒の教育機会確保に関する研究、SNSを活用した教育相談体制の整備、ネットトラブルの早期発見・対応	1,119百万円	教育局	部局別 P11	
--	----------	-----	------------	--

カ LGBTQへの支援

【新】 LGBTQ相談に精通した外部専門機関と連携した学校相談体制の充実、【新】 学校における性の多様性に関する配慮事項を定めた取組シートの作成・活用、オンラインサロン・相談会の実施	4百万円	教育局	部局別 P12, 19(一部)	
---	------	-----	-----------------------	--

キ 特別支援学校の過密対策

県立高校内分校3校の整備（令和6年度開校予定）、川口特別支援学校の校舎増築（令和8年度及び令和10年度供用開始予定）	1,575百万円	教育局	部局別 P15	
--	----------	-----	------------	--

ク 医療的ケアの体制整備				
【新】通学時に福祉タクシーへ同乗する看護師費用の補助、【新】通学支援体制の構築に向けた協議会（学校、医療関係者、福祉タクシー事業者等）の設置、【新】看護師の委託方式についてモデル校で効果検証	64百万円	教育局	部局別 P16	
ケ 教育相談等支援体制の充実				
【拡】小学校、全日制高校へのスクールカウンセラーの配置の拡充、【新】ヤングケアラーに関する授業を含む学校独自のプログラムの実施、【新】LGBTQ相談に精通した外部専門機関と連携した学校相談体制の充実、オンラインサロン・相談会の実施	1,112百万円	教育局	部局別 P12 (一部), 19	一部再掲 P24, 29
コ 学校における働き方改革の推進				
【新】特別支援学校への校務支援システムの導入・検証、【拡】ペーパーレス支援ソフトの導入、【新】クラウドサービス（ファイル管理システム等）の導入、【拡】入学者選抜に係る電子出願手続の実施・電子収納の検証、【新】市町村立学校教職員の給与・報酬支給等システムの再構築、【拡】教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や部活動指導員の配置の拡充	614百万円	教育局	部局別 P21, 22	
サ 私学の振興と父母負担の軽減				
県内の私立幼稚園や私立小・中・高等学校等に対して運営費を助成、私立学校に通う園児・児童・生徒のいる世帯が一定の要件を満たした場合に授業料等を助成	56,948百万円	総務部	部局別 P4	一部再掲 P27
シ 地域学校協働活動の推進				
放課後子供教室、学校応援団等の取組を実施する市町村への助成、コーディネーターへの研修等の実施	240百万円	教育局	部局別 P25	

(6) 人生100年を見据えたシニア活躍の推進



ア 生涯を通じた健康の確保

【新】健康データを管理できる民間健康アプリを活用した市町村主体の健康増進事業への移行、【新】新アプリ移行を支援するコールセンターの設置・操作講習会の実施、市町村の健康づくり事業の支援、健康長寿サポーターの養成、健康経営実践企業への支援、受動喫煙防止対策の推進

364百万円

保健医療部

部局別
P16

イ がん対策の推進

拠点病院の医療提供体制充実支援、がん登録の推進、働くがん患者の幅広い悩みにワンストップで対応する相談会の開催、卵子や精子の採取凍結など妊娠するために必要な能力を保持する妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療に対する助成、【新】全県の医療従事者等を対象とした小児・AYA世代の終末期医療の理解促進及び実技研修の実施

187百万円

保健医療部

部局別
P10
(一部)

一部再掲
P25

ウ 自殺予防対策の実施

【拡】若者・女性をターゲットにしたSNS相談、24時間365日の電話相談、様々な自殺の要因に対応した相談会の実施、民間支援団体への助成、ゲートキーパー養成研修等を実施する市町村への助成、自殺予防の普及・啓発

257百万円

保健医療部

エ 新たな県立図書館の整備検討

新埼玉県立図書館基本構想の策定、他県の先進事例の詳細調査

4百万円

教育局

部局別
P26

オ 埼玉未来大学によるシニア活躍支援

【拡】ライフデザイン科の学習期間の延長及びカリキュラムの充実、【新】オンラインコースの開設、【新】地域創造科に農業分野の専門講座を開設、【新】高齢者講習施設での健康づくり・社会参加事業の実施のための機器整備

93百万円

県民生活部

部局別
P9

カ シニアの働く場の拡大

定年の廃止や70歳以上への引上げなどを行っている企業を「シニア活躍推進宣言企業プラス」として認定、基準該当者の継続雇用の上限年齢を70歳以上に引き上げる企業に対して「70歳雇用確保助成金」を支給

55百万円

産業労働部

部局別
P26

キ シニアの就業支援				
セカンドキャリアセンターにおけるシニア向け就職支援セミナーや職業紹介等の実施による就職支援、シルバー人材センター連合に対する運営支援やセンターの課題解決に向けた取組への支援	164百万円	産業労働部	部局別 P26	
ク 高齢者講習施設の附帯機能の整備				
【新】 交通安全教育を実施するための歩行者横断体験シミュレーターや交通安全自転車シミュレーターなどの体験型機器等を整備、 【新】 健康づくり・社会参加事業の実施のための機器整備	14百万円	県民生活部	部局別 P6(一部), 9(一部)	一部再掲 P22, 31
【新】 在宅歯科医療推進拠点として、歯科衛生士による相談支援、歯科保健指導、口腔機能向上に関する取組の実施	10百万円	保健医療部		

(7) 誰もが活躍し共に生きる社会の実現



ア 若者人材の県内企業への就職と定着の支援

ジョブフェス埼玉の開催による県内大学生への県内企業魅力紹介、就職氷河期世代の求職者に対する正社員化支援及び県内企業に対する受入支援、従業員に対する奨学金返還支援制度を導入する中小企業等への助成

79百万円

産業労働部

部局別
P22

イ キャリアチェンジの促進

【新】 異業種・異職種からの人材確保を中心とした企業向けセミナーの実施、
【新】 再就職希望者や企業向けのアドバイザー等の配置による相談体制の充実、
【新】 再就職希望者に対する紹介予定派遣制度を活用した就業支援の実施

167百万円

産業労働部

部局別
P21

ウ 働き方改革と働きやすい職場環境づくりの推進

サテライトオフィス整備推進に向けた市町村との情報交換会の開催、**【新】** 男性育休推進員として依頼した企業社員との連携による相談体制の構築、テレワークや短時間勤務など多様な働き方を実践する企業を「多様な働き方実践企業」として認定、企業内保育所の施設整備費や運営費の助成

82百万円

産業労働部

部局別
P23, 24

一部再掲
P27

エ 女性の活躍推進

女性のデジタル人材育成の推進、女性キャリアセンターにおける就業からキャリアアップまでのワンストップ支援、ワンストップ支援サイトの運営

226百万円

産業労働部

部局別
P25

一部再掲
P16

オ 重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進

社会福祉法人等が空き家を重度障害者に対応したグループホームに改修する費用を助成、障害者グループホーム職員に対する研修の実施、重度障害者にも対応が可能なグループホームの登録制度の運用

28百万円

福祉部

部局別
P21

カ 障害者の自立・生活支援

障害者就労施設製品の展示・販売会の開催、**【拡】** 分身ロボットを活用した重度障害者の就労機会の確保と社会参加の促進

8百万円

福祉部

部局別
P22

企業の障害者雇用の開拓・提案、ジョブコーチによる職場定着支援、アドバイザー・精神保健福祉士のチームによる精神障害者の受入企業拡大と職場定着支援

172百万円

産業労働部

部局別
P27

キ パーキング・パーミット制度の導入				
【新】 障害者等のための駐車区画の適正利用を推進するパーキング・パーミット制度の導入・運用、【新】 事業者や市町村と連携した障害者等のための駐車区画の拡大	67百万円	福祉部	部局別 P33	再掲 P24
ク 障害者と健常者一体のアスリート支援				
【新】 パラスポーツ体験会・測定会の実施、【拡】 専門家によるパラアスリートへの個別サポート、【新】 健常者・障害者アスリートの交流機会の創出、次世代を担う人材の発掘から発達段階に応じた育成プログラム等の実施	66百万円	県民生活部	部局別 P18 (一部)	
ケ 難病患者への支援				
【新】 各保健所で受け付けている指定難病継続申請の集約化及び外部委託による事務の標準化・効率化、【新】 指定難病継続申請に係る申請者からの問合せ対応等を行うコールセンターの設置	83百万円	保健医療部	部局別 P17	
コ 医療的ケア児者とケアラーへの支援				
医療的ケア児等支援センターの運営、【新】 地域に設置する医療的ケア児等支援センターを複数箇所に拡充、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケアの充実、市町村の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を促進	128百万円	福祉部	部局別 P20	再掲 P24
【新】 特別支援学校における通学時の福祉タクシーに同乗する看護師費用の補助、【新】 通学支援体制の構築に向けた協議会（学校、医療関係者、福祉タクシー事業者等）の設置、【新】 看護師の委託方式についてモデル校で効果検証	64百万円	教育局	部局別 P16	再掲 P30
サ 性の多様性を尊重した社会づくりの推進				
【拡】 ケーススタディを用いた実践型の企業向け研修の実施、【拡】 医療機関や不動産業界向けにリーフレットを作成、【新】 若者支援者向け講座の開催、【拡】 県内企業の先進事例のHP等による発信と交流会開催による事例の共有化	26百万円	県民生活部	部局別 P11	
【新】 L G B T Q相談に精通した外部専門機関と連携した学校相談体制の充実、【新】 学校における性の多様性に関する配慮事項を定めた取組シートの作成・活用、オンラインサロン・相談会の実施	4百万円	教育局	部局別 P12	再掲 P29, 30
シ DV被害者等への支援の促進				
【新】 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に係る基本計画の策定、SNS相談の実施、「自立支援サポーター」の養成・登録制度の運用、民間シェルター等の体制強化、DV被害母子への心理教育プログラムの実施	54百万円	県民生活部	部局別 P10	再掲 P28

など

(8) 支え合い魅力あふれる地域社会の構築



ア 身近な外国人を支援するボランティアの育成

日常生活で身近な外国人を支援するスキルを学ぶ研修の実施、県内市町村の研修開催の支援

4百万円

県民生活部

部局別
P12

イ バーチャル技術を活用した県の魅力発信

【新】 バーチャル空間上に県の魅力を再発見できる体験エリアや行政・県内企業の事業PRブースなどを設置・展開

36百万円

県民生活部

部局別
P13

ウ 地域の魅力創造発信と移住の促進

【新】 効果的なシティブランディング・プロモーションを実施する市町村への支援、**【新】** 企業版ふるさと納税の活用促進に向けた県・市町村・寄附見込み企業とのマッチング交流会等の開催、「住むなら埼玉」移住サポートセンターの運営、**【新】** 埼玉移住ガイドブックの作成や各種メディアを活用した移住情報の発信、移住就業等支援金の支給

94百万円

企画財政部

部局別
P8

エ 魅力ある地域資源による観光振興

【新】 観光地域づくりを牽引する県DMOの組織機能の強化、**【新】** 埼玉県観光プロモーション戦略会議の機能強化を通じた新たな観光振興の取組、**【新】** 「東京からの近さ」を生かしたインバウンド誘致の促進

339百万円

産業労働部

部局別
P19, 20

オ 県有施設の魅力アップ

【新】 所沢航空発祥記念館の展示コンテンツの仕様・配置・設備等の検討、**【新】** さいたまスーパーアリーナの魅力アップに向けた調査・分析、基本計画の策定

33百万円

都市整備部

部局別
P5, 7

カ 文化芸術の振興

【新】 彩の国さいたま芸術劇場の近藤良平芸術監督が地域の文化芸術団体等と協働で地域文化の掘り起こしや発信を行う「埼玉回遊」を実施、**【新】** 新たな芸術表現活動グループの設立準備、長期保全計画に基づく彩の国さいたま芸術劇場の大規模改修工事の実施

5,095百万円

県民生活部

部局別
P15

キ スポーツの振興				
<p>【新】 パラスポーツ体験会・測定会の実施、【拡】 専門家によるパラアスリートへの個別サポート、【新】 健常者・障害者アスリートの交流機会の創出、【新】 部活動の地域移行の受け皿づくり支援、県内プロスポーツチーム等と連携したスポーツの振興、長期保全計画に基づく武道館の大規模改修建築工事等の実施</p>	742百万円	県民生活部	部局別 P18, 19	一部再掲 P34
ク 特色ある県営公園の整備				
<p>【新】 所沢航空発祥記念館の展示コンテンツの仕様・配置・設備等の検討、さきたま古墳公園における拡張整備、大宮スーパー・ボールパーク基本計画策定に係る用地測量、熊谷スポーツ文化公園の照明設備更新、埼玉スタジアム2002公園の大型映像装置更新</p>	6,786百万円	都市整備部	部局別 P5, 6	一部再掲 P35
ケ 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備				
<p>屋内50m水泳場の整備・運営・維持管理業務を一体で行うPFI事業者の公募・選定（債務負担行為：令和5年度～令和23年度、21,048百万円、令和9年度開所予定）、スポーツ科学拠点施設と上尾運動公園の一体的な整備、運営・維持管理業務をPark-PFI事業として実施するための公募に向けた検討及び整備に向けたアドバイザー業務委託（債務負担行為：令和6年度、15百万円）</p>	65百万円	県民生活部	部局別 P16, 17	
コ オープンデータの利活用に向けた統計データの連携推進				
<p>【新】 プロジェクトチームによる統計データ活用方法等の検討、【新】 人口統計データを基幹とした他のデータベースとの連携の試行</p>	24百万円	総務部	部局別 P7	
サ 行政のデジタルトランスフォーメーションの推進				
<p>【新】 全庁共通のGIS基盤の整備、【拡】 職員のデジタル関連研修の拡充、【新】 ノーコードツールの導入、【新】 文書管理・旅費システム・グループウェア等の再構築、【新】 県庁LANの機能・性能面の強化に対応したネットワーク機器の導入</p>	2,547百万円	企画財政部	部局別 P6(一部), P7	一部再掲 P10
<p>【新】 庁内のバックオフィス連携により納税状況等を確認することで納税証明書の添付を省略できる仕組みを段階的に構築、【新】 税務事務への文書管理システムの導入や更なるセキュリティ強化のための調査等の実施</p>	56百万円	総務部	部局別 P5	再掲 P12

シ 行政手続のオンライン化の推進				
【新】 事前相談のオンライン化や申請のワンスオンリー化等を可能とするシステムの導入	57百万円	企画財政部	部局別 P6(一部)	再掲 P10
【新】 建設工事等入札参加資格申請における添付書類をオンライン化するためのシステム改修、【新】 入札のペーパーレス化・提出書類のワンスオンリーを実現するための電子入札共同システムの再開発に向けた要件定義等の実施	96百万円	総務部	部局別 P6	再掲 P12
【新】 建築・住宅行政手続のデジタル化・GISを活用した建築・住宅情報の一元管理に向けた要件定義等の実施	55百万円	都市整備部	部局別 P18	再掲 P11
【新】 収入証紙の廃止に伴うキャッシュレス収納の環境整備、【新】 契約事務のオンライン化に向けた立会人型電子契約サービスの本格導入	237百万円	会計管理者	部局別 P4	再掲 P13
ス インフラ建設管理におけるDXの推進				
【新】 3Dデータなどのインフラデータの活用基盤の整備、電子納品保管管理システムの開発、i-Constructionの推進（3D測量、環境整備）	523百万円	県土整備部	部局別 P14	一部再掲 P10
セ 警察情報管理システムの合理化・高度化				
【新】 デジタル化推進による通信容量増大に対応したネットワーク環境の整備、 【新】 警察情報管理システムの全国的な規格化及びデータ標準化に対応したシステムの改修・遺失物管理業務システムのデータ移行・端末整備、【新】 運転免許証申請自動受付装置の導入	189百万円	警察本部	部局別 P12	
ソ 埼玉未来大学によるシニア活躍支援				
【拡】 ライフデザイン科の学習期間の延長及びカリキュラムの充実、【新】 オンラインコースの開設、【新】 地域創造科に農業分野の専門講座を開設、【新】 高齢者講習施設での健康づくり・社会参加事業の実施のための機器整備	93百万円	県民生活部	部局別 P9	再掲 P31, 32

(9) 未来を見据えた社会基盤の創造



ア 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進

<p>【新】 ガバメントピッチ開催による市町村と企業等のマッチング支援、【拡】 プロジェクトに取り組む市町村への財政支援の拡充、ワンストップ総合相談窓口による市町村支援</p>	340百万円	環境部	部局別 P5	再掲 P15
<p>全ての市町村を対象にまちづくりにおける課題やプロジェクトの取組状況に合わせたオーダーメイド型での技術支援</p>	21百万円	都市整備部	部局別 P8	再掲 P15

イ スマート技術を用いたまちづくりの推進

<p>【新】 都市計画情報などのオープンデータ化に向けた3D都市モデルの整備、 【新】 シラコバト団地の建替えて生み出された事業地でスマートハウスや災害時の電力供給など最先端技術を導入するまちづくり事業スキームの検討</p>	184百万円	都市整備部	部局別 P10, 17	一部再掲 P11
--	--------	-------	----------------	-------------

ウ さいたまスーパーアリーナ・けやきひろばのバリューアップ

<p>【新】 さいたまスーパーアリーナの魅力アップに向けた調査・分析、基本計画の策定、さいたまスーパーアリーナ・けやきひろばの計画的な修繕等</p>	1,843百万円	都市整備部	部局別 P7	一部再掲 P35
---	----------	-------	-----------	-------------

エ 特色ある県営公園の整備

<p>【新】 所沢航空発祥記念館の展示コンテンツの仕様・配置・設備等の検討、さきたま古墳公園における拡張整備、大宮スーパー・ボールパーク基本計画策定に係る用地測量、熊谷スポーツ文化公園の照明設備更新、埼玉スタジアム2002公園の大型映像装置更新</p>	6,786百万円	都市整備部	部局別 P5, 6	一部再掲 P35 再掲 P36
---	----------	-------	--------------	--------------------------

オ 市街地整備事業の促進

<p>安全な市街地を形成する土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進に係る施行者への補助</p>	624百万円	都市整備部	部局別 P12	
--	--------	-------	------------	--

カ 空き家対策の促進

<p>空き家コーディネーターによる空き家所有者や活用希望者等からの相談に対する助言・提案、マッチングなどに対応できる体制を整備、【新】 モデル市町村を対象に電力データ活用の有効性の実証や空き家対策の検討・提案を実施</p>	13百万円	都市整備部	部局別 P15	
--	-------	-------	------------	--

キ 駅ホームの転落防止対策の促進				
ホームドア整備費の補助、駅での声かけ・サポート方法を示したハンドブックの作成	11百万円	企画財政部	部局別 P13	
ク 公共交通機関のバリアフリー化の促進				
エレベーター・障害者対応型トイレなどの設置費用の補助、ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーなどの導入費用の補助	83百万円	企画財政部	部局別 P15	
ケ 「あと数マイルプロジェクト」の推進				
埼玉高速鉄道線延伸の令和5年度中の鉄道事業者への事業実施要請に向けた速達性向上事業に関する計画素案作成のためのさいたま市との共同調査、東京12号線、東京8号線、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールの延伸の課題解決のための調査	27百万円	企画財政部	部局別 P12	
直轄事業に関連した県管理道路の重点整備による新たな幹線道路網の構築、ミッシングリンク（幹線道路の未整備部分）の解消による道路網の多重化、産業拠点へのアクセス道路の整備、春日部駅付近の鉄道の高架化によるボトルネック箇所の解消	13,326百万円	県土整備部	部局別 P6, 16, 17, 18	一部再掲 P21
コ 地域公共交通の活性化の促進				
【新】 スマート技術を活用したDXやコンパクトプラスネットワークによる交通再編に係る経費の補助、赤字バス路線を維持するための運行費用の補助	132百万円	企画財政部	部局別 P14	

(10)豊かな自然と共生する社会の実現



ア 身近な緑の保全と創出

【新】自然ふれあい施設のナラ枯れ対策の実施、緑のトラスト運動の推進、市町村や環境団体との協働による身近な緑の取得・保全、民間施設等の緑化及び校庭・園庭の芝生化の促進、みどりの担い手の支援と育成	289百万円	環境部	部局別 P15	
第75回全国植樹祭（令和7年開催予定）に向けた式典や植樹行事などの基本計画及び実施計画の策定、会場整備工事に必要な測量・設計などの実施	51百万円	農林部	部局別 P24	
見沼田圃における公有地化による農地の保全、公有地の農業者への貸付、市民団体への農業体験イベント実施等の委託、公有地利活用の新たな担い手参入支援	182百万円	企画財政部	部局別 P16	

イ 特色ある県営公園の整備

【新】所沢航空発祥記念館の展示コンテンツの仕様・配置・設備等の検討、さきたま古墳公園における拡張整備、大宮スーパー・ボールパーク基本計画策定に係る用地測量、熊谷スポーツ文化公園の照明設備更新、埼玉スタジアム2002公園の大型映像装置更新	6,786百万円	都市整備部	部局別 P5, 6	一部再掲 P35 再掲 P36, 38
--	----------	-------	--------------	------------------------------

ウ 下水道におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

【新】流量計データのクラウド化による遠隔監視化、管路情報システムの運用、処理場施設の3次元点群データ化	231百万円	下水道局	部局別 P7	
---	--------	------	-----------	--

エ 合併処理浄化槽への転換促進

市町村が設置する公共浄化槽への助成、市町村が住民に補助を行う合併処理浄化槽への助成、浄化槽台帳システム・維持管理情報自動集約システムの運用	314百万円	環境部	部局別 P13	
---	--------	-----	------------	--

オ 恵み豊かな川との共生

企業や観光協会などと連携して民間のアイデアやノウハウを活用した新たな水辺空間の利活用を推進するため施設整備を実施	605百万円	県土整備部	部局別 P19	
「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」の推進、「川の国応援団」の活動支援と交流促進	19百万円	環境部	部局別 P14	

カ 生物多様性の保全

アライグマ、クビアカツヤカミキリなど特定外来生物防除やニホンジカ等野生鳥獣の適正な保護管理	205百万円	環境部	部局別 P16	
---	--------	-----	------------	--

キ 人と動物が共生する社会づくりの推進				
飼い主のいない猫の繁殖抑制対策等の推進、動物指導センターの運営、動物の正しい飼い方の啓発・指導の充実	52百万円	保健医療部	部局別 P20	
ク 循環型社会づくりの推進と廃棄物の不法投棄対策の強化				
事業所で更新を迎える災害備蓄食料の有効活用、食品ロス削減県内一斉キャンペーンの展開、3R講座等による普及啓発、廃棄物不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応の徹底、PCB廃棄物の適正処理の推進、土砂等堆積場所の監視等	37百万円	環境部	部局別 P11	
ケ 下水道資源の有効活用				
【新】 下水汚泥から製造された肥料の活用に向けた実証設備の設置及び肥料化施設導入に向けた検討、廃熱を有効活用できる汚泥処理システムの導入による下水道施設での再エネ活用の推進	5,404百万円	下水道局	部局別 P6, 8	
コ 脱炭素社会の実現に向けた中小企業や家庭への支援				
【拡】 家庭・企業等への省エネ・再エネ活用設備導入に対する助成、 【新】 県有施設への再エネ活用設備の導入に向けた調査・計画策定、 【新】 環境科学国際センターでのモデル事業実施に向けた設計、 【新】 V2Hや外部給電器を使用して給電可能な電動車の導入に対する助成、中小企業等の脱炭素化に向けたCO ₂ 排出削減設備の導入に対する助成	1,606百万円	環境部	部局別 P7, 8	再掲 P14
サ 県有施設における地球温暖化対策の推進				
老朽化した空調設備や照明設備の機能復旧に合わせ省エネルギー性の高い設備に改修（浦和合同庁舎ほか10施設）、トイレの洋便器化・節水器具の採用・照明のLED化・床の乾式化等を実施（高等看護学院ほか6施設）	1,231百万円	総務部	部局別 P8	
【新】 熊谷スポーツ文化公園の再エネの活用及び災害時の機能強化のための再エネ関連施設の設置に向けて詳細設計を実施	5百万円	都市整備部	部局別 P13	
シ 安全な大気環境・水環境や身近な生活環境の保全				
常時監視測定局における大気汚染状況の自動測定、ダイオキシン類等の定期調査、河川・湖沼・地下水の常時監視、工場・事業場に対する規制基準遵守指導	468百万円	環境部	部局別 P12	

(11) 稼げる力の向上



ア イノベーションの創出に向けた支援

<p>【新】 県内産業のイノベーション創出に向けた中期的アクションプランの策定、 【新】 事業の多角化に挑む企業の優れた技術を生かしたBtoCの商品開発を支援、 【拡】 デジタル等に関する技術・製品の開発支援の補助上限額引上げ</p>	141百万円	産業労働部	部局別 P14	
---	--------	-------	------------	--

イ 農大跡地等の活用の推進

<p>SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の整備に向けた用地取得・実施設計、ロボット開発参入を目指す県内中小企業等が参画するコンソーシアムの運営、 【新】 センターの整備概要を紹介するPR動画作成等による情報発信</p>	1,844百万円	産業労働部	部局別 P15	
--	----------	-------	------------	--

ウ 地域に貢献できる産業団地の整備

<p>県内産業の振興や地域の均衡ある発展を図るため、地元市町村と連携して産業団地を整備（継続5地区、【新】吉見大和田地区産業団地）</p>	5,460百万円	企業局	部局別 P6	
---	----------	-----	-----------	--

エ サーキュラーエコノミーの推進

<p>【新】 県内中小企業等によるビジネスモデルの創出に対する補助、【新】 県有大規模集客施設における資源の循環利用の実証及び啓発、プラスチック資源の循環利用モデル構築に向け企業や市町村等と連携したプラットフォームの運営、市町村における効率的な収集方法の検証</p>	63百万円	環境部	部局別 P6	再掲 P14
<p>【新】 県内企業からの相談対応やビジネスマッチング支援等を行うワンストップ支援拠点「サーキュラーエコノミー推進センター（仮称）」の設置、【新】 食品残さの再資源化に関するリーディングモデルの構築</p>	54百万円	産業労働部	部局別 P13	再掲 P14

オ 県内中小企業のDX推進

<p>【拡】 「埼玉県DX推進支援ネットワーク」におけるDXコンシェルジュの増員等による相談体制の充実、【新】 DXの好事例を表彰するとともに受賞者の優れた取組事例を広く発信</p>	35百万円	産業労働部	部局別 P6	再掲 P13
---	-------	-------	-----------	-----------

カ 県内中小企業の事業再構築支援

<p>事業再構築支援センターによる事業再構築計画の策定支援、デジタル技術を活用した新サービスの開発等に係る経営革新計画の実行支援、【新】 国のグリーン成長戦略・重点14分野へ新たに進出する取組に係る経営革新計画の実行支援</p>	219百万円	産業労働部	部局別 P7	
--	--------	-------	-----------	--

キ 資金調達の円滑化支援				
【 拡 】「ゼロゼロ融資」の無利子期間終了等に伴う借換需要に対応するため伴走支援型経営改善資金の融資枠の拡充及び利子補給率を0.2%引上げ	融資枠： 3,600億円	産業労働部	部局別 P11	
ク 「渋沢栄一創業プロジェクト」の推進				
【 新 】「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」の調査検討や運営事業者の選定準備、 【 新 】オープンイノベーションセミナーの開催、【 新 】アントレプレナーシップ教育の推進に向けた大学間ネットワークの構築	12百万円	産業労働部	部局別 P8 (一部)	
ケ 商工団体等を通じた小規模事業者への経営支援				
経営指導員等の設置や小規模事業者への専門家派遣など商工団体が実施する経営相談等の取組への助成、【 拡 】経営指導員等の中小企業診断士資格取得に関する商工団体への助成の拡充、中小企業組合の先進的取組に対する助成	3,130百万円	産業労働部	部局別 P5	
コ 埼玉版SDGsの推進				
埼玉県SDGs官民連携プラットフォームの運営、埼玉県SDGsパートナー登録制度の推進、埼玉版SDGs推進アプリ「エスキューブ」の普及促進	14百万円	企画財政部	部局別 P5	
サ 商店街活性化の支援				
【 新 】商店街の活性化に向けてDXの推進に取り組む商店街等への助成、【 拡 】インバウンド対応など商店街の賑わいづくりの取組に対する助成の拡充	119百万円	産業労働部	部局別 P17	
シ 事業継続力の強化支援				
【 新 】県内企業のBCP策定状況等の調査の実施や企業の業種・規模等の実態を踏まえた策定支援を実施	13百万円	産業労働部	部局別 P9	
ス 海外ビジネス展開の支援				
【 拡 】越境EC活用の支援、ジェトロ等と連携した海外販路の開拓、海外ビジネスサポート拠点の運営、アセアン等における海外ビジネス展開の支援	101百万円	産業労働部	部局別 P12	
セ デジタル分野における人材の育成・確保支援				
【 新 】企業のDXを推進するために必要なAI・IoTに関する知識・スキル習得を目的とした応用講座の新設等、中小企業のニーズに合ったデジタル人材の育成、女性のデジタル人材の育成、中小企業のデジタル人材確保への助成	220百万円	産業労働部	部局別 P25, 28, 29	一部再掲 P16, P33

など

(12) 儲かる農林業の推進



ア 農業の新たな担い手育成

農業研修生や新規就農者に対する資金助成、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化支援

619百万円

農林部

部局別
P7, 8

イ 農業生産基盤の整備

農地の大区画化や用排水路・農道等の整備、農業用ため池の耐震補強等農業水利施設の整備

5,174百万円

農林部

部局別
P9
一部再掲
P21, 44

ウ 埼玉農業の競争力強化

【新】 輸出を志向する生産者と輸出商社のマッチング及び輸出商社が行う海外バイヤーに向けたPR等への支援、**【拡】** 水田で麦・大豆等を作付拡大する取組や転換作物の定着に向けた複数年契約への支援、**【新】** 県産麦大豆種子の増産体制の整備、**【新】** 耐暑性と市場性を備えた花きの新品目等への転換の推進

101百万円

農林部

部局別
P11, 13,
14, 15

エ スマート農業の推進

【新】 メーカー・市町村・JAなどが連携して情報発信等を行うプラットフォームの設置によるスマート農業技術の導入促進、**【新】** 農業大学校におけるスマート農業技術を活用できる人材の育成

15百万円

農林部

部局別
P19

オ 施設園芸農業への新技術導入支援

スマート機器等を新たに整備する生産者への導入支援、**【新】** グループ内でのデータ共有による栽培管理の高度化や省エネ化の支援、**【新】** 温暖化に伴うハウス昇温対策など新課題対応機器等の導入支援

28百万円

農林部

部局別
P20

カ 農林水産試験研究の推進

【新】 暑さにも寒さにも強い品種の育成など気候変動に対応した農業技術の開発、屋外トイレ改修など農林水産試験研究機関の施設整備、**【新】** 先進園芸技術の推進体制を構築するための調査

429百万円

農林部

部局別
P21

キ 家畜伝染病の防疫体制の強化				
家畜衛生情報共有システムの適切な維持管理、疾病発生時に備えた初動対応費の確保、新たな家畜保健衛生所の設置に向けた実施設計・造成工事及び川越家畜保健衛生所の耐震・改修工事の実施	389百万円	農林部	部局別 P22, 23	
ク 県産木材の利用拡大に向けた支援				
【新】 住宅等に県産木材を利用する工務店等に対する支援、 【新】 不特定多数が集まる民間非住宅への協定に基づく県産木材利用の推進、 【新】 木材加工施設の整備や新たな流通ルートの確立など輸入木材に依存しない県産木材供給体制の構築支援、 【新】 現状の県産木材供給体制の課題解決及び新たな供給体制の構築に向けた調査	121百万円	農林部	部局別 P16, 17, 18	
ケ 森林・林業基盤の整備				
森林の適正な維持管理及び林業生産性向上等のための森林管理道整備	836百万円	農林部	部局別 P10 (一部)	

(3) 財政健全化に向けた取組

本県の県税収入は、個人県民税や地方消費税などに増収が見込まれる一方、市町村介護保険財政支援事業費、障害施設等自立支援給付費などの社会保障関連経費等が増加しており、依然として厳しい財政状況が続いている。
 このような状況を踏まえ、歳入の確保及び歳出の見直しに取り組んだ。

1 歳入の確保

項目	内容
県税収入の確保	市町村との連携の強化等による個人県民税の徴収対策の推進、地方税統一QRコードによる収納の導入等による納期内納税の促進、財産調査や滞納処分の早期着手等による滞納整理のスピードアップ
財産売払収入の確保	八潮南部西地区土地区画整理事業の保留地の売却(756百万円)、旧繊維工業試験場入間支場土地の売却(49百万円)、旧朝霞警察署駐車場など未利用財産の売却(387百万円) など
使用料・手数料の見直し	大宮公園双輪場の使用料を見直し(+32百万円)、と畜検査に係る手数料の単価改定(+18百万円)、産業技術総合センターでの依頼試験手数料の新設(+1百万円) など
その他の歳入確保	企業版ふるさと納税(人材派遣型)の活用(4百万円)、企業版ふるさと納税の活用(3百万円)、農業分野における気候変動対策への寄附(30百万円) など

2 歳出の見直し

項目	内容
内部管理的経費(固定費)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 手数料等の納付に係る証紙制度の廃止に伴う収入証紙売りさばき手数料等の縮減(▲74百万円) 会議・研修等のオンライン開催などデジタル化推進に伴う旅費・需用費等の縮減(▲55百万円) 交通安全施設における通信回線契約の見直し(▲41百万円) など
政策的経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 将来の行政コストを削減する取組(多子世帯応援クーポン事業について支援対象を第1子以降に見直して事業を再構築したことに伴う廃止(令和5年度末)、コバトン健康マイレージ事業について市町村との役割分担を見直すとともに民間アプリに移行して事業を再構築(令和6年度本格稼働)) LINEを活用した広報基盤の構築に伴う行政サービスアプリ「ポケットブックまいたま」等の廃止(▲70百万円) 県産農産物の輸出拡大支援について国の制度を活用した手法に見直して事業を再構築(▲14百万円) 中古住宅流通・住み替え促進のためのWEB広告の廃止など発信方法の見直し(▲13百万円) 県庁スマート水素ステーション及び燃料電池自動車のリース契約の廃止(▲13百万円) 自動車税事務所支所の収納方法見直しに伴う指定金融機関派出業務委託の廃止(▲12百万円) など
官民連携による取組	<ul style="list-style-type: none"> プロスポーツチームや飲料メーカー等との連携による県有大規模集客施設におけるペットボトル等の効率的な分別回収・再製品化の実証及び普及啓発 県内専門研修病院との連携による後期研修医獲得・定着のための臨床研修医向け専門研修プログラムを紹介するポータルサイトの構築 など

(4) 計数表

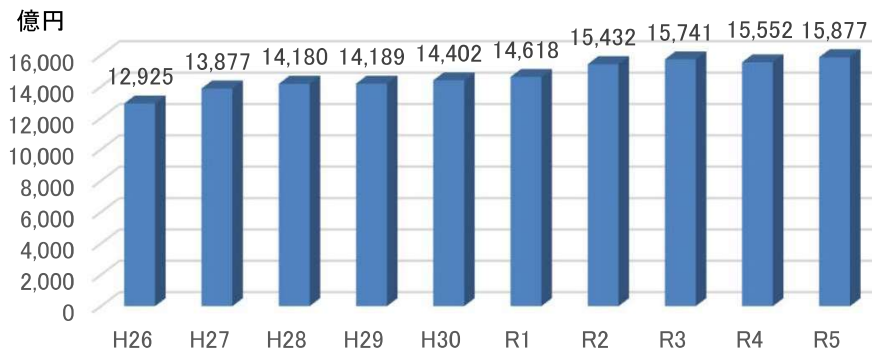
1 令和5年度埼玉県一般会計当初予算の概要

一般会計予算フレームの概要

項 目	令和5年度	令和4年度	伸び率	備 考										
	百万円	百万円	%											
予 算 規 模 A	2,211,095	2,228,459	▲ 0.8											
入	県 税 B	814,800	801,800	1.6	<予算伸び率の推移> 3年度 8.1% 公債費を除き 8.6% 4年度 5.1% 公債費を除き 5.9% 5年度 ▲0.8% 公債費を除き ▲1.0%									
	地方消費税金 清 算 金 C	333,265	297,149	12.2										
	地方譲与税 D	132,679	131,438	0.9										
	地方特例金 交 付 金 E	5,214	5,582	▲ 6.6										
	地方交付税 F	243,714	249,225	▲ 2.2										
	臨時財政 対 策 債 G	58,000	70,000	▲ 17.1										
	一般財源計 H	1,587,672	1,555,194	2.1										
	H / A	71.8 (69.2)	69.8 (66.6)			※ ()内は臨時財政対策債 を除いた比率である。								
	県 債 I	200,692	200,128	0.3										
歳 出	給 与 費 J	554,010	567,510	▲ 2.4	国・地財計画の伸び率 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>国</td> <td>地財計画</td> </tr> <tr> <td>総 額</td> <td>6.3%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>一般歳出</td> <td>8.0%</td> <td>0.8%</td> </tr> </table>		国	地財計画	総 額	6.3%	1.6%	一般歳出	8.0%	0.8%
		国	地財計画											
	総 額	6.3%	1.6%											
	一般歳出	8.0%	0.8%											
	公 債 費 K	283,268	280,526	1.0										
扶 助 費 L	148,742	141,605	5.0											
投資的経費 M	191,273	182,185	5.0											

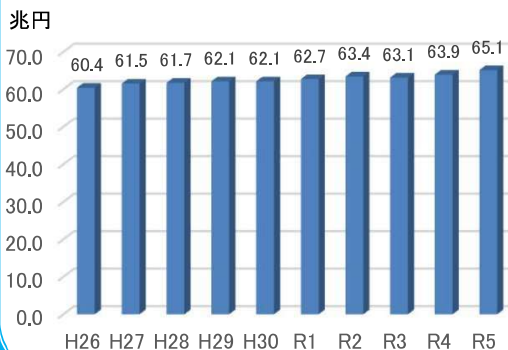
一般財源総額 1兆5,877億円 (+325億円、+2.1%)

- 令和5年度一般財源総額は、臨時財政対策債が大幅に減少した地方財政対策を踏まえ、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税の減少を見込む一方で、雇用・所得環境の改善や消費の回復から県税・地方消費税清算金等の増加を見込み、対前年度325億円(+2.1%)増となる1兆5,877億円となった



[参考] 地方財政計画における一般財源総額の状況について

- 社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に答えつつ、地域のデジタル化や脱炭素の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和4年度を上回る額を確保



● 主な一般財源の状況 (単位: 兆円)

項目	R5	R4	増減額
一般財源総額	65.1	63.9	1.2
うち、地方税・地方譲与税	45.5	43.8	1.6
うち、地方交付税	18.4	18.1	0.3
うち、臨時財政対策債	1.0	1.8	▲0.8

※端数処理のため計が合わない場合がある。

2 令和5年度埼玉県一般会計予算

1 歳入款別

(単位 千円、%)

款別	令和5年度		令和4年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
県税	814,800,000	36.8	801,800,000	36.0	13,000,000	1.6
地方消費税	333,265,000	15.1	297,149,000	13.3	36,116,000	12.2
地方譲与税	132,678,860	6.0	131,438,000	5.9	1,240,860	0.9
地方特例交付金	5,214,000	0.2	5,582,000	0.2	▲ 368,000	▲ 6.6
地方交付税	243,714,000	11.0	249,225,000	11.2	▲ 5,511,000	▲ 2.2
交通安全対策特別交付金	1,444,000	0.1	1,479,000	0.1	▲ 35,000	▲ 2.4
分担金及び金担	2,508,677	0.1	2,423,717	0.1	84,960	3.5
使用料及び料	26,129,701	1.2	26,585,809	1.2	▲ 456,108	▲ 1.7
国庫支出金	297,842,851	13.5	350,505,908	15.7	▲ 52,663,057	▲ 15.0
財産収入	7,840,190	0.4	14,721,245	0.7	▲ 6,881,055	▲ 46.7
寄附金	159,565	0.0	124,262	0.0	35,303	28.4
繰入金	106,443,296	4.8	106,029,224	4.8	414,072	0.4
繰越金	500,000	0.0	500,000	0.0	0	0.0
諸収入	37,862,860	1.7	40,767,835	1.8	▲ 2,904,975	▲ 7.1
県債	200,692,000	9.1	200,128,000	9.0	564,000	0.3
合計	2,211,095,000	100.0	2,228,459,000	100.0	▲ 17,364,000	▲ 0.8

2 歳出款別

(単位 千円、%)

款別	令和5年度		令和4年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
議会費	3,226,549	0.1	3,162,464	0.1	64,085	2.0
総務費	100,826,214	4.6	91,436,722	4.1	9,389,492	10.3
民生費	427,449,273	19.3	426,397,467	19.1	1,051,806	0.2
衛生費	207,551,548	9.4	249,855,823	11.2	▲ 42,304,275	▲ 16.9
労働費	5,494,820	0.2	5,794,407	0.3	▲ 299,587	▲ 5.2
農林水産業費	23,959,676	1.1	22,165,820	1.0	1,793,856	8.1
商工費	26,638,219	1.2	40,515,456	1.8	▲ 13,877,237	▲ 34.3
土木費	125,107,296	5.7	123,274,851	5.5	1,832,445	1.5
警察費	157,705,529	7.1	149,588,339	6.7	8,117,190	5.4
教育費	476,738,410	21.6	491,781,175	22.1	▲ 15,042,765	▲ 3.1
災害復旧費	2,893,089	0.1	3,983,050	0.2	▲ 1,089,961	▲ 27.4
公債費	285,025,202	12.9	282,192,356	12.7	2,832,846	1.0
諸支出金	366,479,175	16.6	337,311,070	15.2	29,168,105	8.6
予備費	2,000,000	0.1	1,000,000	0.0	1,000,000	100.0
合計	2,211,095,000	100.0	2,228,459,000	100.0	▲ 17,364,000	▲ 0.8

3 歳出性質別

(単位 千円、%)

区 分	令和 5 年 度		令和 4 年 度		比 較 増 減		
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	伸び率	
給 与 費	知 事 部 局 等	67,059,097	3.0	70,154,639	3.1	▲ 3,095,542	▲ 4.4
	警 察 本 部	122,669,094	5.6	121,707,730	5.5	961,364	0.8
	教 育 局	364,281,418	16.5	375,647,503	16.9	▲ 11,366,085	▲ 3.0
	計	554,009,609	25.1	567,509,872	25.5	▲ 13,500,263	▲ 2.4
義 務 費	432,009,936	19.5	422,131,282	18.9	9,878,654	2.3	
投 資 的 経 費	国 庫 補 助 事 業	53,352,508	2.4	55,746,414	2.5	▲ 2,393,906	▲ 4.3
	直 轄 負 担 金	11,652,390	0.5	11,538,598	0.5	113,792	1.0
	県 費 単 独 事 業	126,267,610	5.7	114,900,156	5.2	11,367,454	9.9
	計	191,272,508	8.6	182,185,168	8.2	9,087,340	5.0
維 持 補 修 費	1,983,879	0.1	2,431,838	0.1	▲ 447,959	▲ 18.4	
補 助 費	405,137,364	18.3	464,699,865	20.9	▲ 59,562,501	▲ 12.8	
投 融 資	1,513,149	0.1	1,522,205	0.1	▲ 9,056	▲ 0.6	
一 般 行 政 費	166,639,738	7.5	155,086,421	7.0	11,553,317	7.4	
他 会 計 繰 出 金	75,377,344	3.4	69,270,235	3.1	6,107,109	8.8	
積 立 金	10,706,473	0.5	16,076,114	0.7	▲ 5,369,641	▲ 33.4	
県 税 交 付 金 等	370,445,000	16.8	346,546,000	15.5	23,899,000	6.9	
予 備 費	2,000,000	0.1	1,000,000	0.0	1,000,000	100.0	
合 計	2,211,095,000	100.0	2,228,459,000	100.0	▲ 17,364,000	▲ 0.8	

3 令和5年度埼玉県特別会計予算

1 特別会計

(単位 千円)

会計名	令和5年度	令和4年度	比較増減	伸び率(%)
公債費	527,093,221	510,447,045	16,646,176	3.3
証紙	13,705,502	16,924,470	▲ 3,218,968	▲ 19.0
市町村振興事業	13,536,686	13,655,926	▲ 119,240	▲ 0.9
災害救助事業	696,817	659,436	37,381	5.7
母子父子寡婦福祉資金	1,148,949	972,974	175,975	18.1
県立病院機構貸付金事業等	12,168,958	30,996,091	▲ 18,827,133	▲ 60.7
国民健康保険事業	603,946,387	601,939,208	2,007,179	0.3
中小企業高度化資金	124,411	127,339	▲ 2,928	▲ 2.3
就農支援資金貸付事業	30,545	25,651	4,894	19.1
林業・木材産業改善資金	20,650	20,725	▲ 75	▲ 0.4
本多静六博士育英事業	33,326	36,100	▲ 2,774	▲ 7.7
用地事業	1,775,574	1,045,950	729,624	69.8
県営住宅事業	13,202,465	12,351,327	851,138	6.9
高等学校等奨学金事業	695,546	704,980	▲ 9,434	▲ 1.3
公営競技事業	62,180,116	42,652,179	19,527,937	45.8
合計	1,250,359,153	1,232,559,401	17,799,752	1.4

2 公営企業会計

(単位 千円)

会計名	令和5年度	令和4年度	比較増減	伸び率(%)
総合リハビリテーションセンター病院事業	4,670,511	4,402,173	268,338	6.1
工業用水道事業	2,797,583	2,904,537	▲ 106,954	▲ 3.7
水道用水供給事業	91,269,113	75,157,903	16,111,210	21.4
地域整備事業	8,286,939	16,655,527	▲ 8,368,588	▲ 50.2
流域下水道事業	89,991,576	85,414,660	4,576,916	5.4
合計	197,015,722	184,534,800	12,480,922	6.8

4 令和5年度特別会計予算の概要

(単位 千円)			
会 計 名	予 算 額	本 年 度 予 算 の 主 な 内 容	
		(歳 入)	(歳 出)
公 債 費	527,093,221	1 繰入金	337,669,221
		(1)一般会計繰入金	194,381,933
		(2)特別会計繰入金	1,618,288
		(3)基金繰入金	141,669,000
		2 県債	189,424,000
証 紙	13,705,502	1 県税	4,961,362
		2 使用料及び手数料	7,184,140
		3 繰越金	1,560,000
市 町 村 振 興 事 業	13,536,686	1 財産運用収入	13,389
		2 基金繰入金	7,500,000
		(1)市町村振興基金	1,500,000
		(2)県債管理基金	6,000,000
		3 繰越金	1
災 害 救 助 事 業	696,817	1 国庫支出金	344,174
		2 基金運用収入	8,467
		3 一般会計繰入金	1
		4 基金繰入金	344,173
		5 繰越金	1
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	1,148,949	1 一般会計繰入金	110,745
		2 貸付金元利収入	664,940
		3 県債	176,292
		4 繰越金その他	196,972
県 立 病 院 機 構 貸 付 金 事 業 等	12,168,958	1 分担金及び負担金	6,479,302
		2 諸収入	1,414,656
		3 県債	4,275,000
国 民 健 康 保 険 事 業	603,946,387	1 分担金及び負担金	189,513,525
		2 国庫支出金	175,017,754
		3 前期高齢者交付金	188,226,404
		4 繰入金	39,828,998
		5 財産収入その他	11,359,706

(単位 千円)			
会 計 名	予 算 額	本 年 度 予 算 の 主 な 内 容	
		(歳 入)	(歳 出)
中 小 企 業 高 度 化 資 金	124,411	1 一般会計繰入金	1,703
		2 繰越金	102,000
		3 諸収入	20,708
就 農 支 援 資 金 貸 付 事 業	30,545	1 一般会計繰入金	343
		2 繰越金	1,436
		3 諸収入	28,766
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	20,650	1 業務勘定繰入金	20
		2 繰越金	12,645
		3 諸収入	7,985
本 多 静 六 博 士 育 英 事 業	33,326	1 財産収入	618
		2 基金繰入金	1
		3 繰越金	1
		4 諸収入	32,706
用 地 事 業	1,775,574	1 財産収入	775,324
		2 基金繰入金	1,000,248
		3 繰越金その他	2
県 営 住 宅 事 業	13,202,465	1 住宅使用料	7,656,706
		2 国庫支出金	2,049,069
		3 基金運用収入	5,005
		4 一般会計繰入金	240,165
		5 基金繰入金	362,983
		6 県債	2,840,000
		7 その他	48,537
高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業	695,546	1 財産収入	8,896
		2 一般会計繰入金	456,408
		3 基金繰入金	210,606
		4 繰越金	1
		5 諸収入	19,635
公 営 競 技 事 業	62,180,116	1 入場料収入	32,896
		2 投票券発売収入	61,135,563
		3 財産収入	228,915
		4 繰越金	2
		5 その他	782,740
計 15 会 計	1,250,359,153		

2 令和5年度上半期の財政状況

(1) 補正予算

令和5年度各会計歳入歳出予算補正状況総括

(単位 千円、%)

会計別	会計数	当初予算額 (A)	上半期中 補正予算額 (B)	(B)/(A)	現計予算額
一般会計	1	2,211,095,000	18,383,879	0.8	2,229,478,879
特別会計	15	1,250,359,153	0	0.0	1,250,359,153
合計	16	3,461,454,153	18,383,879	0.5	3,479,838,032

令和5年度上半期一般会計歳入歳出予算補正状況

歳入

(単位 千円)

款 別	当初予算額	補 正 予 算		現 計 予 算	
		5月臨時会	専決処分	予 算 額	構成比
					(%)
1 県 税	814,800,000			814,800,000	36.5
2 地方消費税清算金	333,265,000			333,265,000	14.9
3 地方譲与税	132,678,860			132,678,860	6.0
4 地方特例交付金	5,214,000			5,214,000	0.2
5 地方交付税	243,714,000			243,714,000	10.9
6 交通安全対策特別交付金	1,444,000			1,444,000	0.1
7 分担金及び負担金	2,508,677			2,508,677	0.1
8 使用料及び手数料	26,129,701			26,129,701	1.2
9 国庫支出金	297,842,851	18,383,879		316,226,730	14.2
10 財産収入	7,840,190			7,840,190	0.4
11 寄附金	159,565			159,565	0.0
12 繰入金	106,443,296			106,443,296	4.8
13 繰越金	500,000			500,000	0.0
14 諸収入	37,862,860			37,862,860	1.7
15 県債	200,692,000			200,692,000	9.0
合 計	2,211,095,000	18,383,879		2,229,478,879	100.0

歳 出

(単位 千円)

款 別	当初予算額	補 正 予 算		現 計 予 算	
		5月臨時会	専決処分	予 算 額	構成比
					(%)
1 議 会 費	3,226,549			3,226,549	0.1
2 総 務 費	100,826,214	1,796,201		102,622,415	4.6
3 民 生 費	427,449,273	3,003,389		430,452,662	19.3
4 衛 生 費	207,551,548	3,767,635		211,319,183	9.5
5 労 働 費	5,494,820			5,494,820	0.2
6 農 林 水 産 業 費	23,959,676	860,647		24,820,323	1.1
7 商 工 費	26,638,219	8,454,693		35,092,912	1.6
8 土 木 費	125,107,296			125,107,296	5.6
9 警 察 費	157,705,529			157,705,529	7.1
10 教 育 費	476,738,410	501,314		477,239,724	21.4
11 災 害 復 旧 費	2,893,089			2,893,089	0.1
12 公 債 費	285,025,202			285,025,202	12.8
13 諸 支 出 金	366,479,175			366,479,175	16.5
14 予 備 費	2,000,000			2,000,000	0.1
合 計	2,211,095,000	18,383,879		2,229,478,879	100.0

令和5年度 5月臨時会補正予算の概要

国の「物価高克服に向けた追加策」に迅速に対応し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により厳しい状況に置かれている県民及び事業者を支援するため、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成した。

【補正予算の内容】

- (1) 物価高騰の影響を受ける生活者に対する緊急支援
- (2) 物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援
- (3) 物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を促す支援

1 補正予算額

区 分	補 正 前	補 正 額	計
一 般 会 計 (第1号)	2兆2, 110億9, 500万円	183億8, 387万9千円	2兆2, 294億7, 887万9千円
特 別 会 計	1兆2, 503億5, 915万3千円	—	1兆2, 503億5, 915万3千円
公 営 企 業 会 計	1, 970億1, 572万2千円	—	1, 970億1, 572万2千円
合 計	3兆6, 584億6, 987万5千円	183億8, 387万9千円	3兆6, 768億5, 375万4千円

2 補正予算の財源内訳（一般会計）

歳 出	財 源 内 訳
	国庫支出金
183億8, 387万9千円	183億8, 387万9千円

※ 国庫支出金の内訳

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 180億6, 901万4千円
- ・ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 2億8, 636万5千円
- ・ 基幹水利施設管理事業費補助金 2, 850万円

3 補正予算の内容

(1) 物価高騰の影響を受ける生活者に対する緊急支援	46億7,877万8千円
----------------------------	--------------

- ア LPガスを使用する一般消費者等に対する支援** 40億7,029万円
高騰するLPガス料金の一般消費者等の負担を軽減するため、販売事業者を通じ、価格高騰の影響分の一部を補助する。 【危機管理防災部】
- イ 子育て世帯生活支援特別給付金の支給** 2億8,636万5千円
食費等の物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり5万円の生活支援特別給付金を支給する。 【福祉部】
- ウ 学校給食等の物価高騰に直面する保護者等に対する支援** 9,003万1千円
保護者等の給食費等の負担増加を回避するため、県立及び私立の学校に対し、給食費等の物価高騰相当額を補助する。 【教育局】【総務部】
- エ 夏休み期間の子供の食事を確保するための支援** 1億 356万9千円
子供の居場所等の活動支援を通じて、給食が提供されない夏休み期間中に限り、家庭における子供の食事を確保するため、レトルトカレーやパックご飯等を提供する。 【福祉部】
- オ 子供の居場所づくり拡大への支援強化** 1億2,852万3千円
地域ネットワークの立ち上げ促進・強化を図るため、専門家による助言や拠点の設置等に必要な経費を補助するとともに、支援企業や人材の発掘等を目的とした交流イベントや動画作成を行う。 【福祉部】

(2) 物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援

115億4,191万1千円

ア 特別高圧電力を使用する中小企業等に対する支援

38億4,110万円

高騰する特別高圧電力価格の影響を緩和するため、受電事業者や大型商業施設等のテナント事業者に対し補助する。
【産業労働部】

イ 福祉施設、医療施設等に対する支援

70億1,102万7千円

高騰する光熱費等の影響を緩和するため、高齢者施設、障害者施設、児童養護施設、保育所、放課後児童クラブ、病院、一般・歯科診療所、分娩取扱助産所、調剤薬局、施術所、私立学校、土地改良施設、卸売市場、園芸施設等に対し補助する。
【福祉部】【保健医療部】【総務部】【農林部】

ウ 地域公共交通事業者に対する支援

3億2,156万4千円

乗合バス、タクシー及び地域鉄道の運行継続を支援するため、燃料費等高騰の影響分を補助する。

【企画財政部】

エ 畜産農家・酪農家に対する支援

3億6,822万円

配合飼料や輸入粗飼料等の価格高騰の影響を緩和するため、畜産農家や酪農家に対し補助する。

【農林部】

(3) 物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を促す支援

21億6,319万円

ア 中小企業等における原材料の転換等の支援

5億1,423万8千円

原材料価格の高騰を踏まえ、原材料の転換や使用量削減による経営体質改善を促すため、専門家や認定支援機関の助言に基づき中小企業等が実施する設備投資や製品開発等に要する経費を補助する。

【産業労働部】

イ 企業の価格転嫁に向けた支援

2,906万5千円

エネルギー・原材料価格等の高騰に応じた適切な価格転嫁を促進するため、企業に対しパートナーシップ構築宣言の登録を働き掛けるとともに、専門家による価格交渉のノウハウに関する伴走型支援等を実施する。

【産業労働部】

ウ 中小企業等の省エネ・再エネ設備投資への支援

14億7,463万7千円

中小企業等におけるエネルギー使用量及びCO₂排出量の削減による体質改善を更に加速させるため、空調設備・ボイラー等の更新及び蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備等の導入経費の補助を拡充する。

【環境部】

エ 地域内資源を活用した堆肥の活用促進

1億4,525万円

輸入原料を主とする化学肥料価格の高騰を踏まえ、食品残さや家畜排せつ物などを活用した堆肥の製造・活用を促すため、肥料製造業者等に対し必要な設備投資等に要する経費を補助する。

【農林部】

(2) 歳入歳出予算の執行状況

ア 令和4年度(出納整理期間)

令和4年度一般会計歳入歳出予算収支状況(出納整理期間)

(歳入)

(単位 千円)

款別	予算現額	収 入 状 況			予算現額 に対する 収入率
		令和5年 3月31日まで	出納整理期間	計	
					(%)
1 県 税	820,300,000	776,332,841	46,823,983	823,156,824	100.3
2 地方消費税清算金	332,309,000	332,309,179	0	332,309,179	100.1
3 地方譲与税	142,155,000	142,304,281	0	142,304,281	100.1
4 地方特例交付金	5,559,537	5,559,537	0	5,559,537	100.0
5 地方交付税	246,944,313	247,911,301	0	247,911,301	100.4
6 交通安全対策特別交付金	1,479,000	1,451,467	0	1,451,467	98.1
7 分担金及び負担金	2,606,464	684,331	1,771,065	2,455,396	94.2
8 使用料及び手数料	26,258,392	20,723,317	4,890,266	25,613,584	97.5
9 国庫支出金	603,264,933	414,027,058	40,406,304	454,433,362	75.3
10 財産収入	15,936,867	15,533,376	137,020	15,670,395	98.3
11 寄附金	304,285	583,681	308	583,989	191.9
12 繰入金	48,956,116	48,405,650	△ 7,629,620	40,776,031	83.3
13 繰越金	47,386,791	47,386,791	0	47,386,791	99.9
14 諸収入	47,617,874	28,442,794	16,741,925	45,184,719	94.9
15 県債	266,056,000	132,498,200	74,389,800	206,888,000	77.8
合 計	2,607,134,572	2,214,153,804	177,531,052	2,391,684,855	91.7

(注) 予算現額には、前年度からの繰越額を含みます。

(歳 出)

(単位 千円)

款 別	予 算 現 額	支 出 状 況			予 算 現 額 に対する 支 出 率
		令 和 5 年 3 月 3 1 日 まで	出 納 整 理 期 間	計	
					(%)
1 議 会 費	2,978,996	2,886,359	57,302	2,943,661	98.8
2 総 務 費	143,637,668	115,600,626	16,844,561	132,445,187	92.2
3 民 生 費	420,457,338	367,752,896	35,401,571	403,154,467	95.9
4 衛 生 費	357,901,903	182,268,210	89,986,849	272,255,058	76.1
5 労 働 費	5,685,766	4,014,124	932,943	4,947,067	87.0
6 農 林 水 産 業 費	29,432,684	19,696,323	2,973,686	22,670,008	77.0
7 商 工 費	135,413,262	73,232,578	13,355,019	86,587,597	63.9
8 土 木 費	216,799,548	104,249,145	43,789,991	148,039,136	68.3
9 警 察 費	150,616,544	137,966,344	10,910,854	148,877,198	98.8
10 教 育 費	491,542,269	435,540,870	40,783,849	476,324,720	96.9
11 災 害 復 旧 費	6,018,988	1,384,347	225,263	1,609,610	26.7
12 公 債 費	292,003,132	291,992,180	184	291,992,364	99.9
13 諸 支 出 金	353,848,211	352,446,824	△ 87,906	352,358,917	99.6
14 予 備 費	798,262	0	0	0	0.0
合 計	2,607,134,572	2,089,030,825	255,174,166	2,344,204,991	89.9

(注) 予算現額には、前年度からの繰越額を含みます。

令和4年度特別会計歳入歳出予算収支状況（出納整理期間）

（歳入）

（単位 千円）

会計別	予算現額	収入状況			予算現額 に対する 収入率 (%)
		令和5年 3月31日まで	出納整理期間	計	
公債費	524,114,117	524,114,108	0	524,114,108	99.9
証紙	16,782,036	15,042,890	△30,203	15,012,687	89.5
市町村振興事業	12,570,159	12,240,580	△173,905	12,066,675	96.0
災害救助事業	659,436	10,601	106	10,707	1.6
母子父子寡婦福祉資金	1,038,871	1,261,856	4,930	1,266,786	121.9
県立病院機構貸付金事業等	31,149,884	30,616,879	0	30,616,879	98.3
国民健康保険事業	615,934,258	569,865,759	35,507,883	605,373,642	98.3
中小企業高度化資金	127,339	125,281	768	126,049	99.0
就農支援資金貸付事業	25,651	153,113	0	153,113	596.9
林業・木材産業改善資金	20,725	64,767	0	64,767	312.5
本多静六博士育英事業	138,047	140,300	263	140,563	101.8
用地事業	46,313	45,430	0	45,430	98.1
県営住宅事業	14,375,622	10,168,012	2,918,107	13,086,118	91.0
高等学校等奨学金事業	591,720	191,465	360,906	552,372	93.4
公営競技事業	60,211,273	52,110,338	5,140,627	57,250,965	95.1
合計	1,277,785,451	1,216,151,381	43,729,481	1,259,880,861	98.6

（注）予算現額には、前年度からの繰越額を含みます。

(歳 出)

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	支 出 状 況			予 算 現 額 に 対 す る 支 出 率
		令 和 5 年 3 月 3 1 日 まで	出 納 整 理 期 間	計	
公 債 費	524,114,117	524,114,108	0	524,114,108	99.9
証 紙	16,782,036	10,906,641	2,601,244	13,507,885	80.5
市 町 村 振 興 事 業	12,570,159	11,849,281	217,393	12,066,675	96.0
災 害 救 助 事 業	659,436	2,352	8,355	10,707	1.6
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	1,038,871	894,123	22,614	916,736	88.2
県 立 病 院 機 構 貸 付 金 事 業 等	31,149,884	30,616,879	0	30,616,879	98.3
国 民 健 康 保 険 事 業	615,934,258	576,490,153	27,171,373	603,661,526	98.0
中 小 企 業 高 度 化 資 金	127,339	1,936	22,113	24,049	18.9
就 農 支 援 資 金 貸 付 事 業	25,651	24,106	12	24,118	94.0
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	20,725	10	0	10	0.1
本 多 静 六 博 士 育 英 事 業	138,047	120,805	126	120,931	87.6
用 地 事 業	46,313	0	45,195	45,195	97.6
県 営 住 宅 事 業	14,375,622	12,615,087	194,167	12,809,254	89.1
高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業	591,720	438,701	113,363	552,065	93.3
公 営 競 技 事 業	60,211,273	46,701,357	6,164,843	52,866,200	87.8
合 計	1,277,785,451	1,214,775,540	36,560,799	1,251,336,339	97.9

(注) 予算現額には、前年度からの繰越額を含みます。

イ 令和5年度

令和5年度上半期一般会計歳入歳出予算執行状況

(歳入)				(歳出)			
(単位 千円)				(単位 千円)			
款 別	予算現額	収入済額	予算現額 に対する 収入率	款 別	予算現額	支出済額	予算現額 に対する 支出率
			(%)				(%)
1 県 税	814,800,000	397,471,198	48.8	1 議 会 費	3,226,934	1,501,080	46.5
2 地方消費税清算金	333,265,000	184,802,432	55.5	2 総 務 費	107,820,886	34,632,019	32.1
3 地方譲与税	132,678,860	41,360,639	31.2	3 民 生 費	436,630,383	154,878,565	35.5
4 地方特例交付金	5,214,000	5,144,063	98.7	4 衛 生 費	215,791,612	34,552,227	16.0
5 地方交付税	243,714,000	187,436,057	76.9	5 労 働 費	5,494,820	1,730,706	31.5
6 父連女全対東特別交付金	1,444,000	678,267	47.0	6 農 林 水 産 業 費	29,174,419	8,649,613	29.6
7 分担金及び負担金	2,620,698	239,623	9.1	7 商 工 費	38,183,175	6,544,727	17.1
8 使用料及び手数料	26,129,701	8,290,617	31.7	8 土 木 費	192,918,381	46,837,021	24.3
9 国庫支出金	353,997,634	85,471,049	24.1	9 警 察 費	158,278,871	67,802,883	42.8
10 財産収入	7,840,190	3,750,433	47.8	10 教 育 費	482,431,611	206,351,819	42.8
11 寄 附 金	159,565	69,992	43.9	11 災 害 復 旧 費	4,947,185	282,050	5.7
12 繰 入 金	107,138,769	0	0.0	12 公 債 費	285,025,202	41,013,981	14.4
13 繰 越 金	7,137,275	47,479,864	665.2	13 諸 支 出 金	366,479,175	181,371,134	49.5
14 諸 収 入	38,934,716	12,261,205	31.5	14 予 備 費	1,976,754	0	0.0
15 県 債	253,305,000	31,236,200	12.3	合 計	2,328,379,408	786,147,824	33.8
合 計	2,328,379,408	1,005,691,639	43.2				

(注) 予算現額には、前年度からの繰越額を含みます。

(注) 予算現額には、前年度からの繰越額を含みます。

令和5年度上半期特別会計歳入歳出予算執行状況

(単位 千円)

会計別	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	予算現額 に対する 収入率	予算現額	支出済額	予算現額 に対する 支出率
			(%)			(%)
公債費	527,093,221	95,364,000	18.1	527,093,221	212,378,731	40.3
証紙	13,705,502	8,604,241	62.8	13,705,502	4,584,362	33.4
市町村振興事業	13,536,686	0	0.0	13,536,686	2,700	0.1
災害救助事業	696,817	0	0.0	696,817	0	0.0
母子父子寡婦福祉資金	1,148,949	696,268	60.6	1,148,949	342,032	29.8
県立病院機構貸付金事業等	12,636,958	3,027,166	24.0	12,636,958	3,027,166	24.0
国民健康保険事業	603,946,387	327,889,151	54.3	603,946,387	280,101,445	46.4
中小企業高度化資金	124,411	102,000	82.0	124,411	195	0.2
就農支援資金貸付事業	30,545	133,537	437.2	30,545	5,948	19.5
林業・木材産業改善資金	20,650	67,656	327.6	20,650	6	0.1
本多静六博士育英事業	33,326	35,905	107.7	33,326	4,385	13.2
用地事業	1,775,574	728,481	41.0	1,775,574	728,245	41.0
県営住宅事業	14,558,649	3,589,165	24.7	14,558,649	5,783,158	39.7
高等学校等奨学金事業	695,546	6,890	1.0	695,546	196,172	28.2
公営競技事業	62,180,116	17,702,665	28.5	62,180,116	13,627,056	21.9
合計	1,252,183,337	457,947,126	36.6	1,252,183,337	520,781,601	41.6

(注) 予算現額には、前年度からの繰越額を含みます。

(3) 財産

令和5年度上半期公有財産状況

区分	単位	令和5年3月31日現在					令和5年9月30日現在					増減
		一般行政財産	教育財産	警察財産	普通財産	計(A)	一般行政財産	教育財産	警察財産	普通財産	計(B)	(B)-(A)
土地	m ²	23,422,964.58	9,190,691.69	749,575.67	1,610,493.09	34,973,725.03	23,420,975.89	9,211,888.41	748,583.67	1,609,889.01	34,991,336.98	17,611.95
山林	ha	161.39	8.59		3,299.71	3,469.69	161.39	8.59		3,299.71	3,469.69	0.00
建物	m ²	2,884,783.19	2,696,798.68	422,408.54	148,615.41	6,152,605.82	2,878,884.25	2,694,133.72	422,318.21	150,013.99	6,145,350.17	△ 7,255.65
立木県有林	m ³	4,366.33	1,293.17		392,674.56	398,334.06	4,366.33	1,293.17		392,674.56	398,334.06	0.00
〃 県造林	m ³	1,085.88	1,128.37		354,214.95	356,429.20	1,085.88	1,128.37		354,214.95	356,429.20	0.00
地上権農地	m ²											
〃 山林	ha	5.04	55.14		5,552.65	5,612.83	5.04	55.14		5,552.65	5,612.83	0.00
〃 その他	m ²	21,472.01	409.28			21,881.29	21,472.01	409.28			21,881.29	0.00
特許権等	件				86	86				84	84	△ 2
有価証券	千円				288,500	288,500				288,500	288,500	0
出資による権利	千円				207,887,026	207,887,026				207,887,026	207,887,026	0
電話加入権	件	4,996	540	56	25	5,617	4,991	540	56	25	5,612	△ 5

令和5年度上半期基金状況

名称	区分	単位	令和5年	令和5年	増△減	名称	区分	単位	令和5年	令和5年	増△減
			3月31日現在	9月30日現在					3月31日現在	9月30日現在	
財政調整基金	現金	千円	27,183,506	31,297,756	4,114,250	森林整備担い手基金	現金	千円	14,684	16,595	1,911
	有価証券	千円	65,370,168	66,661,947	1,291,779		有価証券	千円	35,311	35,997	686
	債権	千円	5,406,029	0	△5,406,029		債権	千円	2,598	0	△2,598
災害救助基金	現金	千円	954,483	923,816	△30,667	中山間地域ふるさと基金	現金	千円	175,682	170,129	△5,553
	有価証券	千円	2,295,315	2,334,337	39,022		有価証券	千円	422,476	429,662	7,186
	債権	千円	8,355	0	△8,355		債権	千円	1,632	0	△1,632
県営住宅基金	現金	千円	608,563	603,207	△5,356	介護保険財政安定化基金	現金	千円	778,920	753,892	△25,028
	有価証券	千円	1,463,457	1,488,850	25,393		有価証券	千円	1,873,126	1,904,971	31,845
	債権	千円	20,037	0	△20,037		債権	千円	6,816	0	△6,816
本多静六博士育英基金	現金	千円	88,216	84,758	△3,458	市町村振興基金	現金	千円	1,509,938	1,630,208	120,270
	有価証券	千円	212,140	215,724	3,584		有価証券	千円	3,631,058	3,698,895	67,837
	債権	千円	126	0	△126		債権	千円	188,107	0	△188,107
公共施設長寿命化等推進基金	現金	千円	6,473,682	6,240,870	△232,812	森林整備地域活動支援基金	現金	千円	2,424	2,347	△77
	有価証券	千円	15,567,739	15,831,506	263,767		有価証券	千円	5,829	5,928	99
	債権	千円	30,955	0	△30,955		債権	千円	22	0	△22
土地開発基金	現金	千円	17,584,224	18,357,664	773,440	特定非営利活動促進基金	現金	千円	6,308	18,203	11,895
	有価証券	千円	0	0	0		有価証券	千円	15,170	15,621	451
	債権	千円	3,330,925	2,557,484	△773,441		債権	千円	5,575	0	△5,575
シラコバト長寿社会福祉基金	現金	千円	6,145,023	6,828,160	683,137	後期高齢者医療財政安定化基金	現金	千円	2,977,520	2,881,846	△95,674
	有価証券	千円	549,014	558,786	9,772		有価証券	千円	7,160,261	7,281,991	121,730
	債権	千円	692,910	0	△692,910		債権	千円	26,056	0	△26,056
県債管理基金	現金	千円	289,153,569	277,500,622	△11,652,947	高等学校等奨学金事業基金	現金	千円	1,054,286	1,044,789	△9,497
	有価証券	千円	695,348,777	707,084,851	11,736,074		有価証券	千円	2,535,318	2,579,303	43,985
	債権	千円	41,324,447	41,241,320	△83,127		債権	千円	34,488	0	△34,488
美術作品取得基金	現金	千円	16,733	16,776	43	産業振興・雇用機会創出基金	現金	千円	3,328,843	3,205,671	△123,172
	債権	千円	43	0	△43		有価証券	千円	8,005,112	8,140,620	135,508
	美術品	点	1	1	0		債権	千円	12,335	0	△12,335
水源地域対策基金	現金	千円	1,734,995	1,679,284	△55,711	農業構造改革支援基金	現金	千円	209,421	209,885	464
	有価証券	千円	4,172,270	4,243,203	70,933		有価証券	千円	0	0	0
	債権	千円	15,223	0	△15,223		債権	千円	465	0	△465
文化振興基金	現金	千円	110,203	113,774	3,571	地域医療介護総合確保基金	現金	千円	6,909,343	8,040,852	1,131,509
	有価証券	千円	265,012	269,670	4,658		有価証券	千円	0	0	0
	債権	千円	3,356	0	△3,356		債権	千円	1,131,509	0	△1,131,509
さいたま緑のトラスト基金	現金	千円	141,120	144,222	3,102	教育環境整備基金	現金	千円	54,029	68,831	14,802
	有価証券	千円	339,363	345,408	6,045		有価証券	千円	129,929	132,736	2,807
	債権	千円	9,147	0	△9,147		債権	千円	17,609	0	△17,609
公営競技事業運営基金	現金	千円	1,570,200	1,519,740	△50,460	国民健康保険財政安定化基金	現金	千円	17,061,884	17,099,681	37,797
	有価証券	千円	3,775,974	3,840,169	64,195		有価証券	千円	0	0	0
	債権	千円	13,735	0	△13,735		債権	千円	37,797	0	△37,797
彩の国みどりの基金	現金	千円	612,178	1,222,991	610,813	健康づくり安心基金	現金	千円	162,088	554,591	392,503
	有価証券	千円	1,472,149	1,521,460	49,311		有価証券	千円	389,785	411,773	21,988
	債権	千円	60,124	0	△60,124		債権	千円	18,241	0	△18,241
大規模事業推進基金	現金	千円	5,169,310	5,739,514	570,204	森林環境譲与税基金	現金	千円	12,057	99,159	87,102
	有価証券	千円	12,431,019	12,661,568	230,549		有価証券	千円	28,994	30,176	1,182
	債権	千円	70,752	0	△70,752		債権	千円	19,862	0	△19,862
さいたま環境創造基金	現金	千円	2,720,027	2,634,139	△85,888	新型コロナウイルス感染症対策推進基金	現金	千円	4,317,166	5,479,654	1,162,488
	有価証券	千円	6,541,048	6,652,306	111,258		有価証券	千円	10,381,805	10,605,375	223,570
	債権	千円	25,370	0	△25,370		債権	千円	1,386,059	0	△1,386,059

備考：県債管理基金については、令和5年3月31日現在高のうち992,569,400千円（現金279,410,111千円、有価証券671,917,969千円、債権41,241,320千円）は、市場公募債等の満期一括償還に充てる積立分。

(4) 県債

令和5年度県債現在高等状況（一般会計）

(単位 千円)

区 分	令和4年度末		令和5年度上半期		令和5年9月末		令和5年度中		令和5年度末	
	現在高 (A)	構成比 (%)	起債額 (B)	償還額 (C)	現在高 (A)+(B)-(C)	構成比 (%)	起債見込額 (D)	償還見込額 (E)	現在高見込額 (A)+(D)-(E)	構成比 (%)
1 普通債	1,646,082,621	43.6	31,236,000	18,806,886	1,658,511,735	44.0	138,548,000	141,174,549	1,643,456,072	44.2
(1) 議会	13,000	0.0		1,833	11,167	0.0		4,000	9,000	0.0
(2) 総務	105,675,886	2.8	290,000	2,442,344	103,523,542	2.8	16,140,000	9,236,626	112,579,260	3.0
(3) 民生	56,869,455	1.5	3,251,000	350,979	59,769,476	1.6	5,240,000	2,973,418	59,136,037	1.6
(4) 衛生	20,088,753	0.5		91,866	19,996,887	0.5	65,000	1,877,220	18,276,533	0.5
(5) 労働	560,912	0.0		2,743	558,169	0.0	10,000	55,262	515,650	0.0
(6) 農林	52,161,988	1.4	700,000	342,869	52,519,119	1.4	4,199,000	4,299,528	52,061,460	1.4
(7) 商工	40,198,905	1.1		34,767	40,164,138	1.1	2,183,000	2,643,712	39,738,193	1.1
(8) 土木	1,110,724,477	29.4	20,569,000	12,086,875	1,119,206,602	29.7	75,033,000	95,721,277	1,090,036,200	29.3
(9) 営住宅	9,019,955	0.2		222,328	8,797,627	0.2		2,269,715	6,750,240	0.2
(10) 警察	58,659,025	1.6		770,772	57,888,253	1.5	13,882,000	5,953,429	66,587,596	1.8
(11) 教育	138,537,759	3.7	6,426,000	724,673	144,239,086	3.8	13,617,000	11,277,938	140,876,821	3.8
(12) 諸支出金	53,572,506	1.4		1,734,837	51,837,669	1.4	8,179,000	4,862,424	56,889,082	1.5
2 災害復旧債	3,603,705	0.1		213,462	3,390,243	0.1	1,101,000	192,215	4,512,490	0.1
(1) 農林	288,137	0.0		15,498	272,639	0.0	20,000	30,654	277,483	0.0
(2) 土木	2,832,091	0.1		195,273	2,636,818	0.1	1,081,000	156,178	3,756,913	0.1
(3) その他	483,477	0.0		2,691	480,786	0.0		5,383	478,094	0.0
3 その他	2,129,821,582	56.3		19,342,189	2,110,479,393	55.9	62,398,000	114,789,415	2,077,430,167	55.7
(1) 減税補填債	46,603,712	1.2			46,603,712	1.2		5,959,484	40,644,228	1.1
(2) 臨時税収補填債	5,364,784	0.1			5,364,784	0.1		575,100	4,789,684	0.1
(3) 臨時財政対策債	1,825,380,805	48.3		17,862,048	1,807,518,757	47.9	58,000,000	94,596,376	1,788,784,429	48.0
(4) 減収補填債	160,402,650	4.2		433,550	159,969,100	4.2		6,828,753	153,573,897	4.1
(5) 退職手当債	81,944,054	2.2		687,333	81,256,721	2.2		3,422,512	78,521,542	2.1
(6) その他	10,125,577	0.3		359,258	9,766,319	0.3	4,398,000	3,407,190	11,116,387	0.3
合計	3,779,507,908	100.0	31,236,000	38,362,537	3,772,381,371	100.0	202,047,000	256,156,179	3,725,398,729	100.0

(5) 一時借入金

令和5年度上半期は、一時借入れを行いませんでした。

3 令和5年度における県税負担状況

令和5年度県税負担状況

区 分		当 初 予 算 額				県民1人当たり負担額			
		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較増△減 (C) = (A) - (B)	伸び率 (C) / (B)	令和5年度 (D)	令和4年度 (E)	比較増△減 (F) = (D) - (E)	伸び率 (F) / (E)
		(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(円)	(円)	(円)	(%)
普 通 税	県 民 税	322,434,000	317,675,000	4,759,000	1.5	43,980	43,296	684	1.6
	個 人	305,015,000	299,416,000	5,599,000	1.9	41,604	40,808	796	2.0
	法 人	16,693,000	17,047,000	△ 354,000	△ 2.1	2,277	2,323	△ 46	△ 2.0
	利 子 割	726,000	1,212,000	△ 486,000	△ 40.1	99	165	△ 66	△ 40.0
	事 業 税	174,265,000	172,707,000	1,558,000	0.9	23,770	23,538	232	1.0
	個 人	14,990,000	15,162,000	△ 172,000	△ 1.1	2,045	2,066	△ 21	△ 1.0
	法 人	159,275,000	157,545,000	1,730,000	1.1	21,725	21,472	253	1.2
	地 方 消 費 税	147,202,000	141,594,000	5,608,000	4.0	20,079	19,298	781	4.0
	不 動 産 取 得 税	19,299,000	17,754,000	1,545,000	8.7	2,632	2,420	212	8.8
	県 た ば こ 税	7,925,000	7,679,000	246,000	3.2	1,081	1,047	34	3.2
	ゴ ル フ 場 利 用 税	2,272,000	2,149,000	123,000	5.7	310	293	17	5.8
	軽 油 引 取 税	51,458,027	51,252,858	205,169	0.4	7,019	6,985	34	0.5
	自 動 車 税	89,920,000	90,964,000	△ 1,044,000	△ 1.1	12,265	12,398	△ 133	△ 1.1
	環 境 性 能 割	6,813,000	7,207,000	△ 394,000	△ 5.5	929	982	△ 53	△ 5.4
	種 別 割	83,107,000	83,757,000	△ 650,000	△ 0.8	11,336	11,416	△ 80	△ 0.7
	鉦 区 税	4,931	4,822	109	2.3	1	1	0	0.0
旧 法 に よ る 税	1,000	1,000	0	0.0	0	0	0	0.0	
計	814,780,958	801,780,680	13,000,278	1.6	111,137	109,276	1,861	1.7	
目 的 税	狩 猟 税	19,042	19,320	△ 278	△ 1.4	3	3	0	0.0
計	19,042	19,320	△ 278	△ 1.4	3	3	0	0.0	
合 計	814,800,000	801,800,000	13,000,000	1.6	111,140	109,279	1,861	1.7	

(注) 「県民1人当たり負担額」欄の算出に用いた本県の人口は、令和5年度については令和5年10月1日現在の推計人口7,331,296人、令和4年度については令和4年10月1日現在の推計人口7,337,173人によりました。

自動車税の種別割には旧自動車税も含まれます。

4 公營企業業務狀況

(1) 総合リハビリテーションセンター病院事業

ア 令和5年度上半期における業務の状況

(ア) 事業の状況

令和5年度上半期における事業の状況は、次表のとおりです。

a 患者の状況

(単位 人)

区 分	令和5年 3月31日 在 院	上 半 期 中		令和5年 9月30日 在 院	上半期中 在院延数	上半期中 1日平均 在 院 数	上半期中 外来延数	上半期中 1日平均 外 来 数
		入 院	退 院					
患 者 数	74	325	312	87	15,006	82.0	8,371	67.5

(イ) 経理の状況

予算の執行状況は、次表のとおりです。

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
病院事業収益	3,963,149	1,902,785	2,060,364
医 業 収 益	1,832,746	838,340	994,406
医 業 外 収 益	2,130,403	1,064,445	1,065,958
病院事業費用	3,963,149	1,324,832	2,638,317
医 業 費 用	3,918,272	1,316,364	2,601,908
医 業 外 費 用	39,877	8,468	31,409
予 備 費	5,000	0	5,000

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
資本的収入	689,886	170,443	519,443
企 業 債	349,000	0	349,000
他会計負担金	340,886	170,443	170,443
資本的支出	707,362	229,052	478,310
建 設 改 良 費	352,524	43,749	308,775
企 業 債 償 還 金	354,838	185,303	169,535

(注) 医業外収益の執行済額には、上半期分長期前受金戻入117,888千円を、
医業費用の執行済額には、上半期分減価償却費164,270千円を含みます。

c 9月末現在残高試算表

(単位 千円)

借方残高	勘定科目	貸方残高
2,786,446	有形固定資産	
194,477	無形固定資産	
12,880	投資その他の資産	
3,484,619	現金預金	
264,958	未収金	
10,700	貯蔵品	
60,479	その他流動資産	
	企業債(固定負債)	1,261,221
	引当金(固定負債)	946,852
	企業債(流動負債)	167,534
	未払金	274,295
	その他流動負債	16,539
	受贈財産評価額長期前受金	3,350
	国庫補助金長期前受金	16,847
	他会計負担金長期前受金	1,360,781
	資本金	468,114
	利益剰余金	1,687,207
	病院事業収益	1,901,371
1,289,552	病院事業費用	
8,104,111	合計	8,104,111

(注1) 病院事業収益には、上半期分長期前受金戻入117,888千円を、病院事業費用には、上半期分減価償却費164,270千円を含みます。

(注2) 有形固定資産は減価償却累計額を、未収金は貸倒引当金を、長期前受金は収益化累計額をそれぞれ控除しています。

(ウ) 固定資産、企業債及び一時借入金の現在高

固定資産、企業債及び一時借入金の現在高は、次のとおりです。
(単位 千円)

a 固定資産	
有形固定資産	2,786,446
土地	430,600
建築物	2,071,847
構築物	12,028
器械備品	271,821
車両	150
無形固定資産	194,477
電話加入権	61
ソフトウェア	194,416
投資その他の資産	12,880
長期前払消費税	12,880
合計	2,993,803
b 企業債	
特別地方債(病院事業)	1,428,755
c 一時借入金	
一時借入金	0

イ 令和4年度決算の状況

(7) 事業の状況

令和4年度決算における事業の状況は、次表のとおりです。

a 患者の状況

(単位 人)

区 分	令和4年 3月31日 在 院	4 年 度 中		令和5年 3月31日 在 院	4 年 度 中 在院延数	4 年 度 中 1 日 平 均 在 院 数	4 年 度 中 外 来 延 数	4 年 度 中 1 日 平 均 外 来 数
		入 院	退 院					
患 者 数	73	674	673	74	28,971	79.4	17,572	72.3

(i) 予算の執行状況

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
病院事業収益	3,937,368	4,136,695	△199,327
医業収益	1,788,505	1,883,078	△94,573
医業外収益	2,148,863	2,246,108	△97,245
特別利益	0	7,509	△7,509
病院事業費用	3,952,190	3,485,717	466,473
医業費用	3,894,018	3,455,899	438,119
医業外費用	53,172	29,818	23,354
予備費	5,000	0	5,000

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
資本的収入	441,044	430,493	10,551
企業債	83,000	73,000	10,000
他会計負担金	358,044	357,493	551
資本的支出	449,983	438,691	11,292
建設改良費	84,112	74,621	9,491
企業債償還金	365,871	364,070	1,801

(ウ) 令和4年度損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額		
1 医業収益			
(1) 入院収益	1,440,134		
(2) 外来収益	190,356		
(3) その他医業収益	249,871	1,880,361	
2 医業費用			
(1) 給与費	1,884,563		
(2) 材料費	265,354		
(3) 経費	830,050		
(4) 減価償却費	355,604		
(5) 資産減耗費	2,332		
(6) 研究研修費	10,599	3,348,502	
医業損失			1,468,141
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	40		
(2) 他会計補助金	5,400		
(3) 補助金	513,736		
(4) 負担金交付金	1,387,156		
(5) 長期前受金戻入	331,461		
(6) その他医業外収益	7,611	2,245,404	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	26,171		
(2) 長期前払消費税勘定償却	694		
(3) 雑損失	106,400	133,265	2,112,139
経常利益			643,998
5 特別利益			
(1) その他特別利益	7,509	7,509	7,509
当年度純利益			651,507
前年度繰越利益剰余金			1,035,700
当年度未処分利益剰余金			1,687,207

(エ) 令和4年度貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	金 額		
<u>資産の部</u>			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	2,854,136		
(2) 無形固定資産	37,701		
(3) 投資その他の資産	12,880	2,904,717	
2 流動資産			
(1) 現金預金	3,068,347		
(2) 未収金	613,233		
(3) 貯蔵品	10,700	3,692,280	
資産合計			6,596,997
<u>負債の部</u>			
3 固定負債			
(1) 企業債	1,261,221		
(2) 引当金	946,852	2,208,073	
4 流動負債			
(1) 企業債	352,837		
(2) 未払金	409,872		
(3) 引当金	125,442		
(4) その他流動負債	18,455	906,606	
5 繰延収益			
(1) 受贈財産評価額長期前受金	250		
(2) 国庫補助金長期前受金	16,848		
(3) 他会計負担金長期前受金	1,309,899	1,326,997	
負債合計			4,441,676
<u>資本の部</u>			
6 資本金		468,114	
7 剰余金			
(1) 利益剰余金	1,687,207	1,687,207	
資本合計			2,155,321
負債資本合計			6,596,997

(注) 退職給付引当金取崩額は86,492千円です。

(2) 工業用水道事業

ア 令和5年度上半期における業務の状況

(ア) 事業の状況

南部工業用水道における営業実績は、次表のとおりです。

(単位 m³、千円)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	計
給 水 事 業 所 数	1 4 9	1 4 9	1 4 9	1 4 9	1 4 9	1 4 7	—
契 約 水 量	5,660,104	5,478,600	5,661,220	5,478,600	5,661,220	5,659,447	33,599,191
料 金 収 入	145,190	140,632	145,242	140,704	141,977	145,346	859,091

(注) 料金収入は、税込み金額です。

(イ) 経理の状況

予算の執行状況等は、次表のとおりです。

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
事業収益	1,849,996	919,180	930,816
営業収益	1,736,160	860,126	876,034
営業外収益	113,835	59,054	54,781
特別利益	1	0	1
事業費	2,145,023	773,724	1,371,299
営業費用	2,115,759	772,718	1,343,041
営業外費用	25,263	1,006	24,257
特別損失	1	0	1
予備費	4,000	0	4,000

(注) 営業外収益の執行済額には、上半期分長期前受金戻入58,992千円を、
営業費用の執行済額には、上半期分減価償却費291,040千円を含みます。

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
資本的収入	104,558	0	104,558
建設補助金	34,800	0	34,800
長期貸付金償還金	69,000	0	69,000
他会計補助金	756	0	756
固定資産売却代金	1	0	1
雑収入	1	0	1
資本的支出	805,799	119,694	686,105
建設改良費	770,619	102,200	668,418
企業債償還金	35,180	17,494	17,686

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

c 9月末現在残高試算表

(単位 千円)

借方残高	勘定科目	貸方残高
10,870,299	有形固定資産	
531,403	無形固定資産	
69,000	投資その他の資産	
13,041,260	現金預金	
145,330	未収金	
33,248	貯蔵品	
69,000	短期貸付金	
20	前払金	
43,757	その他流動資産	
	企業債(固定負債)	61,466
	リース債務(固定負債)	103
	引当金(固定負債)	152,100
	企業債(流動負債)	17,686
	その他流動負債	97,788
	受贈財産評価額長期前受金	259,972
	寄附金長期前受金	250
	工事負担金長期前受金	219,903
	国庫補助金長期前受金	2,064,356
	他会計補助金長期前受金	230,610
	資本金	14,122,795
	資本剰余金	377,635
	利益剰余金	7,095,695
	工業用水道事業収益	841,052
738,094	工業用水道事業費用	
25,541,411	合計	25,541,411

(注1) 工業用水道事業収益には、上半期分長期前受金戻入58,992千円を、工業用水道事業費用には、上半期分減価償却費291,040千円を含みます。

(注2) 有形固定資産は減価償却累計額を、投資その他の資産及び未収金は貸倒引当金を、長期前受金は収益化累計額を控除しています。

(d) 固定資産、企業債及び一時借入金の現在高

固定資産、企業債及び一時借入金の現在高は、次のとおりです。

(単位 千円)

a 固定資産

有形固定資産	10,870,299
土地	435,898
建物	1,047,421
構築物	5,610,183
機械及び装置	3,407,765
車両運搬具	110
船舶	8
工具、器具及び備品	4,497
リース資産	149
建設仮勘定	364,268
無形固定資産	531,403
水利権	530,018
電話加入権	789
ソフトウェア	596
投資その他の資産	69,000
長期貸付金	69,000
合計	11,470,702

b 企業債

業務設備改良債	79,152
---------	--------

c 一時借入金

一時借入金	0
-------	---

イ 令和4年度決算の状況

(7) 事業の状況

給水対象事業所数	149事業所
年間契約水量	66,667,334 m ³
年間配水量	38,224,525 m ³
料金収入	1,552,532,726 円
	(税込 1,707,785,234 円)

(4) 予算の執行状況

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科目	予算額	決算額	残額
事業収益	1,841,993	1,916,150	△74,157
営業収益	1,713,376	1,724,286	△10,910
営業外収益	128,616	135,575	△6,959
特別利益	1	56,289	△56,288
事業費	1,967,498	1,760,901	206,597
営業費用	1,847,035	1,671,839	175,195
営業外費用	54,407	27,007	27,400
特別損失	62,056	62,055	1
予備費	4,000	0	4,000

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科目	予算額	決算額	残額
資本的収入	138,858	138,640	218
建設補助金	8,400	8,400	0
長期貸付金償還	130,000	130,000	0
他会計補助金	456	240	216
固定資産売却代金	1	0	1
雑収入	1	0	1
資本的支出	758,307	593,739	164,568
建設改良費	679,574	515,007	164,567
企業債償還金	78,733	78,732	1

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

(ウ) 令和4年度損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額		額
1 営業収益			
(1) 給水収益	1,552,533		
(2) 受託工事収益	13,115		
(3) その他営業収益	1,951	1,567,599	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	498,220		
(2) 配水及び給水費	364,718		
(3) 受託工事費	10,192		
(4) 総係費	68,959		
(5) 減価償却費	584,623		
(6) 資産減耗費	56,759	1,583,470	
営業損失			15,871
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1,006		
(2) 他会計補助金	1,280		
(3) 長期前受金戻入	132,976		
(4) 雑収益	288	135,550	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,839		
(2) 雑支出	1	3,841	131,709
経常利益			115,838
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	7,928		
(2) その他特別利益	48,362	56,289	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	62,055	62,055	△ 5,766
当年度純利益			110,072
前年度繰越利益剰余金			1,368,893
その他未処分利益剰余金変動額			410,340
当年度未処分利益剰余金			1,889,305

(エ) 令和4年度貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	金 額		額
資 産 の 部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	11,047,736		
(2) 無形固定資産	552,794		
(3) 投資その他の資産	69,000	11,669,530	
2 流動資産			
(1) 現金預金	13,074,331		
(2) 未収金	139,691		
(3) 貯蔵品	36,063		
(4) 短期貸付金	69,000	13,319,085	
資産合計			24,988,615
負 債 の 部			
3 固定負債			
(1) 企業債	61,466		
(2) リース債務	102		
(3) 引当金	154,646	216,215	
4 流動負債			
(1) 企業債	35,179		
(2) リース債務	123		
(3) 未払金	277,293		
(4) 引当金	12,721		
(5) その他流動負債	16,875	342,192	
5 繰延収益			
(1) 受贈財産評価額長期前受金	264,786		
(2) 寄附金長期前受金	250		
(3) 工事負担金長期前受金	222,471		
(4) 国庫補助金長期前受金	2,112,568		
(5) 他会計補助金長期前受金	234,008	2,834,084	
負債合計			3,392,490
資 本 の 部			
6 資本金		14,122,794	
7 剰余金			
(1) 資本剰余金	377,635		
(2) 利益剰余金	7,095,695	7,473,330	
資本合計			21,596,125
負債資本合計			24,988,615

(注) 修繕引当金取崩額は68,696千円です。

(3) 水道用水供給事業

ア 令和5年度上半期における業務の状況

(7) 事業の状況

県営水道における営業実績は、次表のとおりです。

(単位 m³、千円)

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	計
給 水 団 体 数	55	55	55	55	55	55	—
検 針 水 量	51,522,298	53,302,541	52,123,960	54,506,348	54,685,929	52,067,350	318,208,426
料 金 収 入	3,501,352	3,622,436	3,542,293	3,704,159	3,716,382	3,538,417	21,625,039

(注) 料金収入は、税込み金額です。

(4) 経理の状況

予算の執行状況等は、次表のとおりです。

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
事業収益	47,150,966	24,069,794	23,081,172
営業収益	43,181,608	22,236,029	20,945,579
営業外収益	3,969,357	1,833,765	2,135,592
特別利益	1	0	1
事業費	51,810,765	19,420,380	32,390,385
営業費用	48,816,037	18,272,157	30,543,880
営業外費用	2,954,727	1,148,223	1,806,504
特別損失	1	0	1
予備費	40,000	0	40,000

(注1) 営業外収益の執行済額には、上半期分長期前受金戻入1,830,050千円を、
営業費用の執行済額には、上半期分減価償却費9,699,089千円を含みます。

(注2) 前年度からの繰越分を含みます。

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
資本的収入	21,295,471	215,041	21,080,430
建設補助金	3,197,801	0	3,197,801
企業債	9,021,000	0	9,021,000
他会計出資金	8,964,250	0	8,964,250
他会計補助金	109,716	0	109,716
固定資産売却代金	1	250	△249
雑収入	2,703	214,792	△212,089
資本的支出	41,594,188	15,920,363	25,673,825
建設改良費	29,818,460	10,292,562	19,525,898
企業債償還金	9,310,978	4,456,513	4,854,465
他会計からの長期借入金償還金	69,000	0	69,000
機構負担年賦金	2,355,750	1,171,288	1,184,462
予備費	40,000	0	40,000

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

c 9月末現在残高試算表

(単位 千円)

借方残高	勘定科目	貸方残高
281,810,691	有形固定資産	
208,930,516	無形固定資産	
2,267,326	投資その他の資産	
51,012,102	現金預金	
3,657,734	未収金	
136,570	貯蔵品	
210	前払金	
1,571,951	その他流動資産	
	企業債(固定負債)	91,301,782
	他会計借入金(固定負債)	69,000
	リース債務(固定負債)	88,509
	年賦未払金(固定負債)	39,578,383
	引当金(固定負債)	2,318,121
	企業債(流動負債)	4,494,965
	他会計借入金(流動負債)	69,000
	リース債務(流動負債)	21,847
	未払金(流動負債)	2,090
	年賦未払金(流動負債)	2,247,718
	その他流動負債	2,259,595
	受贈財産評価額長期前受金	29,159
	工事負担金長期前受金	36,896
	国庫補助金長期前受金	89,771,468
	他会計補助金長期前受金	6,852,525
	資本金	296,160,634
	資本剰余金	8,227,400
	利益剰余金	2,606,006
	水道事業収益	22,048,509
18,796,507	水道事業費用	
568,183,607	合計	568,183,607

(注1) 水道事業収益には、上半期分長期前受金戻入1,830,050千円を、水道事業費用には、上半期分減価償却費9,699,089千円を含みます。

(注2) 有形固定資産は減価償却累計額を、長期前受金は収益化累計額を控除しています。

(ウ) 固定資産、企業債及び一時借入金の現在高
固定資産、企業債及び一時借入金の現在高は、次のとおりです。
(単位 千円)

a 固定資産

有形固定資産	281,810,691
土地	35,848,034
建物	15,565,202
構築物	159,828,792
機械及び装置	36,027,138
車両運搬具	40,727
船舶	150
工具、器具及び備品	218,703
リース資産	98,616
建設仮勘定	34,183,329

無形固定資産	208,930,516
ダム使用権	190,911,215
水利権	17,929,795
地上権	2,951
施設利用権	13,609
電話加入権	9,252
ソフトウェア	63,694

投資その他の資産	2,267,326
出資金	120,368
年賦未収金	2,146,958

合計 493,008,533

b 企業債

建設事業債	68,284,452
設備改良債	27,512,295
合計	95,796,747

c 一時借入金

一時借入金 0

イ 令和4年度決算の状況

(7) 事業の状況

給水団体	55団体
給水承認水量	638,193,953 m ³
検針水量	636,922,372 m ³
料金収入	39,350,538,702 円
(税込)	43,285,592,278 円)

(i) 予算の執行状況

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科目	予算額	決算額	残額
事業収益	48,776,472	48,409,308	367,164
営業収益	44,072,658	43,485,970	586,688
営業外収益	4,703,813	4,733,223	△29,410
特別利益	1	190,115	△190,114
事業費	52,463,613	48,163,084	4,300,529
営業費用	48,288,830	44,598,663	3,690,167
営業外費用	4,090,356	3,519,995	570,361
特別損失	44,427	44,426	1
予備費	40,000	0	40,000

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科目	予算額	決算額	残額
資本的収入	6,599,340	5,000,431	1,598,909
建設補助金	1,162,476	995,024	167,452
企業債	2,722,000	1,290,000	1,432,000
他会計出資金	2,604,583	2,604,583	0
他会計補助金	108,139	107,979	160
固定資産売却代金	1	273	△272
雑収入	2,141	2,573	△432
資本的支出	24,989,985	23,124,793	1,865,193
建設改良費	13,315,062	11,489,872	1,825,191
企業債償還金	8,934,549	8,934,548	1
他会計からの長期借入金償還金	130,000	130,000	0
機構負担年賦金	2,467,749	2,467,748	1
予備費	40,000	0	40,000
過年度国庫補助金返還金	102,625	102,625	0

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

(ウ) 令和4年度損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額		
1 営業収益			
(1) 給水収益	39,350,539		
(2) 受託工事収益	127,586		
(3) その他営業収益	54,913	39,533,037	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	12,570,755		
(2) 配水及び給水費	7,698,572		
(3) 受託工事費	379,402		
(4) 総係費	671,793		
(5) 減価償却費	21,198,088		
(6) 資産減耗費	240,389	42,758,997	
営業損失			3,225,960
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	7,506		
(2) 他会計補助金	320,578		
(3) 補助金	47,982		
(4) 長期前受金戻入	4,347,402		
(5) 雑収益	5,736	4,729,204	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,464,300		
(2) 雑支出	5,535	2,469,835	2,259,368
経常損失			966,592
5 特別利益			
(1) その他特別利益	190,115	190,115	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	40,861	40,861	149,254
当年度純損失			817,338
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			2,163,344
当年度未処分利益剰余金			1,346,006

(エ) 令和4年度貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	金 額		
<u>資産の部</u>			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	278,879,521		
(2) 無形固定資産	212,485,044		
(3) 投資その他の資産	2,267,326	493,631,891	
2 流動資産			
(1) 現金預金	58,136,872		
(2) 未収金	3,729,450		
(3) 貯蔵品	137,238	62,003,560	
資産合計			555,635,451
<u>負債の部</u>			
3 固定負債			
(1) 企業債	91,301,782		
(2) 他会計借入金	69,000		
(3) リース債務	88,509		
(4) 引当金	2,318,121		
(5) 年賦未払金	39,578,383	133,355,795	
4 流動負債			
(1) 企業債	8,951,478		
(2) 他会計借入金	69,000		
(3) リース債務	42,285		
(4) 未払金	3,841,011		
(5) 引当金	201,358		
(6) 年賦未払金	3,402,632		
(7) その他流動負債	257,753	16,765,518	
5 繰延収益			
(1) 受贈財産評価額長期前受金	30,913		
(2) 工事負担金長期前受金	37,197		
(3) 国庫補助金長期前受金	91,295,634		
(4) 他会計補助金長期前受金	7,156,353	98,520,097	
負債合計			248,641,411
<u>資本の部</u>			
6 資本金		296,160,634	
7 剰余金			
(1) 資本剰余金	8,227,400		
(2) 利益剰余金	2,606,006	10,833,406	
資本合計			306,994,040
負債資本合計			555,635,451

(注) 退職給付引当金取崩額は89,759千円です。

(4) 地域整備事業

ア 令和5年度上半期における業務の状況

(ア) 事業の状況

産業団地整備における営業実績は、次表のとおりです。

(単位 m²、円)

区 分	川越増形	計
分 譲 面 積	106,808.23	106,808.23
産業団地売却収益	6,779,697,287	6,779,697,287

(イ) 経理の状況

予算の執行状況等は、次表のとおりです。

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
事業収益	2,506,696	7,187,162	△ 4,680,466
営業収益	2,479,432	7,185,224	△ 4,705,792
営業外収益	27,263	1,938	25,325
特別利益	1	0	1
事業費	2,533,343	5,570,638	△ 3,037,295
営業費用	2,479,697	5,570,638	△ 3,090,941
営業外費用	33,645	0	33,645
特別損失	1	0	1
予備費	20,000	0	20,000

(注) 営業外収益の執行済額には、上半期分長期前受金戻入5千円を、
営業費用の執行済額には、上半期分減価償却費39,043千円を含みます。

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
資本的収入	1,548,478	1,046,135	502,343
長期貸付金償還金	1,546,102	1,046,102	500,000
他会計補助金	2,352	0	2,352
固定資産売却代金	1	0	1
雑収入	23	33	△ 10
資本的支出	15,547,419	3,134,491	12,412,928
建設改良費	15,347,419	3,134,491	12,212,928
予備費	200,000	0	200,000

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

c 9月末現在残高試算表

(単位 千円)

借方残高	勘定科目	貸方残高
14,783,864	有形固定資産	
667	無形固定資産	
13,329,014	投資その他の資産	
20,505,134	未成資産	
58,916,241	現金預金	
500,000	短期貸付金	
90	前払金	
206,936	その他流動資産	
	リース債務(固定負債)	251
	引当金(固定負債)	340,342
	リース債務(流動負債)	301
	未成原価	4,437,608
	その他流動負債	492,673
	他会計補助金長期前受金	193
	資本金	89,074,128
	利益剰余金	12,295,838
	地域整備事業収益	7,169,979
5,569,367	地域整備事業費用	
113,811,313	合計	113,811,313

(注1) 地域整備事業収益には、上半期分長期前受金戻入5千円を、
地域整備事業費用には、上半期分減価償却費39,043千円を含みます。

(注2) 有形固定資産は減価償却累計額を、長期前受金は収益化累計額を控除しています。

(ウ) 固定資産、企業債及び一時借入金の現在高
固定資産、企業債及び一時借入金の現在高は、次のとおりです。
(単位 千円)

a 固定資産

有形固定資産	14,783,864
土地	12,680,560
建物	1,456,085
構築物	643,817
機械及び装置	1
工具、器具及び備品	3,401
無形固定資産	667
電話加入権	667
投資その他の資産	13,329,014
投資有価証券	2,058,000
長期貸付金	11,271,014
合計	28,113,545

b 企業債

企業債	0
-----	---

c 一時借入金

一時借入金	0
-------	---

イ 令和4年度決算の状況

(7) 事業の状況

(単位 m²、円)

区 分	松伏・田島	寄居桜沢	羽生上岩瀬	杉戸深輪	計
分 譲 面 積	150,478.04	106,374.97	61,643.19	762.68	319,258.88
産業団地売却収益	9,689,348,189	2,683,931,569	2,268,469,392	33,329,116	14,675,078,266

(i) 予算の執行状況

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	決 算 額	残 額
事業収益	12,625,971	15,460,811	△ 2,834,840
営業収益	12,590,279	15,427,088	△ 2,836,809
営業外収益	35,691	33,723	1,968
特別利益	1	0	1
事業費	12,267,222	11,912,919	354,303
営業費用	12,094,539	11,760,604	333,935
営業外費用	34,140	33,773	367
特別損失	118,543	118,542	1
予備費	20,000	0	20,000

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	決 算 額	残 額
資本的収入	1,572,415	1,773,991	△ 201,576
長期貸付金償還金	1,540,901	1,540,900	1
他会計補助金	1,500	1,852	△ 352
固定資産売却代金	1	0	1
雑収入	30,013	231,239	△ 201,226
資本的支出	17,391,817	6,148,252	11,243,565
建設改良費	17,230,141	6,148,252	11,081,889
予備費	161,676	0	161,676

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

(ウ) 令和4年度損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額		
1 営業収益			
(1) 産業団地売却収益	14,675,078		
(2) 産業団地貸付収益	376,968		
(3) ゴルフ場施設貸付収益	332,000		
(4) その他営業収益	9,059	15,393,106	
2 営業費用			
(1) 産業団地売却原価	11,284,278		
(2) 一般管理費	389,969		
(3) 減価償却費	81,728	11,755,975	
営業利益			3,637,130
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	32,113		
(2) 他会計補助金	696		
(3) 長期前受金戻入	10		
(4) 雑収益	905	33,723	
4 営業外費用			
(1) 雑支出	4,430	4,430	29,293
経常利益			3,666,423
5 特別損失			
(1) その他特別損失	118,542	118,542	△ 118,542
当年度純利益			3,547,881
前年度繰越利益剰余金			8,747,958
当年度未処分利益剰余金			12,295,838

(エ) 令和4年度貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	金 額		
<u>資 産 の 部</u>			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	14,822,907		
(2) 無形固定資産	667		
(3) 投資その他の資産	13,329,014	28,152,588	
2 事業資産			
(1) 完成資産	5,308,054		
(2) 未成資産	13,204,974	18,513,028	
3 流動資産			
(1) 現金預金	54,972,760		
(2) 短期貸付金	1,546,102		
(3) 未収収益	419	56,519,281	
資産合計			103,184,897
<u>負 債 の 部</u>			
4 固定負債			
(1) リース債務	251		
(2) 引当金	340,342	340,592	
5 流動負債			
(1) リース債務	301		
(2) 未払金	521,555		
(3) 前受金	20,636		
(4) 引当金	28,937		
(5) 未成原価	50,377		
(6) その他流動負債	852,334	1,474,140	
6 繰延収益			
(1) 他会計補助金長期前受金	198	198	
負債合計			1,814,931
<u>資 本 の 部</u>			
7 資本金		89,074,128	
8 剰余金			
(1) 利益剰余金	12,295,838	12,295,838	
資本合計			101,369,966
負債資本合計			103,184,897

(注) 退職給付引当金取崩額は646千円です。

(5) 流域下水道事業

ア 令和5年度上半期における業務の状況

(7) 事業の状況

流域下水道事業における営業実績は、次表のとおりです。

(単位 m³、千円)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
流域関連市町数	47	47	47	47	47	47	—
処 理 水 量	50,568,172	54,305,369	62,718,828	52,790,228	52,473,080	54,953,810	327,809,487
維持管理負担金収入	1,918,982	2,065,878	2,381,502	2,005,423	1,993,459	2,082,142	12,447,387

(注) 維持管理負担金収入は、税込み金額です。

(4) 経理の状況

予算の執行状況等は、次表のとおりです。

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
事業収益	53,146,873	17,924,270	35,222,603
営業収益	33,644,036	8,581,063	25,062,973
営業外収益	19,502,836	9,314,559	10,188,277
特別利益	1	28,648	△28,647
事業費	59,010,470	28,999,773	30,010,697
営業費用	58,124,294	28,648,602	29,475,692
営業外費用	825,175	351,172	474,003
特別損失	1	0	1
予備費	61,000	0	61,000

(注) 営業外収益の執行済額には、上半期分長期前受金戻入9,313,243千円を、
営業費用の執行済額には、上半期分減価償却費11,779,086千円を含みます。

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	執 行 済 額	残 額
資本的収入	35,924,509	3,253,921	32,670,588
建設補助金	19,174,043	0	19,174,043
建設負担金	6,507,865	3,253,844	3,254,021
企業債	10,119,000	0	10,119,000
他会計出資金	5,415	0	5,415
他会計補助金	118,075	0	118,075
固定資産 売却代金	1	0	1
雑収入	110	77	33
資本的支出	44,817,670	4,970,052	39,847,619
建設改良費	39,119,032	2,682,544	36,436,488
企業債償還金	5,698,638	2,287,508	3,411,130

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

c 9月末現在残高試算表

(単位 千円)

借方残高	勘定科目	貸方残高
487,399,925	有形固定資産	
1,969	無形固定資産	
84,370	投資その他の資産	
10,409,557	現金預金	
1,929,142	未収金	
65	前払金	
1,727,590	その他流動資産	
	企業債(固定負債)	76,898,420
	引当金(固定負債)	1,065,637
	企業債(流動負債)	3,411,130
	未払金	45,225
	維持管理負担金繰越金	642,050
	引当金(流動負債)	3,738,954
	その他流動負債	1,182,110
	国庫補助金長期前受金	232,339,867
	工事負担金長期前受金	96,190,345
	受贈財産評価額長期前受金	2,628,816
	他会計補助金長期前受金	1,222,275
	資本金	12,161,349
	資本剰余金	67,696,007
	利益剰余金	12,678,395
	流域下水道事業収益	17,144,729
27,492,691	流域下水道事業費用	
529,045,309	合計	529,045,309

(注1) 流域下水道事業収益には、上半期分長期前受金戻入9,313,243千円を、流域下水道事業費用には、上半期分減価償却費11,779,086千円を含みます。

(ウ) 固定資産、企業債及び一時借入金の現在高

固定資産、企業債及び一時借入金の現在高は、次のとおりです。

(単位 千円)

a 固定資産

有形固定資産	487,399,925
土地	65,738,489
建築物	25,367,013
構築物	259,698,676
機械及び装置	82,033,600
車両運搬具	16,762
工具、器具及び備品	85,524
建設仮勘定	54,459,861
無形固定資産	1,969
地上権	242
電話加入権	1,727
投資その他の資産	84,370
出資金	84,370
合計	487,486,264

b 企業債

建設事業債	75,237,625
資本費平準化債等	5,071,925
合計	80,309,550

c 一時借入金

一時借入金	0
-------	---

イ 令和4年度決算の状況

(7) 事業の状況

流域関連市町数 47市町
 処理水量 658,047,739 m³
 維持管理負担金収入 24,966,963,606 円 (税込み)

(i) 予算の執行状況

a 収益的収入及び支出

(単位 千円)

科目	予算額	決算額	残額
事業収益	52,703,386	51,109,522	1,593,864
営業収益	32,515,269	31,297,799	1,217,470
営業外収益	20,188,116	19,723,120	464,996
特別利益	1	88,602	△88,601
事業費	59,493,101	53,524,563	5,968,538
営業費用	58,598,753	52,691,700	5,907,053
営業外費用	833,347	832,863	484
特別損失	1	0	1
予備費	61,000	0	61,000

b 資本的収入及び支出

(単位 千円)

科目	予算額	決算額	残額
資本的収入	31,534,950	21,024,707	10,510,243
建設補助金	17,341,534	10,234,712	7,106,822
建設負担金	5,736,365	5,736,365	0
企業債	8,317,000	4,700,000	3,617,000
他会計出資金	21,495	233,812	△212,317
他会計補助金	118,502	119,501	△999
固定資産売却代金	1	0	1
雑収入	53	318	△265
資本的支出	39,973,232	26,058,384	13,914,848
建設改良費	34,212,184	20,297,336	13,914,848
企業債償還金	5,761,048	5,761,048	0

(注) 前年度からの繰越分を含みます。

(ウ) 令和4年度損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金		額
1 営業収益			
(1) 維持管理負担金	22,745,667		
(2) 他会計補助金	5,515,884		
(3) その他営業収益	694,024	28,955,575	
2 営業費用			
(1) 管渠費	669,054		
(2) ポンプ場費	2,600,768		
(3) 処理場費	21,943,080		
(4) 雨水幹線管理費	47,104		
(5) 再生水事業管理費	51,923		
(6) 総係費	1,012,174		
(7) 減価償却費	23,662,009		
(8) 資産減耗費	145,790	50,131,901	
営業損失			21,176,325
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1,415		
(2) 他会計補助金	582,890		
(3) 受託工事収益	4,531		
(4) 長期前受金戻入	18,875,109		
(5) 雑収益	11,982	19,475,927	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	785,459		
(2) 受託工事費	4,531		
(3) 雑支出	113,963	903,953	18,571,975
経常損失			2,604,351
5 特別利益			
(1) その他特別利益	88,602	88,602	88,602
当年度純損失			2,515,749
前年度繰越利益剰余金			13,019,151
その他未処分利益剰余金変動額			546,749
当年度未処分利益剰余金			11,050,150

(エ) 令和4年度貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	金		額
資 産 の 部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	496,757,748		
(2) 無形固定資産	1,969		
(3) 投資その他の資産	84,370	496,844,087	
2 流動資産			
(1) 現金預金	21,642,662		
(2) 未収金	6,526,332	28,168,994	
資産合計			525,013,081
負 債 の 部			
3 固定負債			
(1) 企業債	76,898,420		
(2) 引当金	1,065,637	77,964,057	
4 流動負債			
(1) 企業債	5,698,637		
(2) 未払金	5,495,182		
(3) 維持管理負担金繰越金	642,050		
(4) 引当金	3,830,961		
(5) その他流動負債	109,939	15,776,769	
5 繰延収益			
(1) 国庫補助金長期前受金	238,951,914		
(2) 工事負担金長期前受金	95,794,229		
(3) 受贈財産評価額長期前受金	2,724,729		
(4) 他会計補助金長期前受金	1,265,634	338,736,504	
負債合計			432,477,331
資 本 の 部			
6 資本金		12,161,349	
7 剰余金			
(1) 資本剰余金	67,696,007		
(2) 利益剰余金	12,678,395	80,374,402	
資本合計			92,535,750
負債資本合計			525,013,081

(注) 退職給付引当金取崩額は11,469千円です。

5 令和6年度当初予算編成方針

令和6年度予算の編成について

今、時代の転換期を迎えている我が国にあって、我々は直面する歴史的課題にいかに関わり向かうべきかを考え、行動しなければならない。

人口減少と高齢化の進展による労働力不足や社会保障費の増大などの課題は、今に始まったものではない。これまでの間、国や地方も様々な施策を講じてきたところではあるが、根本的な解決には至っていないと言わざるを得ない。

戦後一貫して増加を続けてきた本県の人口もついに減少に転じ、今後、現役世代1人が高齢者1人を支える肩車型社会の到来が予測されている。生産年齢人口の減少による労働生産性の低下や高齢者の急増による医療・介護人材の不足など、かねてより危惧されていた課題が今後ますます我々の目の前に顕在化する。

また、近年の頻発化・激甚化する自然災害や迫りくる首都直下型地震に加えて、新たなパンデミックなど、様々な脅威が身近に迫っている。

こうした、社会構造や取り巻く環境が刻々と変化する時代における歴史的課題に対しては、これまでの制度、経験、慣習、ビジネスモデル等を前提とした発想では対応できない。

しかし、これは見方を変えれば、社会のあり方を時代に適応したものへと転換させるチャンスでもある。後期高齢者数が全国一のスピードで増加するなど、変化のスピードが極めて速い本県は、この歴史的課題に対して全国に先駆けて挑戦していかなければならない。

コロナ禍を奇貨として進んだデジタル化の流れを決して後戻りさせることなく、社会全体のDXを推進させることにより、生産性を高め、新たな価値やサービスを創出するとともに、災害への備えや被災時の迅速な情報共有により危機対応力を強化していく必要がある。

限られたリソースを多様な主体が共有し合い、連携することにより持続的な発展を実現させ、本県の未来に向けて責任を果たしていく。

そこで、令和6年度予算は、次の3点を基本的な考え方として編成するものとする。

第1に、「歴史的課題に対応した未来志向の施策展開」である。

人口減少、超少子高齢社会の到来や頻発化・激甚化する災害やパンデミックといった様々な危機への対応など、大きな時代の転換期における歴史的・構造的な変化とそれがもたらす課題の克服に向けた施策を強力に進めていく。この歴史的課題の解決に当たっては、「目の前に表面化している課題から考える思考」、「短期的な解決を求める思考」ではなく「あるべき姿からバックキャストिंगの手法で考える思考」により施策を推進していく必要がある。これは、これまで取り組んできたEBPM（客観的なデータ等に基づく政策立案）の考え方に通じるものである。潜在的課題への対応を含め、本県の将来を見据えた未来志向の施策展開により、本質的な課題解決に取り組んでいく。

中長期的なまちづくりである「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進することで、人口減少、超少子高齢社会に対応するための基盤としていくとともに、「埼玉版F E

MA」を一層充実させ、県民の安心安全を確かなものとしていく。

第2に、「『日本一暮らしやすい埼玉』の実現に向けた取組の深化」である。

75項目の知事政策集については、5か年計画における『日本一暮らしやすい埼玉』の実現を更に加速するための取組として位置付け、主要な施策の取組の方向性が示されたところである。令和6年度予算においては、この方向性を踏まえ、社会・経済・産業・自然・人材など、あらゆる分野で持続的な発展を可能とするための施策をバランスよく展開していく。

特に、令和6年度は、5か年計画の中間年度であることから、施策指標に掲げた目標の達成に向けて、PDCAサイクルに基づく検証・改善を行うことで、本県が目指すべき将来像の実現に向けた取組を深化させていく。

第3に、「DXを前提とした不断の行財政改革の推進」である。

金融資本市場の変動や物価高騰の影響により、今後の景況及び税収の動向は不透明な状況にある。また、異次元の高齢化により社会保障関連経費は急増しており、昨年度を上回る収支不足額が見込まれている。

こうした中、本県の持続的な発展を可能とするためには、不断の行財政改革を推進していく必要がある。

具体的には、これまで取り組んできたDXの成果を最大限生かすとともに、生成AIなど新たな技術を活用することで、業務プロセスを変革させ、行政の効率化を推進していく。

また、歳出面では、既存事業の存在を前提とせず、虚心に事業本来の目的に立ち返った上で、EBPMの考え方にに基づき、事業の必要性・有効性を検証することで、事業の新陳代謝を促進し、真に効果的な事業に限られた財源と人材を重点的に活用していく。

歳入面では、更なる国庫補助金の確保や地方交付税措置のある財政上有利な県債の戦略的な活用を進めるとともに、企業版ふるさと納税の獲得拡大やネーミングライツ制度の導入などにより、県独自の財源確保に一層努めていく。

これらの取組により、将来に備えた基金残高を確保し、県債残高の適正な管理につなげていく。

告 示

埼玉県告示第千四百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部スポーツ振興課スポーツ施設担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年11月6日

4 落札者の氏名及び住所

前田建設工業グループ

代表企業

前田建設工業株式会社 東京都千代田区富士見2丁目10番2号

構成員

シンコースポーツ株式会社 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号

協力企業

株式会社大建設 大阪府大阪市西区京町堀1丁目13番20号

伸明建設株式会社 埼玉県川口市並木4丁目14番5号

5 落札金額

21,045,136,151円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月12日

告 示

埼玉県告示第千四百五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

- ア 令和五年十二月二十一日（木） 十〇時から十一時三〇分まで
北本市文化センター 三階 第五会議室
- イ 令和五年十二月二十一日（木） 十三時から十四時三〇分まで
鴻巣市常光公民館
- ウ 令和五年十二月二十二日（金） 十〇時から十一時三〇分まで
白岡市役所本庁舎 一階 会議室一〇一
- エ 令和五年十二月二十二日（金） 十三時から十四時三〇分まで
桶川市役所本庁舎 三階 三〇四会議室
- オ 令和五年十二月二十二日（金） 十六時から十七時三〇分まで
上尾市役所本庁舎 五階 五〇二会議室
- カ 令和五年十二月二十五日（月） 十〇時から十一時三〇分まで
蓮田市役所本庁舎 二階 二〇一会議室
- キ 令和五年十二月二十五日（月） 十三時から十四時三〇分まで
久喜市菖蒲総合支所 四階 第三集会室
- ク 令和五年十二月二十五日（月） 十六時から十七時三〇分まで
伊奈町役場東庁舎 三階 第一委員会室

三 都市計画決定権者の名称

蓮田市

四 意見を聴こうとする事項

蓮田市が作成した蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告 示

埼玉県告示第千四百六号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
所沢市歯科診療 所あおぞら	開設者変更	藤本 正人	小野塚 勝俊
ひまわり薬局	名称	桐芳堂薬局	ひまわり薬局
はまなす薬局	名称	メデイスンショップは まなす薬局	はまなす薬局
訪問看護ステー ション カラフル	所在地	狭山市狭山台四―三 ―一	狭山市東三ツ木一八 七―五ハイムエンゼル 一〇二号室

告示

埼玉県告示第千四百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム上里本店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原字北稻塚千八百四十五

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 百八十三台

第二駐車場 位置 図面省略 収容台数 百六十三台

（変更後） 第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 百七十七台

第二駐車場 位置 図面省略 収容台数 百六十九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 十一か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 十か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年十一月十七日

ニ 届出年月日

令和五年十一月十六日

二 縦覧期間

令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン蕨

埼玉県蕨市塚越五丁目百二十番地一外

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三五九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四四九平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設A 午前六時から午後十時

荷さばき施設B 午後十時から翌午前一時、午前三時から午前六時

時

（変更後）荷さばき施設A 午前六時から午後十時

荷さばき施設B 午後十時から翌午前一時、午前三時から午前六時

時

荷さばき施設C 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和六年七月十七日

ニ 届出年月日

令和五年十一月十六日

二 縦覧期間

令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十二月一日から令和六年四月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、新江川土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
同	須藤 謙一	同 酒巻千九百八十三番地八
同	坂本 雅一	同 南河原二千六百九十七番地二
同	坂本 国悦	同 同 七百四十一番地五
同	佐野 勉	同 同 二千五百五十二番地
同	吉田 憲治	同 北河原百九十六番地五
同	大山 雅之	同 酒巻千五百五十九番地
同	細井 清隆	同 犬塚六百八十二番地
同	今村 政夫	同 南河原九百二十番地
同	島沢 一雄	同 犬塚千二百五十六番地
同	中村 育雄	同 南河原二千六百七十三番地口号
同	大屋 寛	同 犬塚七百三番地
同	吉永 二郎	同 酒巻千九百八十番地一
同	中丸 伊佐夫	同 南河原二千六百六十九番地
同	金子 正義	同 酒巻千八百九十七番地
監事	吉田 勝伸	同 北河原九十八番地
同	江袋 年史	同 中江袋九十七番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
同	須藤 謙一	同 酒巻千九百八十三番地八
同	坂本 雅一	同 南河原二千六百九十七番地二
同	坂本 芳造	同 同 七百三十二番地
同	佐野 勉	同 同 二千五百五十二番地
同	吉野 三三	同 犬塚五百九十九番地二

告 示

埼玉県告示第千四百十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、令和五年度において新たに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 地 区	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	160.09
		土砂流出防備保安林	101.39
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.31
西 部 地 区	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.20
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.08
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.42
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、 鳩山町	防風保安林	0.48
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.64
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	48.02
		土砂流出防備保安林	24.43
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	50.03
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀨町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	85.15
		土砂流出防備保安林	240.91
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贛川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,983.27
		土砂流出防備保安林	80.26
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩 父 地 区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,229.30

告 示

埼玉県告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県所沢市大字新郷二〇四番四、二〇四番十五、二〇四番三十五
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告示

埼玉県告示第千四百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県公立高等学校 入学者選抜及び埼玉 県立伊奈学園中学校 入学者選考に係る埼 玉県立学校入学志願 者選考手数料	東京都品川区東品川四丁目十二番 二号 三菱総研DCS株式会社 代表取締役 松下 岳彦	令和五年十二月 一日から令和六 年三月二十九日 まで

二 指定をした日

令和五年十月三十一日

告 示

埼玉県告示第千四百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和5年度埼玉県立学校タブレット端末等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年9月22日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

80,520,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年8月18日

告 示

埼玉県告示第千四百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

インターネットシステムサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年10月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

141,497,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年9月1日

告 示

埼玉県告示第千四百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

運転免許証申請自動受付装置の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年10月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

42,641,280円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年8月25日

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年十二月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第六号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和五年十二月 一日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字西台九十七 番一	指定に係る道路の位置
三十四・二四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・五〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

埼玉県公安委員会告示第200号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和5年12月1日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和6年1月13日（土）

イ 技能審査

令和6年1月20日（土）及び1月23日（火）から1月26日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和6年1月30日（火）から2月2日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和5年12月1日（金）から12月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙又はキャッシュレス決済の方法により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和五年十二月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和5年8月6日執行 埼玉県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

60,500,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	柴岡 祐真	所属党派	日本共産党	期間	7月11日から 第1回分 8月5日まで
出納責任者氏名	加藤 宣子				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
日本共産党埼玉県委員会 1,704,073 円

その他の寄附 0件 0 円

その他の収入 0 円

今回計 1,704,073 円

総計 1,704,073 円

支出

人件費 30,000 円
家屋費 170,000 円
選挙事務所費 170,000 円
集合会場費 0 円
通信費 231,000 円
交通費 0 円
印刷費 2,164,600 円
広告費 878,519 円
文具費 0 円
食糧費 10,149 円
休泊費 47,805 円
雑費 0 円

今回計 3,532,073 円

総計 3,532,073 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	792,000 円
	ポスターの作成	1,036,000 円
	計	1,828,000 円

報告書受理年月日	令和5年8月17日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	大沢 敏雄	所属党派	無所属	期間	6月5日から 第1回分 8月9日まで
出納責任者氏名	大沢 敏雄				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

その他の寄附 3件 35,000 円
 その他の収入 237,622 円
 今回計 272,622 円
 総計 272,622 円

支出

人件費 35,000 円
 家屋費 0 円
 選挙事務所費 0 円
 集合会場費 0 円
 通信費 3,740 円
 交通費 0 円
 印刷費 0 円
 広告費 233,882 円
 文具費 0 円
 食糧費 0 円
 休泊費 0 円
 雑費 0 円

今回計 272,622 円
 総計 272,622 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和5年8月17日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	大野 元裕	所属党派	無所属	期間	4月28日から 第1回分 8月18日まで
出納責任者氏名	三上 春美				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
日本商工連盟		250,000 円
川口政経懇和会		300,000 円
樋口 智昭	団体役員	300,000 円
池田 一義	団体役員	50,000 円
埼玉県医師連盟		100,000 円
石田 勝之	会社役員	100,000 円
星野 博之	会社役員	30,000 円
児玉 洋介	会社役員	100,000 円
埼玉県獣医師連盟		210,000 円
全日本不動産政治連盟埼玉県本部		500,000 円
馬場 眞美子	団体役員	50,000 円
埼玉県土地家屋調査士政治連盟		30,000 円
関根 一三	会社役員	100,000 円
新しい朝霞をつくる会		100,000 円
埼玉県トラック政治連盟		60,000 円
埼玉県歯科医師連盟		250,000 円
大島清後援会清新会		30,000 円
松尾 創	団体役員	30,000 円
永瀬 昌宏	会社役員	1,500,000 円
埼玉県電気工事政治連盟		300,000 円
石坂 眞一	会計士	500,000 円
税理士による大野もとひろ後援会		30,000 円
埼玉県税理士政治連盟		50,000 円
小野かつのり後援会		30,000 円
知久 清志	町長	30,000 円
石村 等	会社役員	50,000 円
立石 泰広	議員	50,000 円
酒井 利夫	会社役員	50,000 円
山岸 茂夫	会社役員	200,000 円
村山 俊明	町長	30,000 円
野原 治人	会社役員	30,000 円
中里 一夫	会社役員	100,000 円
富岡 清	団体役員	30,000 円
細谷 美正	会社役員	30,000 円
大宮医師連盟		300,000 円
岩槻医師連盟		100,000 円
さいたま市与野医師連盟		100,000 円
埼玉県宅建政治連盟		200,000 円
自由民主党埼玉県第九選挙区支部		30,000 円
東 健太	会社役員	50,000 円
高橋 和彦	会社役員	40,000 円
武藤 博昭	会社役員	100,000 円
山本 剛正	議員	30,000 円
前島 末男	会社役員	30,000 円
藤川 晋之助	議員秘書	30,000 円

支出

人件費	765,000 円
家屋費	871,769 円
選挙事務所費	500,000 円
集合会場費	371,769 円
通信費	382,914 円
交通費	651,763 円
印刷費	4,383,400 円
広告費	3,237,121 円
文具費	170,732 円
食糧費	902,177 円
休泊費	320,550 円
雑費	274,706 円

大熊 泰雄	団体役員	100,000	円
平山 孔嗣	会社役員	100,000	円
川口市医師連盟		500,000	円
宮永 威彦	団体役員	50,000	円
伊藤 光男	会社役員	200,000	円
阿部 徹	会社役員	30,000	円
自由民主党埼玉県第八選挙区支部		30,000	円
高野 治	会社役員	100,000	円
金子 光雄	会社役員	50,000	円
新井 正昭	会社役員	30,000	円
島村 敏彦	会社役員	30,000	円
白井 慎一	会社役員	320,000	円
辻 康二郎	団体役員	30,000	円
小沢 利充	会社役員	30,000	円
矢澤 研二	会社役員	50,000	円
浦和医師連盟		300,000	円
山本 純義	団体役員	30,000	円
宮腰 昇	会社役員	30,000	円
野口 淳	団体役員	200,000	円
川口市私立幼稚園連盟		300,000	円
蓮沼 敏美	会社役員	100,000	円
渡邊 眞司	会社役員	50,000	円
河村 賢治	会社役員	50,000	円
田部井 良	会社役員	500,000	円
全国産業廃棄物連合会政治連盟埼玉県環境産業振興協会埼玉県地区政治連盟		100,000	円
新井 重雄	会社役員	100,000	円
木津 雅晟	市長	100,000	円
内田 まさ子	会社役員	200,000	円
川口機械工業政経研究会		100,000	円
辻井 一男	会社役員	50,000	円
中村 静男	会社役員	50,000	円
梁川 哲	会社役員	100,000	円
廣瀬 功	会社役員	30,000	円
埼玉県社会保険労務士政治連盟		100,000	円
佐藤 隆行	会社役員	100,000	円
日本公認会計士政治連盟		50,000	円
土屋 裕雅	会社役員	1,000,000	円
松永 大祐	会社役員	100,000	円
秋本 昌治	会社役員	100,000	円
石川 浩見	会社役員	100,000	円
野崎 昌雄	会社役員	100,000	円
堀 吉彰	議員	30,000	円
木村 純夫	市長	30,000	円
宇津城 美奈子	会社役員	30,000	円
富田 英雄	会社役員	30,000	円
宇野 三花	会社役員	100,000	円
青木 祥禎	会社役員	30,000	円
所沢市医師連盟		500,000	円
杉田 憲康	会社役員	100,000	円
その他の寄附	76件	900,000	円
その他の収入		0	円
今回計		14,050,000	円

今回計

11,960,132 円

総計

14,050,000 円

総計

11,960,132 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	1,683,000 円
	ポスターの作成	1,850,000 円
	計	3,533,000 円

報告書受理年月日	令和5年8月21日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	大野 元裕	所属党派	無所属	期間	8月29日から 第2回分 9月29日まで
出納責任者氏名	三上 春美				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
0 円

支出

人件費 0 円
家屋費 1,020,878 円
選挙事務所費 985,678 円
集合会場費 35,200 円
通信費 98,414 円
交通費 0 円
印刷費 27,000 円
広告費 28,930 円
文具費 0 円
食糧費 0 円
休泊費 0 円
雑費 10,714 円

その他の寄附 0件 0 円
その他の収入 0 円
今回計 0 円
総計 0 円

今回計 1,185,936 円
総計 1,185,936 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和5年10月13日	第2回報告分
----------	------------	--------

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第四号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

令和五年十二月一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第五条第一項前段の規定による通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日

二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由

三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手続が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第五条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 委員会は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 委員会は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を委員会に送付して開示請求をする場合には、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 委員会は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 一 文書又は図画（法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次号に規定するもの）の閲覧
 - 二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - 三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付
 - 四 文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - 一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - 二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付
 - 3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあっては、委員会が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）
- 第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、委員会に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するもの）にあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- 一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類
 - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類
 - 2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。
 - 3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として委員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

（訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用）
- 第十一條 第六條及び第七條の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六條中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求に

については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二條第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 委員会は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（令第二十一条の規定に基づく事務を含む。）を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県規則第五号）に定める例による。

一 法第七十七条第一項の書面

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 法第八十二条第二項の書面

五 法第八十三条第二項の書面

六 法第八十四条の書面

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面

八 法第八十五条第一項後段の書面

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面

十 法第八十六条第二項の書面

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書

十二 法第八十六条第三項（法第一百七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面

十四 法第九十一条第一項の書面

十五 法第九十三条第一項の書面

十六 法第九十三条第二項の書面

十七 法第九十四条第二項の書面

- 十八 法第九十五条の書面
- 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面
- 二十 法第九十六条第一項後段の書面
- 二十一 法第九十七条の書面
- 二十二 法第九十九条第一項の書面
- 二十三 法第一百一条第一項の書面
- 二十四 法第一百一条第二項の書面
- 二十五 法第一百二条第二項の書面
- 二十六 法第一百三条の書面
- 二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和五年十二月一日から施行する。
(埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の廃止)
- 2 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程(平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号)は、廃止する。